

旭区連合自治会町内会連絡協議会 4 月定例会



旭区マスコットキャラクター
あさひくん

日 時：令和 6 年 4 月 18 日（木）

午前 10 時 00 分から

場 所：新館大会議室（旭区役所新館 2 階）

1 警察・消防からのお知らせ

（自治だよりに掲載し、【資料番号】に網掛けしたものは、「自治だより」に資料を同封します。）

番号	議題	配布先
(1)	旭警察署からのお知らせ（情報提供） (旭警察署) 【資料 1 - 1】	単会 会長
(2)	旭消防署からのお知らせ（情報提供） (旭消防署) 【資料 1 - 2】	単会 会長

2 横浜市町内会連合会定例会結果報告

（自治だよりに掲載し、【資料番号】に網掛けしたものは、「自治だより」に資料を同封します。）

番号	議題	配布先
(1)	令和 6 年度初期消火器具整備費補助事業について（周知依頼） (旭消防署) 【資料 2 - 1】	単会 会長
(2)	GREEN×EXPO 2027 広報チラシの掲出について（依頼） (脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課／旭区 区政推進課) 【資料 2 - 2】	掲示
(3)	GREEN×EXPO 2027 の進捗状況について（情報提供） (脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課／旭区 区政推進課) 【資料 2 - 3】	単会 会長
(4)	横浜市の公園を禁煙にすることへの市民意見募集実施について（情報提供） ※ 募集期間：令和 6 年 4 月 18 日（木曜日）から令和 6 年 5 月 31 日（金曜日）まで (みどり環境局 公園緑地管理課) 【資料 2 - 4】	連長
(5)	自治会町内会館整備について（事業説明） (市民局 地域活動推進課／旭区 地域振興課) 【資料 2 - 5】	単会 会長
(6)	自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金における訪問アドバイザー派遣及び補助対象となる会館の拡大について（事業説明） ※ 申請期間：令和 6 年 3 月 1 日（金）から令和 6 年 9 月 30 日（月）まで (市民局 地域活動推進課／旭区 地域振興課) 【資料 2 - 6】	単会 会長
(7)	自治会町内会加入促進用リーフレットについて（情報提供） (市民局 地域活動推進課／旭区 地域振興課) 【資料 2 - 7】	単会 会長
(8)	令和 5 年度 家庭ごみ収集量の実績（速報値）について（情報提供） (資源循環局 政策調整課／旭区 地域振興課) 【資料 2 - 8】	連長
(9)	令和 6 年度日本赤十字社会費募集について（依頼） (日赤旭区地区委員会（旭区社会福祉協議会）) 【資料 2 - 9】	連長

3 旭区連合自治会町内会連絡協議会 議題

(自治だよりに掲載し、【資料番号】に網掛けしたものは、「自治だより」に資料を同封します。)

番号	議題	配布先
(1)	令和5年度日本赤十字社会費募集結果報告について(情報提供) (日赤旭区地区委員会(旭区社会福祉協議会))【資料3-1】	連長
(2)	令和6年度日本赤十字社会員増強運動(会費募集)の納入について(依頼) (旭区社会福祉協議会)【資料3-2】	別送
(3)	令和6年度旭区更生保護協会会費の納入について(依頼) (旭区社会福祉協議会)【資料3-3】	別送
(4)	令和6年度旭区まちぐるみ地域防犯推進事業活動助成金について(情報提供) ※ 申請期限: 令和6年6月28日(金)まで (旭区 地域振興課)【資料3-4】	単会 会長
(5)	令和6年度「旭区タウンミーティング」の実施について(依頼) ※ 提出期限: 原則開催希望日の2か月前まで (旭区 地域振興課)【資料3-5】	連長
(6)	「地域活動に役立つ! デジタル活用講座」の結果報告について(情報提供) (旭区 地域振興課)【資料3-6】	単会 会長

4 その他(情報提供、講演会・催事等の案内等)

(自治だよりに掲載しませんが、【資料番号】に網掛けしたものは、「自治だより」に資料を同封します)

番号	議題	配布先
(1)	広報紙「保護司会だより旭第42号」の配布について(情報提供) (旭区社会福祉協議会)【資料4-1】	単会 会長
(2)	広報紙「更女だよりあさひ」第11号の発行について(情報提供) (旭区更生保護女性会(旭区社会福祉協議会))【資料4-2】	連長
(3)	働き・子育て世代に対する情報発信の調査について(情報提供) (旭区 福祉保健課)【資料4-3】	連長
(4)	令和6年度「全国瞬時警報システム(Jアラート)」一斉情報伝達試験の実施について(情報提供) (旭区 総務課)【資料4-4】	単会 会長
(5)	「緊急時情報伝達システム」の登録について(依頼) ※ 報告期限: 令和6年5月31日(金)まで (旭区 総務課)【資料4-5】	単会 会長
(6)	令和6年度 連合自治会町内会主催の防災訓練計画書の御提出について(依頼) ※ 提出期限: 令和6年7月26日(金)まで (旭区 総務課)【資料4-6】	連長
(7)	「あさひ安全・安心かわら版」について(情報提供) (旭区 総務課)【資料4-7】	単会 会長
(8)	各種表彰の受賞者について(情報提供) (旭区 総務課)【資料4-8】	連長

(9)	<p>広げよう、SDGsの輪！令和6年度旭区SDGs月間 エントリー行事募集について（情報提供）</p> <p>※ エントリー期間：令和6年4月18日（木）から6月30日（日）まで （旭区 区政推進課）【資料4-9】</p>	単会 会長
(10)	<p>「旭区地域活動のしおり」の配布について（情報提供） （旭区 地域振興課）【資料4-10】</p>	単会 会長
(11)	<p>「みなくるだより」の自治会町内会掲示板への掲出について（依頼） （旭区 地域振興課）【資料4-11】</p>	掲示
(12)	<p>自治会町内会での「あさひ青指だより」チラシの掲示について（依頼） （旭区 地域振興課）【資料4-12】</p>	掲示

5 地域広報紙等の配布について（地区連合会長への情報提供）

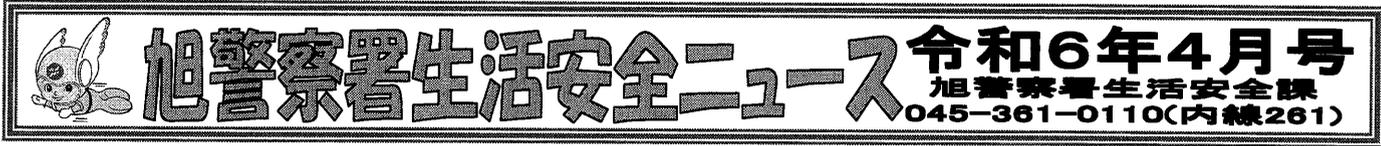
- (1) 今宿地区だより（第36号） ※今宿地区町内会自治会連合会 広報紙
- (2) みんなの若葉台（No.464） ※若葉台連合自治会 広報紙
- (3) ささのだいニュース（Vol.48） ※笹野台地区連合自治会 広報紙

定例会結果報告はこちら



【次回日程】

◎旭区連合自治会町内会連絡協議会 5月定例会
 日 時：令和6年5月17日（金） 午前10時00分から
 場 所：旭公会堂講堂（旭区役所4階）

旭警察署生活安全ニュース 令和6年4月号
旭警察署生活安全課 045-361-0110(内線261)

 刑法犯の発生状況 令和6年3月

	令和6年	令和5年	増減
特殊詐欺	14	19	-5
空き巣	2	7	-5
車上ねらい	7	8	-1
部品ねらい	8	12	-4
自動車盗	2	2	±0
オートバイ盗	14	8	+6
自転車盗	25	25	+0
不同意わいせつ	2	2	±0
強盗	0	0	±0
ひったくり	0	0	±0
器物損壊、忍込み等	95	105	-10
総件数	169	188	-19

● 特殊詐欺について
 旭区全域で特殊詐欺の前兆電話が多数入電しています。
 特殊詐欺の手口の一つとして預貯金詐欺があります。
 最近の騙しの電話は、区役所を騙り、「医療費の還付があります。手続きに新しいキャッシュカードが必要です。」等と電話をかけてきて、区役所職員を装う人が、自宅にキャッシュカードを取りに来るものです。
 電話で「カード・お金・ATM」等という言葉聞いたら、それは詐欺です。
 被害者の方のほとんどが、特殊詐欺の手口を知っていて、騙されています。
 自宅の電話に迷惑電話防止機器を取り付けることで、被害を防止しましょう。

① 特殊詐欺の発生状況 令和6年3月末

神奈川県内

	令和6年	令和5年	増減
件数	355	526	-171

令和6年 被害金額 約8億6000万円

旭区内

	令和6年	令和5年	増減
件数	14	19	-5

令和6年 被害金額 約1400万円

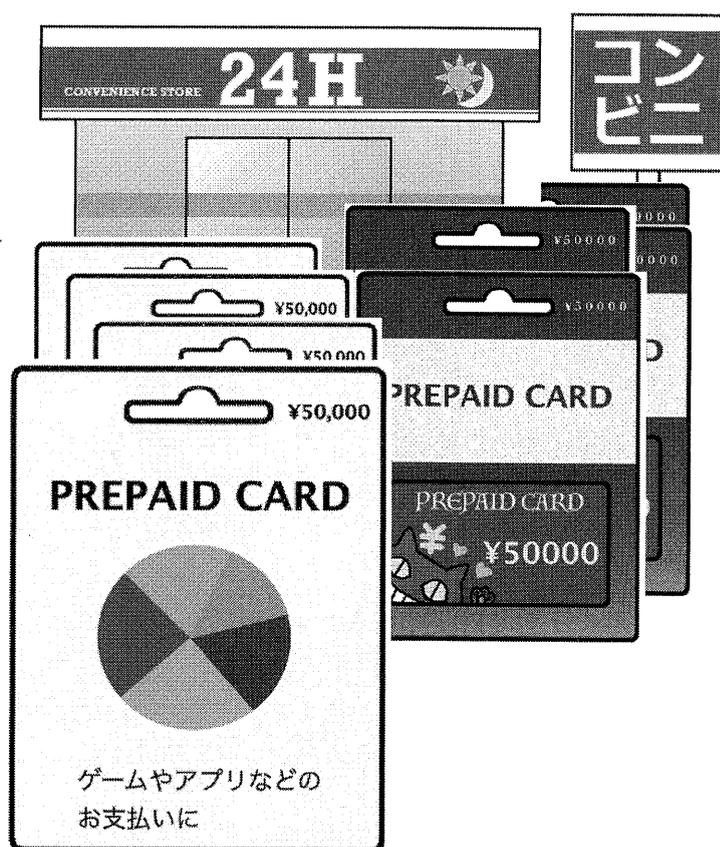
☆ 旭警察署からのお知らせ
 ~あなたの携帯電話に防犯・防災情報が届きます!~
 あさひ安全・安心かわら版に登録を!!
 旭区内の安全・安心に関する情報を受信できるシステムです。
 地域の防犯活動や高齢者・子供などへの注意喚起にお役立てください。
 ※ 登録方法は旭区役所のホームページに掲載されています。
 ○ 旭警察署ホームページでも情報発信を行っています。
 ○ 迷惑電話防止機能付き録音機を設置して特殊詐欺を防ぎましょう。

みんなであつくり! 安全・安心の街 旭!

あさひ地域安全ニュース

旭警察署生活安全課通信令和6年4月号

電子マネーの購入に戸惑っている方は、架空料金請求詐欺にダマされている可能性があるため、店員や警察にお知らせ下さい。



この姿にピン
とまたら 110番

皆さんで詐欺を防ぎましょう！

特殊詐欺発生件数(3月)

発生件数 6件

発生日	発生場所	手口詳細	被害品	騙された理由	発生日	発生場所	手口詳細	被害品	騙された理由
2月14日	笹野台4丁目	区役所騙り	キャッシュカード4枚、通帳2通	相手が名乗った身分を信じた					
2月22日	白根6丁目	区役所騙り	キャッシュカード2枚						
2月26日	上白根町	区役所騙り	約50万	相手が名乗った身分を信じた					
2月27日	本宿町	区役所騙り	キャッシュカード2枚、通帳1通	自分が騙されると思っていなかった					
2月28日	東希望が丘	年金事務所騙り	99万	相手が名乗った身分を信じた					
3月22日	二俣川2丁目	区役所騙り	キャッシュカード4枚、通帳1通	焦らされて考える暇が無かった					

場所	川島町	四季美台	鶴ヶ峰1丁目	鶴ヶ峰2丁目	鶴ヶ峰本町1丁目	鶴ヶ峰本町2丁目	鶴ヶ峰本町3丁目	西川島町	中希望が丘
当月									
累計	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

場所	東希望が丘	善部町	南希望が丘	さちが丘	二俣川1丁目	二俣川2丁目	本宿町	本村町	中尾1丁目
当月	1件					1件	1件		
累計	2件	0件	0件	0件	1件	1件	1件	0件	0件

場所	中尾2丁目	中沢1丁目	中沢2丁目	中沢3丁目	市沢町	小高町	三反田町	白根町	白根1丁目
当月									
累計	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	1件

場所	白根2丁目	白根3丁目	白根4丁目	白根5丁目	白根6丁目	白根7丁目	白根8丁目	中白根1丁目	中白根2丁目
当月					1件				
累計	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件

場所	中白根3丁目	中白根4丁目	上川井町	川井宿町	川井本町	桐が作	左近山	上白根町	上白根1丁目
当月								1件	
累計	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	0件

場所	上白根2丁目	上白根3丁目	今川町	今宿西町	今宿東町	今宿南町	今宿町	今宿1丁目	今宿2丁目
当月									
累計	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件

場所	大池町	柏町	万騎が原	南本宿町	若葉台1丁目	若葉台2丁目	若葉台3丁目	若葉台4丁目	金が谷
当月									
累計	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

場所	金が谷1丁目	金が谷2丁目	笹野台1丁目	笹野台2丁目	笹野台3丁目	笹野台4丁目	矢指町	下川井町	都岡町
当月						1件			
累計	0件	0件	0件	0件	1件	1件	0件	0件	0件

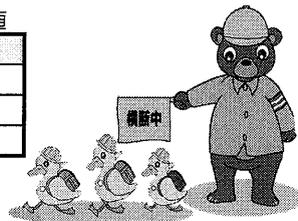
◎3月末の事故状況前年対比

※速報値

	件数	死者	重傷者	軽傷者	負傷者
2024年	135	3	5	148	153
2023年	120	0	7	127	134
前年比	+15	+3	-2	+21	+19

2024年月別
事故発生件数

1月	2月	3月
38	43	54



◎時間別発生件数【2時間単位】

※速報値



◎事故類型別件数

※速報値

事故類型	2023			2024		
	数	死者数	負傷者数	数	死者数	負傷者数
人対車両	横断歩道横断中	16	0	16	20	0
	その他	19	0	21	18	1
車両相互	すれ違い時	1	0	1	1	0
	出会い頭	4	0	4	11	1
	右折時 その他	6	0	6	7	0
	右折時 右折直進	15	0	15	17	1
	左折時	4	0	4	7	0
	正面衝突	1	0	1	8	0
	車両相互その他	20	0	24	21	0
	追突	20	0	28	19	0
追越追抜き時	5	0	5	1	0	
車両単独	車両単独	9	0	9	4	0
列車	列車	0	0	0	1	0
合計		120	0	134	135	3

自転車安全利用五則

- 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯 ○ 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

※ 令和5年4月1日からすべての自転車利用者に対し
ヘルメットの着用努力義務化となっています



自転車マナーアップ強化月間

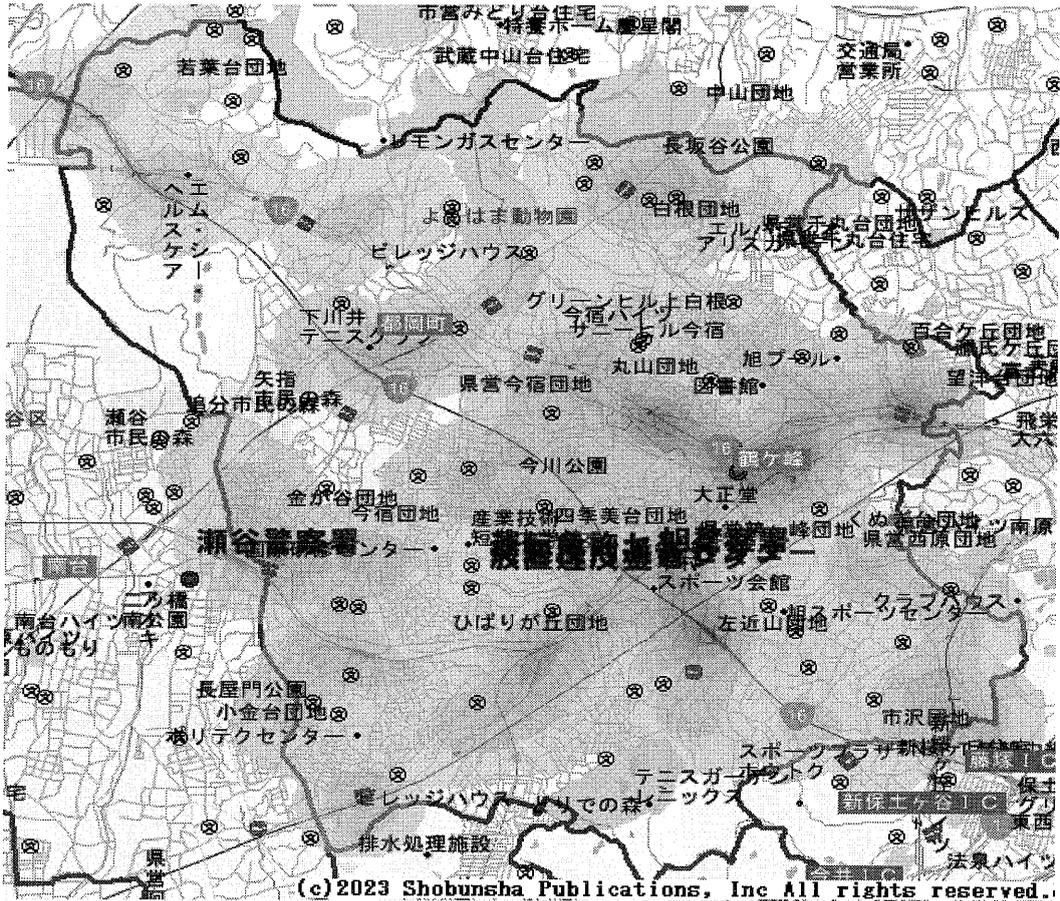
令和6年5月1日(水)～5月31日(金)

「自転車も 乗れば車の 仲間入り」



◎旭警察署管内 町内会別

令和6年3月末現在



(c)2023 Shobunsha Publications, Inc All rights reserved.

町内会	件数	前年比	二輪車	自転車	子供	高齢者
(大池)	0	-1	0	0	0	0
鶴ヶ峰	22	+5	10	4	1	9
白根	9	+1	3	1	0	5
旭北	5	-3	3	1	1	1
上白根	7	+2	0	2	0	4
今宿	10	-1	5	3	0	2
川井	16	-7	3	1	1	4
若葉台	2	0	1	0	0	1
笹野台	5	+2	0	1	0	3
希望が丘	5	+3	1	0	0	2
希望が丘東	6	+1	1	2	0	3
希望が丘南	6	+4	3	1	0	1
さちが丘	7	+4	1	1	0	2
万騎が原	2	-2	0	1	0	0
二俣川	13	+6	5	3	1	2
二俣川ニュータウン	1	0	0	0	0	0
旭中央	3	0	3	0	0	1
旭南部	7	+2	1	0	0	4
左近山	1	-1	0	0	0	1
市沢	8	0	2	0	0	2
総計	135	15	42	21	4	47

(注)

* 二輪車に乗った高齢者と、自転車に乗った子供が衝突した場合、それぞれにカウントされますが、発生件数は1件になります。

旭区内火災発生状況（3月中：4件）

月日	場所	用途	被害状況	出火原因
3月17日	今宿東町	雑草	雑草3㎡焼損	火遊び(推定)
3月21日	本村町	乗用車	車両1台、保土ヶ谷バイパス法面50㎡及びガードレール焼損	調査中
3月28日	白根二丁目	乗用車	エンジンルーム内残置の繊維製ウエス1枚焼損	排気管
3月31日	さちが丘	専用住宅	専用住宅 1棟200㎡焼損	調査中

各年の1月1日から同年3月31日(現在)

項目	区分/年数	旭区内			横浜市内		
		令和6年	令和5年	増△減	令和6年	令和5年	増△減
火災状況	火災件数(件)	9	15	△6	172	208	△36
	焼損床面積(㎡)	333	61	272	1,861	1,759	102
	死者(人)	1	0	1	12	4	8
	負傷者(人)	2	1	△1	28	28	0
救急状況	救急件数(件)	4,337	3,881	456	63,598	57,899	5,699
	1日当たりの出場件数(件)	47.7	43.1	4.6	698.9	643.3	55.6

(備考) 令和6年の数値は速報値であり、確定値ではありません。

消火栓を使用する訓練等での、 消防署への「相談・報告」のお願い

1 消火栓を使用する訓練

- ・初期消火箱を使用した訓練
- ・スタンドパイプ式初期消火器具を使用した訓練
- ・放水訓練や放水体験

2 理由

- ・ご家庭の水道水の圧力の低下
- ・ご家庭の水道水の濁水(配管内の錆などの混入)

3 相談・報告要領

- ・1か月前までに消防署(消防出張所)への相談・報告をお願いいたします。
- ・訓練日時、使用する消火栓の場所



【お問合せ先】旭消防署総務・予防課 予防係
電話・FAX 045(951)0119

令和6年町丁別火災発生状況

令和6年1月1日から同年3月31日(現在)

署所別	町丁別	小計	火災種別			
			建物	車両	林野	その他
本署	川島町	1	1			
	白根町					
	白根一丁目					
	白根二丁目	1		1		
	白根三丁目					
	白根四丁目					
	白根五丁目					
	白根六丁目					
	白根七丁目					
	白根八丁目					
	中白根一丁目					
	中白根二丁目					
	中白根三丁目					
	中白根四丁目					
	鶴ヶ峰一丁目					
	鶴ヶ峰二丁目					
	鶴ヶ峰本町一丁目	1		1		
	鶴ヶ峰本町二丁目					
	鶴ヶ峰本町三丁目					
	西川島町					
本村町	1		1			
四季美台						
今川町	1				1	
今宿東町	1				1	
今宿西町						
今宿南町						
6件						
さちが丘	さちが丘	1		1		
	東希望が丘					
	中希望が丘					
	南希望が丘					
	二俣川1丁目					
	善部町					
1件						
都岡	川井本町					
	川井宿町					
	下川井町					
	都岡町					
	上白根町					
	上白根一丁目					
	上白根二丁目	1		1		
上白根三丁目						
1件						

署所別	町丁別	小計	火災種別			
			建物	車両	林野	その他
南本宿	本宿町					
	南本宿町					
	二俣川2丁目					
	桐が作	1		1		
	左近山					
	万騎が原					
1件						
若葉台	上川井町					
	若葉台一丁目					
	若葉台二丁目					
	若葉台三丁目					
0件						
市沢	市沢町					
	三反田町					
	小高町					
0件						
今宿	金が谷					
	金が谷一丁目					
	金が谷二丁目					
	今宿町					
	今宿一丁目					
	今宿二丁目					
	笹野台一丁目					
	笹野台二丁目					
	笹野台三丁目					
	笹野台四丁目					
	中沢一丁目					
	中沢二丁目					
	中沢三丁目					
	中尾一丁目					
中尾二丁目						
0件						
矢指町						

合計	9	件	建物	車両	林野	その他
			4	3	0	2

* 地区連合未加入・高速道路等を含みます。

旭区連合自治会町内会火災発生状況

自治会・町内会	3月	累計
鶴ヶ峰地区町内会連合会		2
白根地区町内会自治会連合会		
旭北地区連合自治会		1
上白根連合自治会		
今宿地区町内会自治会連合会	1	1
川井地区町内会自治会連合会		
若葉台連合自治会		
笹野台地区連合自治会		
希望が丘連合自治会		
希望が丘東地区連合自治会		

自治会・町内会	3月	累計
希望が丘南地区連合自治会		
さちが丘地区連合自治会	1	1
万騎が原連合自治会		
二俣川地区連合自治会		
二俣川ニュータウン連合町内会		
旭中央地区連合町内会		1
旭南部地区連合自治会		1
左近山連合自治会		
市沢地区連合町内会		
地区連合未加入・高速道路等	2	2
合計	4	9

初期消火器具設置費用の一部補助について【周知依頼】

1 事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

2 お願いしたいこと

【地区連長】ご承知おきの上、単位会長様への周知をお願い致します。

【単位会長】申請を行う場合は、申請書に必要事項を記入の上、9月30日（月）までに消防署に御提出をお願い致します。

3 申請要件

下記3つに当てはまる単位自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大の恐れがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

4 申請方法

- (1) 受付期間：令和6年4月1日（月）から9月30日（月）まで
 - (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、消防署に御提出をお願い致します。
- ※申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロード、または消防署でお渡しします。



「横浜市 初期消火器具」で検索

5 補助の対象経費

- (1) 初期消火器具の新規設置及び器材全ての更新設置の場合
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり20万円を上限とします。
- (2) 初期消火器具の一部更新設置の場合
消防用ホースなど器材の一部の更新や、自治会町内会が所有している初期消火箱の新たな器材（スタンドパイプ・台車）への更新経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり7万円を上限とします。

【お問い合わせ先】
旭消防署総務・予防課予防係
担当 中澤・大塚
電話/FAX 045-951-0119

第1号様式（第5条第2項）

年 月 日

横浜市長

団体名

住所

代表者職・氏名

電話 ()

初期消火器具整備費補助金交付申請書

初期消火器具を整備するため、初期消火器具整備費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付にあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び初期消火器具整備費補助金交付要綱を遵守します。

1 整備種別 初期消火箱、 スタンドパイプ式初期消火器具

2 整備内容 新規設置、 更新設置、 一部更新設置

3 整備費用総額 _____ 円

4 設置場所
_____ 区

5 設置場所周辺の状況等

- 地域に消火栓がある（初期消火箱の場合 直近____mに消火栓あり）
- 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある
- 定期的に訓練を実施する

6 申請理由

7 添付書類

- 見積書の写し
- 初期消火器具設置位置図
- 土地及び施設の使用承諾・許可書等の写し

GREEN×EXPO 2027 広報チラシの掲示について【掲示依頼】

1 事業の趣旨

このたび、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）のクリエイターである蛭川実花さんがデザインしました、新しいキービジュアルを用いた広報チラシ（A4サイズ）が完成しました。

GREEN×EXPO 2027 の開催に向けて、市民の皆様と共に機運を高めるため、新しい広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出していただきますようお願いいたします。

なお、当該キービジュアルを用いたポスターは、区役所、市民利用施設をはじめ、市内各所で順次掲示する予定です。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位自治会町内会あて掲示物を送付します。

掲示についてご協力をお願いします。

※以前に掲示を依頼しました旧チラシが掲示板に残っている場合は、処分していただきますようお願いいたします。

3 広報チラシの掲示期間等

広報チラシの到着後、2か月程度（6月末まで）の掲示をお願いします。

※掲示板の空き状況等により御無理のない範囲で御協力をお願いします。

※各区の区連会で、掲示期間について個別ルールがある場合は、状況に応じて御対応ください。

※屋外掲示板によるチラシの劣化が想定されます。大変お手数ですが、依頼掲示期間後の6月末になりましたら、処分していただきますようお願いいたします。

GREEN×EXPO 2027 の進捗状況について（情報提供）

平素より、「GREEN×EXPO 2027」の開催に向けたご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございます。直近の進捗状況について、情報提供します。

1 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

2 「GREEN×EXPO 2027」とは

- ・私たちの生活に大きな影響をもたらす気候変動に着目した、環境と共生し市民の皆様と共につくる、「環共」をテーマとする日本で初めての国際博覧会です。
- ・自然・人・社会が共に持続するために、地球の限界や脱炭素社会を見据え、「人々の環境への意識や行動は 2027 年の横浜から変わった」と言われるよう準備を進めていきます。
- ・気候変動などの世界的な課題に対し、“自然の力”、“グリーンの力”で課題を解決し、環境にやさしい未来の暮らしを考え、横浜から世界に発信することが、博覧会のテーマである「幸せを創る明日の風景」につながっていきます。

3 現在の会場計画（案）

瀬谷区・旭区にまたがる上瀬谷の広大な里山を舞台に、起伏のある地形や川の源流などの自然を生かし、市民や企業が出展する 5 つの「Village（ビレッジ）」と、花や緑の美しい風景が楽しめる 3 つの「ゾーン」を設けます。





Urban GX Village

脱炭素社会を目指して新たな技術を導入した未来の都市像を体感できます。



Craft Village

自然と共に生きる知恵と技が込められた、日本の伝統産業などの温故知新を体感できます。



Farm & Food Village

健康を支える食と農が共存した生活と、その豊かさを実感できます。



Kids Village

これからの地球を生きる子どもたちが、遊びを通じて自然の大切さを学べます。



SATOYAMA Village

日本の原風景である里山を体感し、生物多様性の価値を再認識します。

※今後の調整状況により変更となる場合があります。

4 公式マスコットキャラクターのデザイン発表



開催3年前となる3月19日に公式マスコットキャラクターのデザインを発表しました。6月に名前の発表が行われる予定です。

担当：脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
連絡先：Tel 671-4627
メール：da-greenexpo@city.yokohama.jp

各地区連合町内会長 様

みどり環境局公園緑地管理課長

横浜市の公園を禁煙にすることへの市民意見募集実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

受動喫煙対策の取組として横浜市公園条例に「禁煙」を含め、「公園内禁煙化」を検討しております。検討にあたりパブリックコメントを実施いたしますので、情報提供いたします。

2 パブリックコメントの概要

(1) 募集期間

令和6年4月18日(木曜日)から令和6年5月31日(金曜日)まで



(2) 提出方法

①ご意見受付フォーム

横浜市電子申請・届出システム

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/dc2140c5-6a43-4f43-b7d0-44b5b519a9f4/start>

※メンテナンス時間中（不定期）はご利用いただけません。



②リーフレット付属のハガキによる郵送（切手不要）

各区役所、横浜市役所などで配布しています。概要版リーフレットのハガキを切り取ってお送りください。（概要版リーフレットのハガキを使用する場合は、切手不要。当日消印有効。）

③FAX

045-550-3916

④電子メール

mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp

メールの件名には「公園禁煙化意見」と書いてください

（※電話によるご意見は受け付けておりません。）

⑤持参

受付時間 8時45分から17時まで

みどり環境局公園緑地管理課
担当 関本、井上、入本
電話 045-671-2642 /FAX 045-550-3916
メール mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp

『公園のまち ヨコハマ』

横浜には地域に身近な公園から大規模な公園まで、約2,700か所もの多彩な公園があり、特に、子育て世代も多く集う身近な公園の数は、政令市のなかで全国一位の数となっています。横浜市では、「公園のまち ヨコハマ」として、市民の皆様公園をより一層ご利用いただけるよう、インクルーシブな公園づくりや子どもログハウスのリノベーション、受動喫煙対策などの子育て環境の充実や、地域の活性化につながる集客イベントの実施など様々な取組を進めていきます。



▲集客イベントによる賑わいの創出



▲インクルーシブな公園づくり



▲子どもログハウスのリノベーション

横浜市の公園を 禁煙にすることについて みなさんのご意見をお聞かせください

「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を目指し、子どもたちが安全に安心して遊べる環境を確保するため、横浜市公園条例の中に、公園における禁止行為として、「喫煙」を追加することを、公園における受動喫煙対策の方向性として取りまとめました。



ご意見は
こちらから

切り取り

郵便はがき

料金受取人払郵便

横浜港局
承認

2 3 1 - 8 7 9 0

0 0 5

このハガキは使用できません

差出 令和6年5月31日まで (切手不要)
横浜市中区本町6丁目50番地の10
みどり環境局 公園緑地管理課 行



属性等をご記入ください

【属性】 個人(住民) その他(事業者等)

【住所】 横浜市 _____ 区 横浜市外

【年代】 ~9歳 10歳代 20歳代
 30歳代 40歳代 50歳代
 60歳代 70歳代 80歳代~

※その他(事業者等)とお答えの方は年代のご記入は不要です。

【公園の利用頻度】

週1回以上 週1回未満~月1回以上
 月1回未満~年1回以上 年1回未満

※その他(事業者等)とお答えの方は利用頻度のご記入は不要です。

横浜市の公園を禁煙にすることについて
ご意見をお聞かせください。
募集締切 令和6年5月31日(金)まで

応募方法

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

- ①はがき(左のはがきを切り取り、ご使用ください。)
(切手不要 当日消印有効)
- ②FAX: 045-550-3916 みどり環境局公園緑地管理課あて
- ③電子メール: mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp
- ④持参: 受付時間 8時45分から17時まで
- ⑤インターネット入力フォーム
スマートフォンで回答される方は下記QRコードからアクセスできます。
パソコンで回答される方は、下記よりアクセスください。
<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/b56497b8-4650-4df5-adce-124b111ffed/start>

お問合せ

みどり環境局 公園緑地管理課
電話番号: 045-671-2642



注意事項

- ・ご意見への個別の回答は行いません。また、ご意見を正確に把握するため、電話でのご意見の受付はいたしません。
- ・ご意見の提出に伴い取得した個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限り利用します。



1 これまでの経過

(1) アンケート調査(令和5年7月から8月)の結果概要

- 「公園を利用している際に喫煙で迷惑と感じたことがあるか」の問いについては、「よくある」、「たまにある」を選択したのが、eアンケートでは約6割、子育て世代では約8割、公園愛護会では約5割となりました。
- 「公園内での喫煙について、どのようなことが迷惑と感じたか」の問いについては、eアンケートと子育て世代では「たばこの煙やにおい」と「吸い殻のポイ捨て」が、公園愛護会では「吸い殻のポイ捨て」が、特に多く選択されました。
- 「自由意見」では、公園で何らかの受動喫煙対策を求める意見が多く寄せられました。

(2) 一部公園での禁煙の試行実施(令和5年10月から11月)の結果概要

ア 禁煙の試行結果

- 駅前に立地する藤が丘駅前公園や天王町駅前公園では、一定数の喫煙がありました。
- 天王町駅前公園では、試行中の喫煙者の数が大幅に減少しました。禁煙を周知した効果が一定程度あったものと推察されます。

イ 現地アンケート調査結果

- 「公園を利用している際に喫煙で迷惑と感じたことがあるか」の問いについて、「よくある」、「たまにある」の回答割合が高かったのは、藤が丘駅前公園で5割を超える結果となりました。
- 従前から喫煙者が少ないこども自然公園では「ほとんどない」、「ない」の回答割合が8割を超える結果となりました。
- 「自由意見」では、公園で何らかの受動喫煙対策を求める意見が多く寄せられました。

2 受動喫煙対策のため、公園内喫煙禁止を条例で明記することが必要な理由

- アンケートの結果から多くの方が公園で何らかの受動喫煙対策を求めていること。
- 駅前に立地する公園では、一定数の喫煙がありましたが、試行中に喫煙者の数が大幅に減少した公園もあり、禁煙を周知した効果が一定程度あったものと推察されること。
- 改正健康増進法では特定施設以外の屋外については喫煙者の周囲への配慮義務までではなく、実効性が担保できないこと。
- 条例で、禁止事項として喫煙を明文化することで、分かりやすい形で周知、誘導できること。



▲ 試行中のアンケート調査の様子 ▲

3 横浜市公園条例改正の考え方

横浜市公園条例を改正し、市立公園内において禁止する行為として「喫煙」を加えます。

(行為の禁止)

第5条 何人も公園において次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第6条第1項本文若しくは第2項本文又は第7条第2項の規定に基づく許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 鳥、獣の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) ごみその他の汚物を捨て、その他不衛生な行為をすること。
- (4) 土地を掘りおこし、土石の類を採集し、その他土地の形質を変更すること。
- (5) 公園内の土地及び物件を傷つけ、若しくは汚し、又は原状を変更すること。
- (6) 公園に居住すること。
- (7) 工作物を設けること。
- (8) 土石、木材等の物件をたい積すること。
- (9) 広告物を掲げ、又は散布すること。
- (10) **喫煙(健康増進法(平成14年法律第103号)第28条第2号に規定する喫煙をいう。)をすること。**
- (11) 危険のおそれのある行為又は他人の迷惑となるような行為をすること。
- (12) 前各号のほか、公園の利用及び管理に支障のある行為をすること。

※公園で許可なく禁止行為を行った場合には5万円以下の過料に処される対象になります。

切り取り

回答欄

募集締切 令和6年5月31日(金)まで

横浜市の公園を禁煙とすることとし、横浜市公園条例の禁止行為に喫煙を加えることについてご意見をお聞かせください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



▲ 試行中の公園の様子

区連会 資料 2-5

市連会 4月定例会説明資料
令和6年4月10日
市民局地域活動推進課

自治会町内会館整備について【事業説明】

1 事業の趣旨

令和7年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費100万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和7年度予算編成に向けた事前申出を募集します。なお、予算には上限がありますので、予算の範囲内で対象となる自治会町内会を決定する予定です。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

（地区連合町内会館も対象となります）

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、ご検討ください。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

3 制度について

（1）制度概要

別添のパンフレット『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』をご参照ください。制度の詳細は、横浜市ホームページにも掲載しております。以下の二次元バーコードよりアクセスください。



（2）令和6年度の変更点

・補助上限額の引上げ

近年の物価高騰等の影響を踏まえ、補助上限額を見直しました。

整備の種類	補助率	現行制度 補助限度額	引上げ後 補助限度額
新築・購入	1/2	99,000円/㎡ かつ 1,200万円	125,000円/㎡ かつ 1,500万円
特殊基礎工事	1/2	300万円	300万円
エレベータ設置工事費	1/2	300万円	300万円
増築	1/2	500万円	630万円
耐震補強工事	1/2	300万円	380万円
修繕	1/2	200万円	250万円

・補助金の「前金払い」制度を創設

より活用しやすい補助制度とするため、補助金の前金払いを可能としました。

4 事前申出の提出

【申込方法】各区役所地域振興課へ必要書類を提出

必要書類については、区役所地域振興課へお問い合わせください。

【申込期限】令和6年7月12日（金）

※令和7年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和7年3月末頃の予定です。

5 その他

- (1) 風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。
- (2) 公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、みどり環境局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。
- (3) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金（LED照明器具や省エネエアコンなどの整備導入における補助制度）とは別事業になります。

市民局地域活動推進課 担当 松永、石栗、高橋、渡邊 電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734 メール sh-jichikai@city.yokohama.jp

自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和6年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。**自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金とは異なる制度ですのでご注意ください。**

◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。（修繕を除く）

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の**市内事業者**(※1)による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している（**事業者は建設業の許可が必要です。**※2）
- (9) 補助対象経費が100万円以上の整備である

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。

具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 125,000円 かつ 1,500万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	630万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	380万円	耐震診断(※)に基づいて行う工事 (※) 会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	250万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の2分の1を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。(新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。)
- 新築、耐震補強工事及び250万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。
(自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。)

3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度7月頃までに、事前の申出が必要です。
横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、**必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。**
- (2) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、**工事請負契約前又は売買契約締結前に**、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (3) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、**必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。**
※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査(完了検査)を行います。その完了検査結果に基づき所定の手続きを行い、工事請負業者への代金支払い後、補助金の支払いを行います。

なお、工事請負業者への支払いよりも前に補助金を受領する必要がある場合には、前金払いを選択することができます。交付申請の際にお申し出ください。

5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度7月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間(※注)」内に処分(解体等)するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び耐震補強工事のもの
 - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50年
 - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30年
 - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく10年

◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、返済期間は10年以内です。

2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員の個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要です。事前にご相談ください。

◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意思決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8413
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索



自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金における訪問アドバイザー派遣及び 補助対象となる会館の拡大について【事業説明】

1 事業の趣旨

3月1日から申請受付を開始した自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金において、省エネ設備の導入検討の際に、建築士が会館に訪問し、設備の導入方法や工事に関するご相談をお受けしています。是非ご活用ください。

また、マンションなどの集合住宅における集会施設（会館として利用している場合）についても補助対象となるよう対象を拡大しましたので、お知らせします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

是非、当補助金の活用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供の上、是非、当補助金の活用をご検討ください。

3 建築士による訪問アドバイザー派遣の概要

省エネ設備（断熱窓や太陽光発電設備等）の導入に関して、どのような設備・工事が必要かなど、建築士が会館等を訪問し、ご相談をお受けします（予約制、無料）。

【訪問アドバイザー派遣 事前連絡先】

一般社団法人 横浜市建築士事務所協会

電 話：045-662-2711

受付時間：平日 9:00～12:00 / 13:00～16:30

※訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能

※事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。

※補助金の申請方法や提出書類に関するお問合せは、連絡先が異なります。横浜市住宅供給公社（045-451-7740）へお願いします。

4 補助対象となる会館の拡大

自治会町内会館の実態を踏まえ、多くの団体に補助制度をご利用いただけるよう、例えば、マンションの自治会でそのマンションの集会施設を会館として利用している場合も、補助対象としました。

【裏面に続きます】

【補助対象】

- ① 町内会等が所有する会館
- ② 会館を自己所有していない場合でも、町内会等が会館を借用等し、設備導入費の負担及び電気料金の継続的な支払いを行っている場合
- ③ **今回拡大** マンションなどの集会施設を、町内会等が活動の拠点（会館）として利用し、その集会施設の管理団体（マンション管理組合等）と合同で補助申請する場合（※）

※詳しい要件は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご確認ください。

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

- ・活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助
- ・申請期間：令和6年3月1日（金）～9月30日（月）
- ・補助率・補助上限額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具 ※1	2 / 3	60 万円
省エネエアコン	2 / 3	130 万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2 / 3	200 万円※2

※1 電球形LEDランプのみの交換も対象

※2 いずれかの実施も可。

（ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限る）

詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。

横浜市 会館脱炭素

検索



(市 WEB ページ)

【補助対象などに関するお問合せ・申請窓口】

横浜市住宅供給公社（事務委託先）

電話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 松永、高橋、石栗

電話 045-671-2317 / FAX 045-664-0734

Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

お気軽にご相談ください

導入費用の2/3を補助します



LED 照明器具

太陽光発電設備・蓄電池

エアコン

断熱窓など

建築士が、会館を訪問し、 ご相談を伺います

費用：無料 (横浜市委託事業)

会館への訪問は、土・日・祝日も可能

[事前連絡先]

(委託先) 横浜市建築士事務所協会

045-662-2711

[受付時間: 平日 9:00~12:00 / 13:00~16:30]

【相談できる内容】

設備導入の際の工事内容、
付帯工事の有無、注意点
など

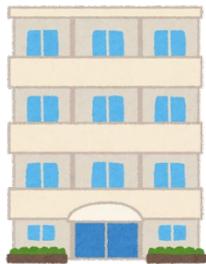
補助金の申請手続きなど 問合せ先

(委託先) 横浜市住宅供給公社

045-451-7740 [受付時間: 平日 9:00~17:00]

補助対象について
聞きたい！
申請方法がわからない…
は、こちらへ

マンションの自治会でも、ご利用できます



例えば、
マンション管理組合が管理する集会室でも、
自治会が、自治会館として利用しており、その自治会とマンション管理組合
の合同の申請をいただいた場合、補助対象とするよう対象を拡大しました。

補助対象となる会館の要件(今回拡大部分)

集合住宅、団地などの集会施設(例:マンション集会室)でも

自治会が
活動の拠点(会館)
として利用

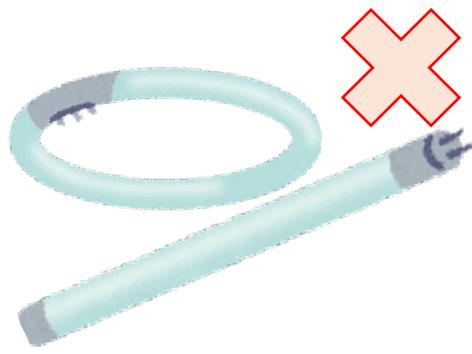
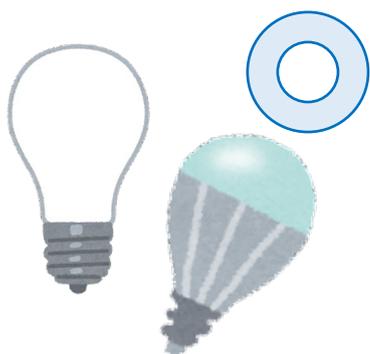
+

マンション等の住民(自治会の会員)で構成する
管理団体(マンション管理組合など)と
合同で補助申請する場合

※申請の際、自治会町内会と施設管理団体(マンション管理組合など)の設備導入に関する意思決定や、
会館としての利用状況などを確認します。

●詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

電球形 LED ランプのみの交換も、対象です



直管型や環形のランプのみ
の交換は補助対象外

※器具ごと交換する場合は
補助対象となります

ぜひ、本補助金のご活用をご検討ください

詳しくは、

横浜市 会館脱炭素

検索



募集案内はこちら

区連会 資料 2-7

区連会 4 月定例会説明資料
令和 6 年 4 月 18 日
横浜市町内会連合会事務局
(横浜市市民局地域活動推進課)

自治会町内会加入促進用リーフレットについて【情報提供】

1 事業の趣旨

子育て世代を主に対象とした自治会町内会加入促進リーフレットを作成しました。

児童が興味を持てるような内容とし、子育て世代の皆様が手に取って読んでいただけるような内容となっています。各自治会町内会におかれては、加入促進にご活用いただきますようお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。加入促進にご活用ください。

3 リーフレットの概要

(1) リーフレット名

「シール付き 自治会町内会はどこ？」

(2) 仕様、デザイン

大きさ：A4三つ折り

下記写真のとおり



4 その他

各区地域振興課にて在庫を用意しますので、ご利用の際は区役所あてご連絡ください。

(時期により在庫分がなくお待ちいただく場合がありますが、ご了承いただきますようお願いいたします。)

横浜市町内会連合会事務局
(横浜市市民局地域活動推進課)
担当 川口、渡邊
電話 045-671-2317/FAX 045-664-0734
sh-jichikai@city.yokohama.jp

令和 5 年度 家庭ごみ収集量の実績（速報値）について

1 家庭ごみ収集量

家庭ごみ収集量

	燃やすごみ	缶・びん・ ペットボトル	プラスチック製 容器包装
令和 5 年度	515,437 トン	53,258 トン	50,256 トン
令和 4 年度	534,545 トン	54,897 トン	52,107 トン
増減	▲19,108 トン (▲3.6%)	▲1,639 トン (▲3.0%)	▲1,852 トン (▲3.6%)

2 お願いしたいこと

【区連長・地区連長】ご承知おきください。

3 令和 6 年度に向けて

日頃から、ごみの減量・リサイクルの推進にご協力いただき、ありがとうございます。

横浜市役所では、市民の皆様が日常生活を安心して送ることができるよう、引き続き着実にごみの収集・運搬・処理・処分を実施してまいります。

また、令和 6 年 1 月に新たな一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ プラ 5.3 (ごみ) 計画」を策定しました。計画に基づきプラスチックごみの分別・リサイクル拡大を、令和 6 年 10 月に 9 区で、令和 7 年 4 月からは全 18 区で実施します。実施に向けて市民の皆様が新たな分別ルールに取り組んでもらえるよう説明会を実施していきます。

ごみに関してお困りごとがありましたら、お近くの収集事務所までご相談ください。

令和 6 年 10 月 先行実施区		
中区	港南区	旭区
磯子区	金沢区	戸塚区
栄区	泉区	瀬谷区
令和 7 年 4 月 実施区		
鶴見区	神奈川区	西区
南区	保土ヶ谷区	港北区
緑区	青葉区	都筑区

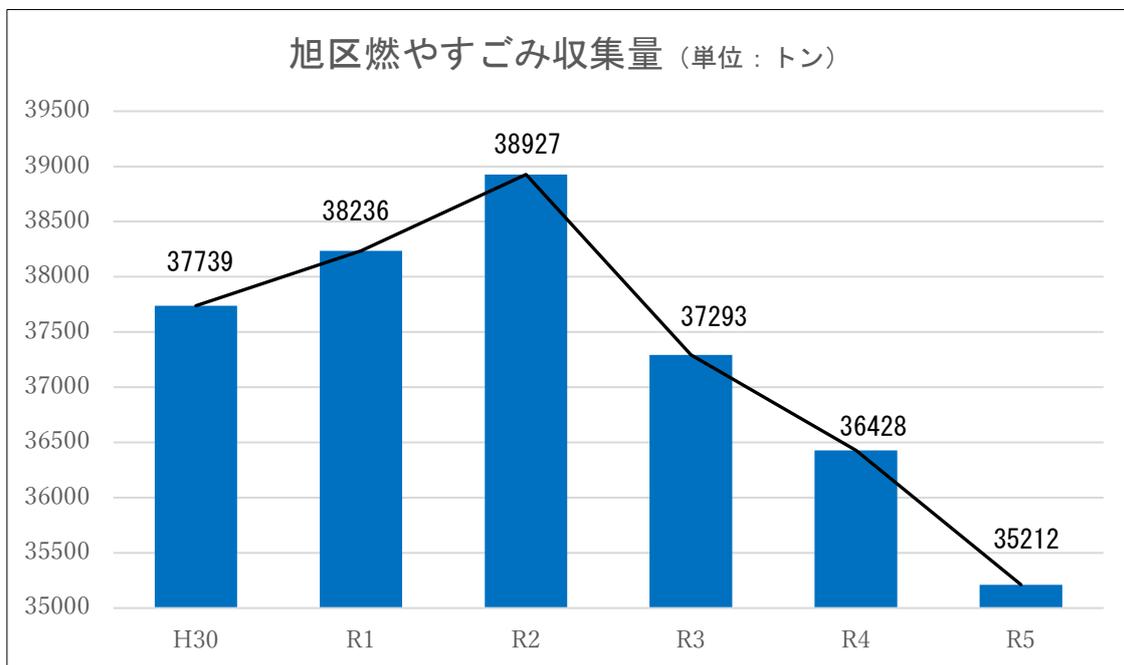


担 当：資源循環局政策調整課
電 話：6 7 1 - 2 5 0 3
F A X：5 5 0 - 4 2 3 9
Eメール：sj-seisaku@city.yokohama.jp

【参考】

旭区家庭ごみ収集量 【単位：トン】

	燃やすごみ	缶・びん・ ペットボトル	プラスチック製 容器包装
令和 5 年度	35,212	3,131	3,402
令和 4 年度	36,428	3,200	3,509
増減	▲ 1,217 (▲3.3%)	▲69 (▲2.2%)	▲107 (▲3.1%)



令和6年度日本赤十字社会費募集について【協力依頼】

日頃より、日本赤十字社の活動に御協力いただき誠にありがとうございます。
令和6年度の日本赤十字社の会費募集について、次のとおり御依頼いたします。

1 事業の趣旨

日本赤十字社は、国際救援活動、災害救護活動、医療事業、社会福祉事業、救急法・家庭看護法等の講習など幅広い活動を展開しています。

これらの活動を支える資金は、個人や法人から拠出していただく会費によって賅われています。

このため、一人でも多くの方々に赤十字の思想、活動を理解していただくとともに、赤十字社の使命を十分に果たすため、会費募集に対する御協力をお願いしております。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】郵送等で単位会長あて資料を送付します。

定例会等で協力いただくよう周知をお願いします。

【御依頼事項】

(1) 令和6年度日本赤十字社会費募集について

ア 日本赤十字社神奈川県支部からの令和6年度募集依頼額

208,593,000円（前年度同額）

イ 会費の一世帯あたりの金額（参考額）

200円程度

(2) 募集活動に伴うチラシ等の配布について

3 実施期間

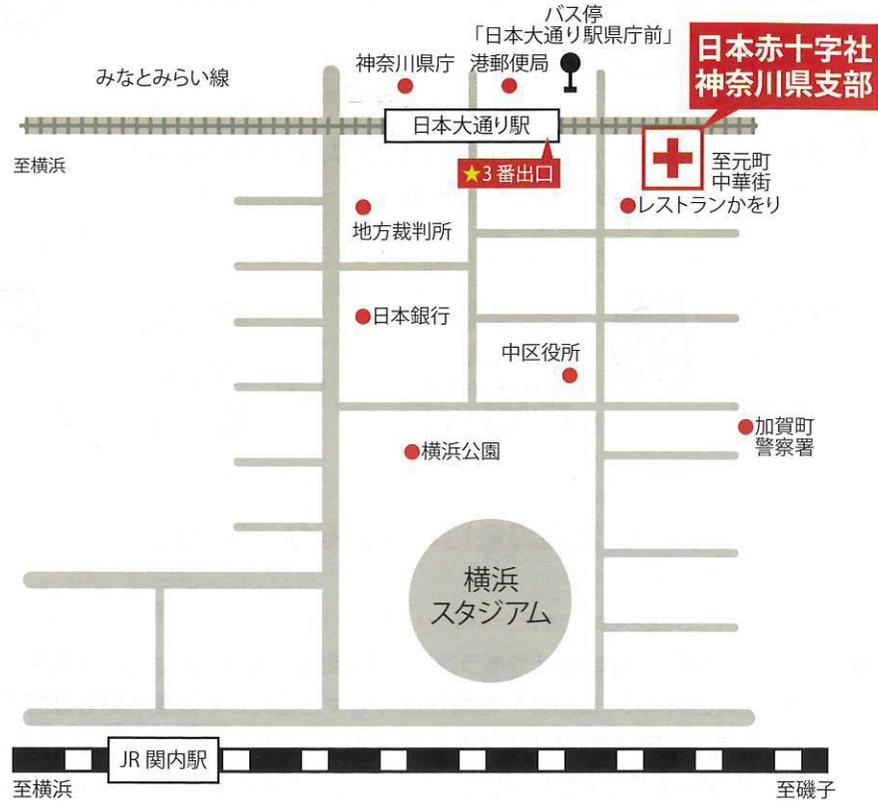
令和6年5月(赤十字運動月間)を中心とする通年

4 添付資料

(1) 令和6年度日本赤十字社神奈川県支部事業パンフレット（A5版）

(2) 令和6年度日本赤十字社神奈川県支部会費募集チラシ（A4版）

日本赤十字社 神奈川県支部 横浜市地区本部
(横浜市 健康福祉局 福祉保健課)
担当 長澤、服部
電話 045-671-4044 /FAX 045-664-3622



©渋谷敦志

▲令和6年能登半島地震災害における神奈川県支部の活動の様子(石川県珠洲市)

わたしたちの神奈川だから



赤十字活動資金にご協力をお願いします。

日本赤十字社 神奈川県支部
Japanese Red Cross Society

〒231-8536 横浜市中区山下町70-7
TEL 045-681-2123(代表)



日赤 かながわ



わたしたちの神奈川だから



日頃から赤十字に対しご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

日本赤十字社は、地域福祉やボランティア活動など、

地域に根ざした活動を行っております。

そして、災害が発生すると自治体や地域住民の方々と協力して

救護活動を行うなど、地域と密接なかかわりがあります。

いかなる状況下であっても、日本赤十字社の使命は変わりません。

地域の皆さまのいのちと健康、尊厳を守る活動を

これからも続けてまいります。

CONTENTS

INTRODUCTION	2	税制上の優遇措置について	14
日本赤十字社の使命	4	表彰について	15
事業紹介	6	市区町村の赤十字担当窓口	16
決算報告/事業予算	11	神奈川県内の赤十字施設	18
会費(活動資金)のご協力方法	12	赤十字についてのQ&A	19

令和5年度の活動の一例のご紹介

令和6年能登半島地震災害

苦しんでいる人を救いたい



地震が発生した令和6年1月1日以降、県内にある横浜市立みなと、秦野、相模原の各赤十字病院の救護班をはじめ全国の赤十字病院救護班が、被災地に入り、避難所の巡回診療など被災者に寄り添った活動を行いました。

「赤十字de自由研究」 (8月)

夏休みの4日間、小学生を対象に赤十字のことを学んだり、救命手当を体験していただきました。



「NHK海外たすけあい」 (12月)

毎年実施している本キャンペーンの趣旨に賛同した県内の赤十字ボランティアが、募金活動を行いました。



日本赤十字社の使命

わたしたちは、苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

今からおおよそ160年前

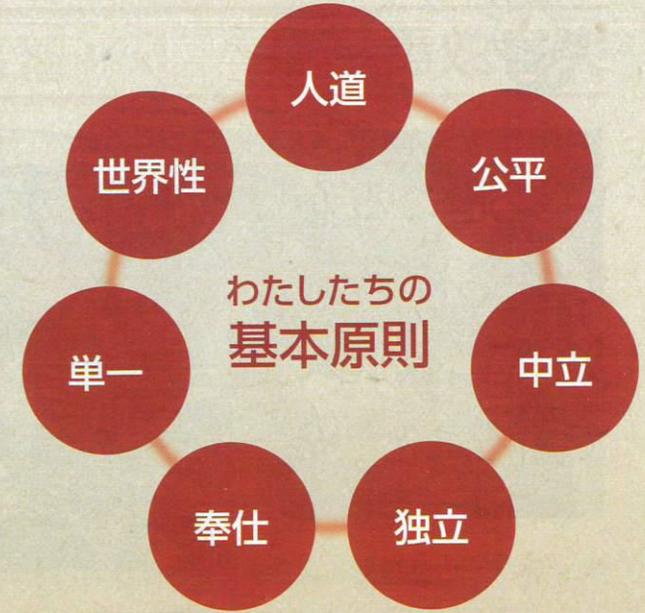
スイス人の実業家アンリー・デュナンは、1859年のイタリア統一戦争の激戦地ソルフェリーノで悲惨なありさまを目のあたりにし、傷ついて放置されていた人々を敵味方の区別なく救護しました。赤十字が誕生した瞬間です。

現在、赤十字はそのネットワークを191の国と地域に広げ、紛争・災害時における傷病者の救護活動をはじめ、災害対策、医療・保健、社会福祉、青少年育成などの幅広い活動を行っています。

アンリー・デュナンの呼びかけによって始まった赤十字は、7つの原則にしがたって行動しています。



アンリー・デュナン



日本赤十字社



日本赤十字社の誕生

1877年の西南戦争では、多くの兵士が傷つき戦野に倒れました。

このとき元老院議員であった佐野常民はアンリー・デュナンと同じ考えのもとに「博愛社」を設立し、敵味方の区別なく救護にあたりました。その後、日本がジュネーブ条約に加入し、「日本赤十字社」と改称しました。



日本赤十字社 神奈川県支部の誕生

1887年に「日本赤十字社神奈川県委員会」として神奈川県庁内に開設されました。災害救護活動をはじめ、医療活動、救急法の普及、献血、ボランティア活動の推進などの地域に根ざした活動を展開しています。

国際的な赤十字組織

赤十字国際委員会

ICRC: International Committee of the Red Cross

武力紛争時に犠牲者を保護するために、中立的な立場で活動することを認められている機関であり、戦時救護を目的として1863年に設立された最初の赤十字機関です。

国際赤十字・赤新月社連盟

IFRC: International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies

1919年に設立された各国の赤十字・赤新月社の連合体である国際機関です。主に災害救護や防災活動、保健衛生事業などの総合調整を行っています。

災害救護事業



いつ起こるか
分からない
災害に備えて
できること



災害が発生すると被災地に救護班を派遣し、「医療救護活動」や「こころのケア活動」を行います。また、被災者に救援物資をお届けするほか、義援金の受付も行います。神奈川県内では救護班を15班編成し、5つの倉庫(横浜市中区・港北区、横須賀市、南足柄市、箱根町)に次の救援物資を備蓄しています。

救援物資の例

毛布



保管や配送を考
えて真空パックで
圧縮しています。



緊急セット

ラジオ、懐中電灯、マスク
やウェットティッシュ等の
衛生用品などが収納され
ています。

安眠セット



マットレス・空気
枕・アイマスクなど
が収納されて
います。



援護物資

洗剤、歯ブラシ、タオルなど
の身の回りの品を収納し、県
内各市区町村の窓口に配備
しています。火災・風水害な
どの際に配布します。

救急法等の講習



大切な人を
救うため
それはあなたに
できること



いのちと健康を守るための具体的な知識と技術を伝える講習を、ボランティア指導員の協力のもと、神奈川県内各地で開催しています。

2022年度講習開催実績		開催回数	参加人数
救急法	救命手当や応急手当の知識・技術を学びます。	519回	12,730人
水上安全法	水難事故防止、おぼれた人の救助の方法について学びます。	73回	1,901人
雪上安全法	雪上の事故防止、けが人の救助の方法について学びます。	当年度は開催いたしませんでした。	
健康生活支援講習	高齢期を健やかに生きるための知識や、高齢者の自立に役立つ介護技術などについて学びます。	54回	1,069人
幼児安全法	乳幼児期に起こりやすい事故の予防とけがの手当、かかりやすい病気の対処方法について学びます。	119回	1,698人
		合計765回	17,398人

合計765回 17,398人

血液事業



安全な血液を安定的に届けるために

国や地方公共団体等と協力し、血液製剤の安全性の向上と安定供給に努めています。神奈川県内では、7カ所の献血ルームと11台の献血バスなどにより、皆さまから献血のご協力をいただいています。



国際活動



災害・紛争・病気…
世界中で
苦しむ人を
救うために



191の国と地域に広がる赤十字のネットワークを生かし、災害や紛争による被災者の救援活動と開発途上国における防災・保健衛生などの支援活動を行っています。神奈川県支部では、気候変動等レジリエンス強化事業(ルワンダ)、保健医療支援事業(バングラデシュ)、救急法普及支援事業(ラオス)などに取り組みました。

社会福祉事業



社会的支援を必要とする人のために

さまざまな事情により家庭で生活できない子ども、介護が必要な高齢者、障がいを持ち社会的な支援を必要とする方々が、安心して生活を送れるよう、全国で37の社会福祉施設を運営しています。神奈川県内では、視覚障がい者のための総合的な福祉施設である「神奈川県ライトセンター」を運営しています。



白杖での歩行訓練

※神奈川県ライトセンター：神奈川県の指定管理者として運営しています。

赤十字ボランティア



赤十字の
使命とする
人道的な活動を
実践しています



1859年、戦時に、敵・味方の区別なく負傷者の救護をしたのが赤十字ボランティアの始まりです。時代が変わっても「苦しんでいる人を救いたい」という思いは変わりません。神奈川県内に日本初の奉仕団が発足してから70余年、今では93団、約2万人の奉仕団員が活躍しています。赤十字の活動は、奉仕団をはじめとする赤十字ボランティアによって支えられています。

青少年赤十字



子どもたちの「主体性」を育むために

赤十字の精神に基づいた態度目標「気づき」「考え」「実行する」を掲げ、さまざまな活動が学校教育の中で展開されています。けがの予防と応急手当などを学ぶ「健康安全プログラム」や、災害の備えを学ぶ「防災教育プログラム」の普及推進に力を入れています。



医療事業



皆さまに
信頼される
病院の運営を
目指して



全国で91の病院を運営し、災害医療拠点病院の役割をはじめ、各地域における中核医療機関として日々、皆さまに信頼される病院運営に努めています。神奈川県内では、横浜市立みなと・秦野・相模原赤十字病院を運営しています。

※横浜市立みなと赤十字病院:横浜市の指定管理者として運営しています。

※相模原赤十字病院:相模原市内の診療所(青野原・千木良・藤野)を相模原市の指定管理者として運営しています。



横浜市立みなと赤十字病院



秦野赤十字病院



相模原赤十字病院

看護師の養成



災害救護や国際救援など
幅広く活躍できる看護師を育成

県内赤十字病院において必要な看護師を確保するための奨学金貸与制度を運用するとともに、災害救護・国際救援の分野等でも幅広く活躍できる看護師を育成するための研修や訓練に力を入れています。

赤十字活動資金の使い道

令和4年度 決算報告

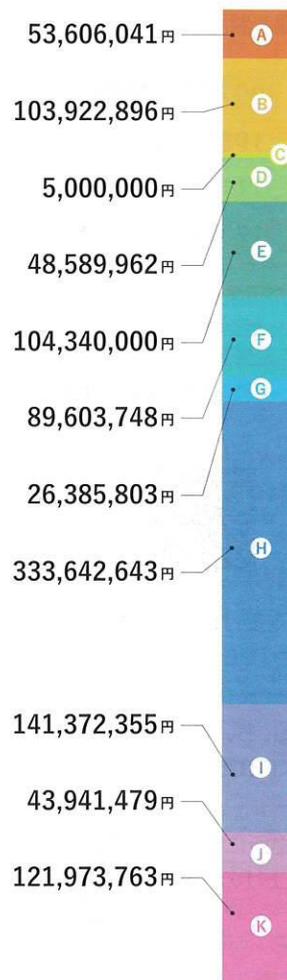
令和6年度 事業予算

決算合計 1,072,378,690円

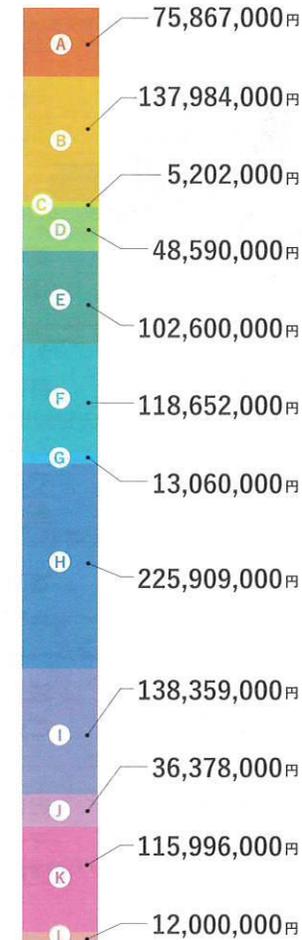
予算合計 1,030,597,000円

様々な事業を実施することができました
ご協力ありがとうございました

皆さまからお寄せいただく活動資金で
次の事業を予定しています



- ① 災害救護訓練、救援物資倉庫の維持管理、救護資機材の整備など
- ② 救急法等講習、奉仕団活動、青少年活動など
- ③ 国際開発協力事業
- ④ 災害救護に必要な医療機器の整備
- ⑤ 各市区町村における赤十字活動
- ⑥ 会費募集、広報など
- ⑦ 看護師確保のための奨学金など
- ⑧ 災害発生時のための積立金、翌年度への繰越金など
- ⑨ 管理経費
- ⑩ 支部社屋の維持管理経費など
- ⑪ 本社における全国規模の赤十字事業の展開
- ⑫ 予備費



※社会福祉施設、赤十字病院および血液センターは、施設ごとの特別会計になっており、上記には含まれません。
※決算については、承認日の都合上1カ年遅れの掲載となります。

会費(活動資金)のご協力方法

赤十字が行う活動は、皆さまからお寄せいただく活動資金によって支えられています。活動をさらに充実させるため、皆さまの継続的なご協力をお願いします。

地域での ご協力

町内会・自治会のご協力により募集を行っています。また、市区町村の赤十字担当窓口でも受け付けています。

郵便局・銀行 でのご協力

日本赤十字社神奈川県支部では、専用口座を開設しています。

郵便局(ゆうちょ銀行)	00290-8-20001
横浜銀行 県庁支店(普通)	1031284
三菱UFJ銀行 横浜中央支店(普通)	1110858
みずほ銀行 横浜支店(普通)	1733012



受取人は、いずれの口座も「日本赤十字社神奈川県支部」です。金融機関によっては、振込手数料をご負担いただく場合があります。

口座振替

2,000円以上の金額を、毎月または毎年、ご希望の口座からお振替します。

クレジット カード

2,000円以上の任意の金額
でご協力いただけます。

Webで気軽にすぐできる!

申し込み
フォーム



遺贈・相続 財産の寄付

遺贈や相続財産、お香典返しによるご寄付を受け付けています。
※相続税の申告の際に必要な証明書を発行できます。

周年記念事業 でのご協力

法人・団体さまの大切な節目となる周年事業において、赤十字活動をご支援いただくことで、社会貢献活動を広くPRできます。

寄付金付 自動販売機 でのご協力

お客様や従業員の皆さまの目に触れる場所に赤十字マークが付いた自動販売機を設置し、売り上げの一部を定期的にご寄付いただけます。



日本赤十字社への寄付は、税制上の優遇措置が受けられます。詳しくは、14ページを参照。ご要望やご相談がございましたら、お気軽に振興課までお問い合わせください。

募集方法について (あくまでも一例です)

町内会、自治会、奉仕団などの皆さまに、各ご家庭を訪問するなどして、会費(活動資金)のご寄付をお願いしています。また、年間を通じて、日本赤十字社神奈川県支部および市区町村の赤十字担当窓口(16、17ページ)でも受け付けています。

- 1 委嘱状、受領証、協力会員門標、パンフレット、広報用チラシなどを
持ち、各ご家庭を訪問します。

委嘱状

会費(活動資金)募集の
業務をお願いしている証。

受領証(10枚つづり)

会費(活動資金)を受領した
際に発行します。

協力会員門標

寄付者の皆さまに
お渡しします。

パンフレット

この
冊子です。

チラシ

配布、
または
回収します。
- 2 チラシなどで趣旨を説明し、会費(活動資金)を預かり、
受領証を発行します。
なお、ご寄付は、任意であり、強制するものではありません。
- 3 各町内会などで集められた会費(活動資金)と受領証の控えを
町内会長など(協賛委員)へ引渡します。
- 4 各町内会長など(協賛委員)は会費(活動資金)と受領証の控えを
各市区町村の赤十字担当者へ引渡します。

会員制度について

「会員」とは、赤十字の理念と活動に賛同し、年額2,000円以上のご協力を
いただいた方(個人、法人・団体)のことです。
会員として加入いただいた方*には年2回程度、会員誌などをお送りします。
※会員ご希望の方は、ご寄付の際にお申し出ください。
また、「会員」以外でご寄付いただいた方を「協力会員」とお呼びしています。

税制上の優遇措置について

日本赤十字社に対してご寄付をいただくと、次のような税制上の優遇措置が受けられます。

	優遇措置の名称等	寄付の内容	優遇措置の内容
個人	特定寄付金	日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。	寄付金の金額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の40%まで)から2千円を差し引いた額が寄付者の年間所得総額から控除されます。
	住民税にかかる寄付金控除 (募集期間 4月~翌年3月)*	日本赤十字社の各都道府県支部に対する寄付金で、総務大臣の指定を受けた事業にあてられるもの(災害救護設備の整備など)。	寄付金の金額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の30%まで)から2千円を差し引いた額の10%が寄付者の住民税額から控除されます。
	相続税の非課税	相続または遺贈により財産を取得した方から、日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。	相続または遺贈により取得した財産の全部または一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格から除外されます。 ※遺言状により受け取りを日本赤十字社神奈川県支部に指定することができます。
	指定寄付金 (募集期間 4月~9月)*	日本赤十字社に対する寄付金で、財務大臣の指定を受けた事業にあてられるもの(災害救護設備の整備など)。	法人の有する通常の損金算入限度額にかかわらず全額損金算入ができます。
法人	特定公益増進法人に対する寄付金	日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。	法人の有する通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額を損金に算入することができます。

※住民税にかかる寄付金(個人)および指定寄付金(法人)については、募集限度額の関係で適用にならない場合があります。また、住民税にかかる寄付金は、居住地の日本赤十字社都道府県支部へのご寄付に限られます。

表彰について

日本赤十字社にご寄付をいただいた方へ日本赤十字社や国からの表彰をご用意しております。

日本赤十字社からの表彰

金色有功章を受章され、さらに会費(活動資金)として累計50万円以上ご寄付いただいた方(個人、法人・団体)に贈呈させていただきます。



個人、法人・団体

社長
感謝状



有功章記(個人)



有功章(個人)



有功章(法人・団体)

金色
有功章

会費(活動資金)として累計50万円以上ご寄付いただいた方(個人、法人・団体)に贈呈させていただきます。



個人、法人・団体

銀色
有功章

会費(活動資金)として累計20万円以上ご寄付いただいた方(個人、法人・団体)に贈呈させていただきます。

特別
社員章

会費(活動資金)として、一時または数次に2万円以上のご寄付をいただき、お申し出のあった方に贈呈させていただきます。

国からの表彰

厚生労働大臣
感謝状

会費(活動資金)として4月~翌年3月(同一年度内)に個人では100万円以上、法人・団体では300万円以上ご寄付いただいた方に贈呈させていただきます。

紺綬褒章

会費(活動資金)として一時または予め分納(期間の制限なし)の申出により、個人では500万円以上、法人・団体では1,000万円以上ご寄付いただいた方に天皇陛下からの褒章の記を贈呈させていただきます。

税制上の優遇措置および表彰に関するご質問等については、振興課までお問い合わせください。

市区町村の赤十字担当窓口

神奈川県内の各市区役所、町村役場、社会福祉協議会など、60カ所に赤十字窓口(地区・分区)を設置し、地域に根ざしたさまざまな赤十字活動を展開しています。

名称	所在地	電話番号
横浜市地区本部	〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市健康福祉局 福祉保健課	045-671-4044
鶴見区地区	〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央4-37-37 リオベルテ鶴見2階 鶴見区社会福祉協議会	045-504-5619
神奈川区地区	〒221-0825 横浜市神奈川区反町1-8-4 はーと友 神奈川1階 神奈川区社会福祉協議会	045-311-2014
西区地区	〒220-0011 横浜市西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜3階 西区社会福祉協議会	045-450-5005
中区地区	〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル4階 中区社会福祉協議会	045-681-6664
南区地区	〒232-0024 横浜市南区浦舟町3-46 浦舟複合福祉施設8階 南区社会福祉協議会	045-260-2510
港南区地区	〒233-0003 横浜市港南区港南4-2-8 3階 港南区福祉保健活動拠点 港南区社会福祉協議会	045-841-0256
保土ヶ谷地区	〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町5-11 かるがも3階 保土ヶ谷区社会福祉協議会	045-341-9876
旭区地区	〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-6-35 旭区社会福祉協議会	045-392-1123
磯子区地区	〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-1-41 磯子センター5階 磯子区社会福祉協議会	045-751-0739
金沢区地区	〒236-0021 横浜市金沢区泥亀1-21-5 金沢区社会福祉協議会	045-788-6080
港北区地区	〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町13-1 吉田ビル206 港北区社会福祉協議会	045-547-2324
緑区地区	〒226-0019 横浜市緑区中山2-1-1 ハーモニーみどり1階 緑区社会福祉協議会	045-931-2478
青葉区地区	〒225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町1169-22 青葉区福祉保健活動拠点 ふれあい青葉 青葉区社会福祉協議会	045-972-8836
都筑区地区	〒224-0006 横浜市都筑区荏田東4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館 都筑区社会福祉協議会	045-943-4058
戸塚区地区	〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町167-25 戸塚区社会福祉協議会	045-866-8434
栄区地区	〒247-0005 横浜市栄区桂町279-29 栄区社会福祉協議会	045-894-8521
泉区地区	〒245-0023 横浜市泉区和泉中央南5-4-13 泉区社会福祉協議会	045-802-2150
瀬谷区地区	〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町469せやまる・ふれあい館2階 瀬谷区社会福祉協議会	045-361-2117
川崎市地区本部	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所 地域包括ケア推進室 地域福祉担当	044-200-2628
川崎区地区	〒210-8570 川崎市川崎区東田町8パレールビル7階 川崎区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-201-3228
* 川崎区地区大師分区	〒210-0812 川崎市川崎区東門前2-1-1 川崎区役所 大師地区健康福祉ステーション 保護課	044-271-0148
* 川崎区地区田島分区	〒210-0852 川崎市川崎区綱管通2-3-7 川崎区役所 田島地区健康福祉ステーション 保護課	044-322-1981
幸区地区	〒212-8570 川崎市幸区手本町1-11-1 幸区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-556-6643
中原区地区	〒211-8570 川崎市中原区小形町3-245 中原区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-744-3252
高津区地区	〒213-8570 川崎市高津区下作延2-8-1 高津区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-861-3302
宮前区地区	〒216-8570 川崎市宮前区宮前平2-20-5 宮前区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-856-3254
多摩区地区	〒214-8570 川崎市多摩区登戸1775-1 多摩区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-935-3285

名称	所在地	電話番号
麻生区地区	〒215-8570 川崎市麻生区万福寺1-5-1 麻生区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-965-5156
相模原市地区本部	〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市健康福祉局 生活福祉課	042-851-3170
横須賀市地区	〒238-8550 横須賀市小川町11 横須賀市役所 市民生活課	046-822-8220
平塚市地区	〒254-8686 平塚市浅間町9-1 平塚市役所 福祉総務課	0463-21-9862
鎌倉市地区	〒248-8686 鎌倉市御成町18-10 鎌倉市役所 生活福祉課	0467-61-3958
藤沢市地区	〒251-0054 藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所分庁舎1階 藤沢市社会福祉協議会	0466-50-3525
小田原市地区	〒250-8555 小田原市荻窪300 小田原市役所 福祉政策課	0465-33-1863
茅ヶ崎市地区	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1 茅ヶ崎市役所 地域福祉課	0467-81-7152
逗子市地区	〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 逗子市役所 社会福祉課	046-873-1111
三浦市地区	〒238-0298 三浦市城山町1-1 三浦市役所 福祉課	046-882-1111
秦野市地区	〒257-8501 秦野市桜町1-3-2 秦野市役所 地域共生推進課	0463-82-7392
厚木市地区	〒243-8511 厚木市中町3-16-1 厚木市役所第2庁舎1階西側 福祉総務課	046-225-2200
大和市地区	〒242-0004 大和市鶴間1-31-7 大和市保健福祉センター5階 健康福祉総務課	046-260-5604
伊勢原市地区	〒259-1188 伊勢原市田中348 伊勢原市役所 福祉総務課	0463-94-4718
海老名市地区	〒243-0492 海老名市勝瀬175-1 海老名市役所 福祉政策課	046-235-4820
座間市地区	〒252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1 座間市役所 地域福祉課	046-252-7127
南足柄市地区	〒250-0192 南足柄市関本440 南足柄市役所 福祉課	0465-73-8022
綾瀬市地区	〒252-1192 綾瀬市早川550 綾瀬市役所 福祉総務課	0467-70-5613
葉山町分区	〒240-0192 三浦郡葉山町堀内2135 葉山町役場 福祉課	046-876-1111
寒川町分区	〒253-0196 高座郡寒川町宮山165 寒川町役場 福祉課	0467-74-1111
大磯町分区	〒255-8555 中郡大磯町東小磯183 大磯町役場 福祉課	0463-61-4100
二宮町分区	〒259-0196 中郡二宮町二宮961 二宮町役場 福祉保険課	0463-75-9289
中井町分区	〒259-0153 足柄上郡中井町比奈窪104-1 中井町役場 健康課	0465-81-5546
大井町分区	〒258-0019 足柄上郡大井町金子1964-1 大井町保健福祉センター 子育て健康課	0465-83-8012
松田町分区	〒258-8585 足柄上郡松田町松田惣領2037 松田町役場 子育て健康課	0465-84-5544
山北町分区	〒258-0195 足柄上郡山北町山北1301-4 山北町役場 福祉課	0465-75-3644
開成町分区	〒258-8502 足柄上郡開成町延沢773 開成町役場 子育て健康課	0465-84-0327
箱根町分区	〒250-0398 足柄下郡箱根町湯本256 箱根町役場 福祉課	0460-85-7790
真鶴町分区	〒259-0202 足柄下郡真鶴町岩244-1 真鶴町役場 福祉課	0465-68-1131
湯河原町分区	〒259-0392 足柄下郡湯河原町中央2-2-1 湯河原町役場 社会福祉課	0465-63-2111
愛川町分区	〒243-0392 愛甲郡愛川町角田251-1 愛川町役場 福祉支援課	046-285-6928
清川村分区	〒243-0195 愛甲郡清川村煤ヶ谷2216 清川村役場 子育て健康福祉課	046-288-3861

神奈川県内の 赤十字施設



- 赤十字施設
- 献血ルーム

- 1 **日本赤十字社神奈川県支部**
〒231-8536 横浜市中区山下町70-7
TEL 045-681-2123
- 2 **横浜市立みなと赤十字病院**
〒231-8682 横浜市中区新山下3-12-1
TEL 045-628-6100
- 3 **秦野赤十字病院**
〒257-0017 秦野市立野台1-1
TEL 0463-81-3721
- 4 **相模原赤十字病院**
〒252-0157 相模原市緑区中野256
TEL 042-784-1101
- 5 **神奈川県赤十字血液センター**
〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町680-7
TEL 045-834-4611
- 6 **神奈川県赤十字血液センター湘南事業所**
〒243-0035 厚木市愛甲1837
- 7 **神奈川県ライトセンター**
〒241-8585 横浜市旭区二俣川1-80-2
TEL 045-364-0023

- 1 **横浜SKY献血ルーム**
〒220-0011 横浜西区高島2-19-12
スカイビル27階
TEL 045-444-1088
- 2 **横浜Leaf献血ルーム**
〒220-0004 横浜西区北幸1-6-1
横浜ファーストビル14階
TEL 045-534-7173
- 3 **二俣川献血ルーム**
〒241-0815 横浜市旭区中尾1-1-2
TEL 045-361-0330
- 4 **かわさきルフロン献血ルーム**
〒210-0024 川崎市川崎区日進町1-11
川崎ルフロン9階
TEL 044-245-1857
- 5 **みぞのくち献血ルーム**
〒213-0001 川崎市高津区溝口1-3-1
ノクティプラザ1 10階
TEL 044-813-0311
- 6 **クロスウェーブ湘南藤沢献血ルーム**
〒251-0055 藤沢市南藤沢21-8
大安興業ビル4階
TEL 0466-25-8877
- 7 **海老名献血ルーム**
〒243-0438 海老名市めぐみ町3-1
VINA GARDENS PERCH 8階
TEL 046-240-8655

赤十字についてのQ&A



Q. 寄付の金額に決まりはありますか？

A. 決まりはありません。2,000円以上ご寄付いただいた方は会員として登録させていただきます。会員誌などをお送りします。

たとえば…皆さまのご寄付で、被災者にお届けするこれらの物資を整備することができます。

<p>2,000 円で</p> <p>毛布1枚</p>  <p>災害時、避難所 などでの生活に。</p>	<p>4,000 円で</p> <p>援護物資</p>  <p>県内各市町村に配備し、 火災・風水害などの被害に あった方にお届けします。</p>	<p>5,000 円で</p> <p>緊急セット 1セット4人分</p>  <p>避難所生活時に必要と なる物が収納されています。</p>
--	---	---

Q. 赤十字の「会費(活動資金)」の募集をなぜ町内会で 行うのですか？

A. 赤十字の活動は、地域福祉やボランティア活動など地域に根ざした活動を行っており、災害時には、自治体や地域住民の方々と協力して救護活動を展開するなど、地域と密接なかかわりがあります。このような活動を行うため、自治会・町内会の会合などでご承認をいただいた方々に、「協賛委員」として「会費(活動資金)」の募集にご協力をいただいています。

Q. 会費(活動資金)と義援金、救援金の違いはなんですか？

A. 「会費(活動資金)」は、災害時における救護活動をはじめとした日本赤十字社の様々な活動に使われます。一方、「義援金」は、被災都道府県に設置される義援金配分委員会に全額が送金され、同委員会の定める配分基準に従って、全額が被災者に届けられます。また、「救援金」は、海外で発生した災害や紛争による被災者を支援するため、赤十字・赤新月社が行う医療や衣食住などの緊急救援・復興支援などに使われます。

ご不明点はお気軽にお問い合わせください。

日本赤十字社神奈川県支部振興課 TEL 045-681-2268

苦しんでいる人を救いたい

いかなる状況下であっても赤十字の使命は変わりません。



©渋谷敦志

▲令和6年能登半島地震災害における神奈川県支部の活動の様子(石川県珠洲市)

あなたのご寄付は、
令和6年能登半島地震をはじめとする
災害救護活動や災害への備えなど、
カタチを変えて苦しんでいる人の
支えとなります。



いのちを
救う

災害が
発生！

生活を
支える

きもちに
寄り添う



▲寸断された道路を自衛隊員と進む同救護班(石川県珠洲市)

赤十字活動資金にご協力をお願いします。

町内会・自治会のご協力により募集を行っているほか、地域の赤十字窓口でもご協力いただけます。

赤十字活動資金の使い道

令和4年度 決算報告

決算合計 **1,072,378,690円**

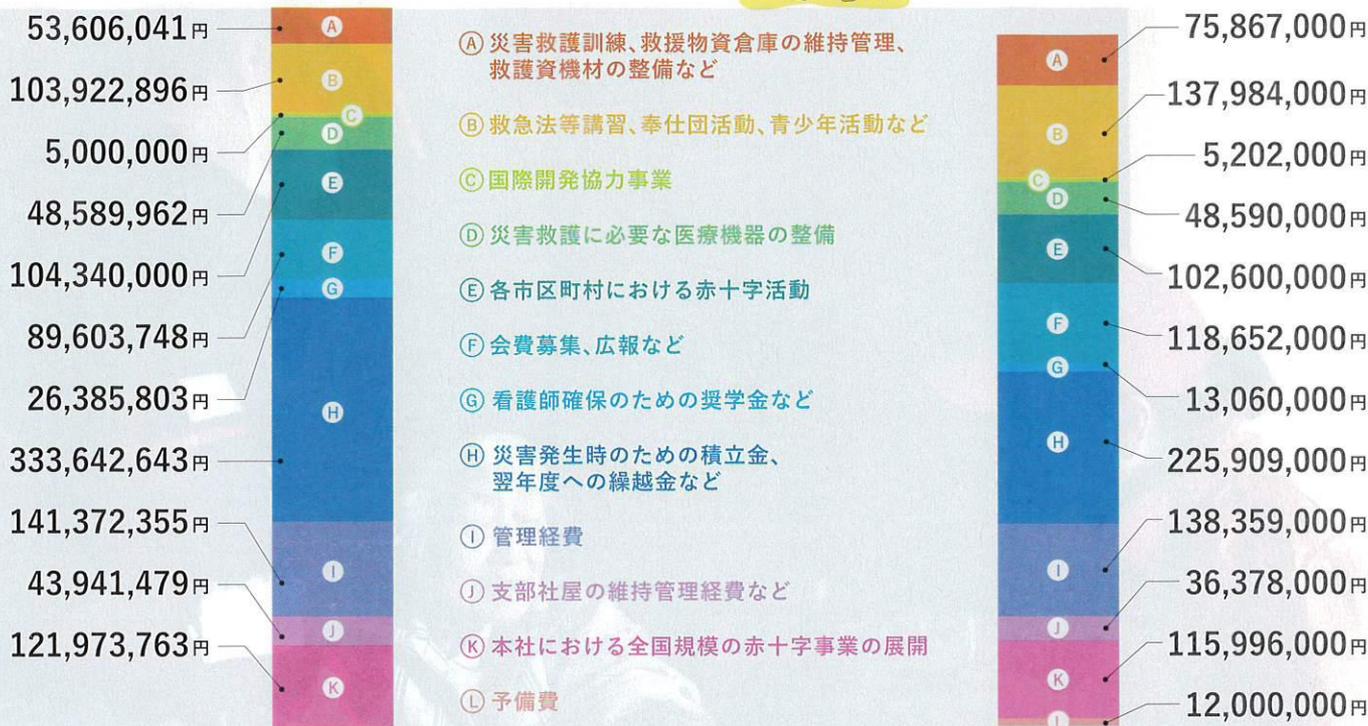
様々な事業を実施することができました
ご協力ありがとうございました



令和6年度 事業予算

予算合計 **1,030,597,000円**

皆さまからお寄せいただく活動資金で
次の事業を予定しています



- ① 災害救護訓練、救援物資倉庫の維持管理、救護資機材の整備など
- ② 救急法等講習、奉仕団活動、青少年活動など
- ③ 国際開発協力事業
- ④ 災害救護に必要な医療機器の整備
- ⑤ 各市区町村における赤十字活動
- ⑥ 会費募集、広報など
- ⑦ 看護師確保のための奨学金など
- ⑧ 災害発生時のための積立金、翌年度への繰越金など
- ⑨ 管理経費
- ⑩ 支部社屋の維持管理経費など
- ⑪ 本社における全国規模の赤十字事業の展開
- ⑫ 予備費

※社会福祉施設、赤十字病院および血液センターは、施設ごとの特別会計になっており、上記には含まれません。 ※決算については、承認日の都合上1カ年遅れの掲載となります。

Q 寄付の金額に決まりはありますか？

A 決まりはありません。2,000円以上ご寄付いただいた方は会員として登録させていただき、会員誌などをお送りします。

たとえば・・・
皆さまのご寄付で、被災者にお届けするこれらの物資を整備することができます。

2,000円
毛布1枚

災害時、避難所などでの生活に。



4,000円
援護物資

県内各市町村に配備し、火災・風水害などの被害にあった方にお届けします。



5,000円
緊急セット

1セット4人分
避難所生活時に必要となる物が収納されています。



Q 会費(活動資金)と義援金、救援金の違いはなんですか？

- A **赤十字活動資金とは** 災害救護活動をはじめとした日本赤十字社の様々な活動に使われます。
- 義援金とは** ご寄付の全額を被災された皆さまにお届けします。
- 救援金とは** 海外で発生した災害や紛争による被災者を支援するため、赤十字社・赤新月社が行う医療や衣食住などの緊急救援・復興支援活動などに使われます。

日本赤十字社神奈川県支部では、様々な方法でご寄付を受け付けています。

口座振替

クレジットカード決済

遺贈・相続財産寄付

各金融機関でのご寄付

区連会 資料3-1

令和6年4月18日

各地区連合自治会町内会長 様

日本赤十字社神奈川県支部
横浜市地区本部旭区地区委員会
委員長（旭区長）権藤 由紀子

令和5年度 日本赤十字社会費募集の結果報告について

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、日本赤十字社の事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和5年度の会費募集につきましては、自治会町内会の皆様から、別紙のとおり **11,258,884円**をお寄せいただきました。誠にありがとうございました。

なお、令和6年度におきましても5月1日から「日本赤十字社寄付増強月間」が始まり、会費募集が開始されます。つきましては、例年同様に皆様のご協力をいただきたく、お願い申し上げます。

【事務局】

日赤旭区地区委員会

担当：杉山・門脇

TEL：392-1123

FAX：392-0222

[別紙]

令和5年度 日赤会費募集結果一覧

令和6年3月31日時点

(単位:円)

番号	地区連合町内会	地域振興課 登録世帯数	日赤会費目安額	日赤会費実績額
1	鶴ヶ峰	8,896	1,071,750	1,027,608
2	白根	4,230	562,240	559,678
3	旭北	4,881	775,700	800,003
4	上白根	650	96,900	78,182
5	今宿	4,562	623,140	684,822
6	川井	4,240	539,700	517,210
7	若葉台	5,069	842,480	875,965
8	笹野台	3,840	601,540	652,636
9	希望が丘	3,276	392,040	444,495
10	希望が丘東	5,319	921,040	948,570
11	希望が丘南	2,895	380,260	452,582
12	さちが丘	3,749	442,210	634,487
13	万騎が原	2,730	370,440	366,937
14	二俣川	5,363	657,800	666,380
15	二俣川NT	3,953	451,060	518,574
16	旭中央	1,837	209,420	215,416
17	旭南部	3,718	522,630	575,991
18	左近山	4,311	491,450	491,450
19	市沢	1,870	377,530	362,187
20	その他	5,843	450,860	385,711
	【合計】	81,232	10,780,190	11,258,884

補足) 目安額の算出について

* 日赤会費を ①戸別募集する自治会町内会……………前年度実績額の85%

* 日赤会費を ②自治会費より寄付金扱いの自治会町内会……………95%世帯数×120円

※参照登録世帯数… 令和5年1月13日

区連会 資料 3-2

令和6年4月18日

各地区連合自治会町内会長 様
各自治会町内会長 様

日本赤十字社神奈川県支部
横浜市地区本部旭区地区委員会
委員長（旭区長）権藤 由紀子

令和6年度日本赤十字社会員増強運動（会費募集）について【ご依頼】

平素より、本会の活動にご理解とご支援を賜り、お礼申し上げます。

また、日頃より会員増強運動（会費募集）の推進にご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

今年度の会費募集につきましても、ご協力いただきたくお願い申し上げます。

なお、令和5年度からゆうちょ銀行での払込方法を変更しております。詳しくは次のとおりです。ご確認をお願いいたします。

1 お願いたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】会費募集及び会費納入にご協力をお願いいたします。

2 ご留意いただきたい点

これまで日本赤十字社会費は、更生保護協会会費と同じ払込票（赤色）を使用し、ゆうちょ銀行での払込をお願いしていましたが、令和5年度から日本赤十字社会費の専用払込票（青色）にて払込をお願いしています。この専用払込票をご使用いただくことにより、ゆうちょ銀行での硬貨取扱手数料は免除となります（ATMでのご利用はできません）。

なお、払込先は「日本赤十字社神奈川県支部」となりますが、旭区地区委員会の実績として処理されます。

【事務局】旭区社会福祉協議会 杉山・門脇
電話：392-1123 / FAX：392-0222

裏面あり

日本赤十字社会員増強運動（会費募集）の取扱について

日本赤十字社会費募集は任意の会費であり、決して強制ではありません。ご協力いただける場合は、次のとおりお取扱いをお願いいたします。

1 日赤会員増強運動（会費募集）について

日本赤十字社は、災害発生時における国内外の救援活動や血液事業、看護師養成等の諸事業の遂行により、地域社会の福祉の向上に大きく貢献しています。

これら日本赤十字社の諸事業は、政府の補助金によるものでなく、みなさまから寄せられた会費（寄付金）によって運営されております。

令和6年度におきましても、5月1日から「赤十字運動月間」がスタートし、会員増強運動（会費募集）を進めてまいります。

つきましてはご多忙のところ誠に恐縮でございますが、別紙資料をご参照のうえ、また募集用資材のポスター・チラシ等をご活用いただき、自治会町内会のみなさまに赤十字運動へのご理解とご支援を賜われますようお願い申し上げます。

2 運動期間（会費納入期日）について

例年、7月末を目安にお願いしてはいますが、今年度も自治会町内会の状況に合わせて柔軟にご対応いただき、令和6年9月末を目安にご納入くださいますようお願い申し上げます。

3 日本赤十字社会費目安額について

(1) 目安額は別紙1【目安額および資材内容一覧】をご確認ください。

自治会町内会ごとの目安額の算出方法は次のとおりです。

①会費を戸別募集する自治会町内会

前年度募集実績額×85%

②会費を自治会費からご寄付いただく自治会町内会

地域活動推進費申請世帯数×95%×120円

4 資材について

令和6年2月にご回答いただいた資材アンケートに基づき、別紙1【目安額および資材内容一覧】のとおり資材を同封しています。不足等がございましたら別紙2【資材追加送付依頼書】または電話等にて事務局までご請求ください。

※領収書は、取扱いにご注意いただき、自治会町内会で保管をお願いいたします。

※新たに会員になられた方(会費500円以上ご協力いただいた方)のうちご希望の方には「協力会員門標」をお渡しいたします。事務局までご請求ください。

※2,000円以上ご協力いただいた方には「会員門標」を支部からご郵送いたします。

5 会費納入方法について

日本赤十字社会費を自治会町内会または地区連合自治会町内会ごとにお取りまとめいただき、次のいずれかの方法でのご納入をお願いいたします。

(1) 振込の場合

同封の専用払込票（青色）により最寄りの郵便局からお振込みください。硬貨取扱手数料は免除となります。領収書は後日ご郵送いたします。

※払込1件につき10万円を超える送金に対し、郵便局によっては依頼人確認のため免許証などの本人確認書類や（自治会町内会名であれば）会則等の提示が求められることがあります。ご面倒をおかけしますがご承知いただければと存じます。

【払込票見本】

99 横浜 払込取扱票										振替払込請求書兼受領証									
口座記号番号										金額									
002908										20001									
加入者名 日本赤十字社神奈川県支部					料金					備考					免				
ご依頼人・通信欄 おところ・おなまえ * 241-0000 旭区鶴ヶ峰 1-6-35 〇〇自治会 会長 〇〇 〇〇 (電話番号 - -)										記入事項を訂正した場合は、その箇所を訂正印を押してください。 切り取らないでお出しください。									
【No.1 ●●自治会】 <●●は印字済>										日附印									
ご依頼人欄に、おところ・おなまえをご記入ください。(承認番号横 第5508号) これより下部には何も記入しないでください。										口座記号番号 002908 加入者名 日本赤十字社神奈川県支部 金額 千 百 十 万 千 百 十 円 20001 おなまえ ご依頼人 様 料金 (消印欄) 日附印 円 備考									

(2) 事務局（旭区社会福祉協議会内）窓口にお持ちいただく場合

金額が確定次第、領収書をその場でお渡し、または後日ご郵送いたします。

なお、更生保護協会会費とあわせて窓口にお持ちいただく場合は、その旨をお申し出ください。

目安額および資材内容一覧

会費を戸別募集する自治会・町内会の場合

(No.) ○○町内会 様

◇令和6年度 日赤会費（目安額）：_____円

算出根拠

前年度募集実績額（_____円）×85%

◇資材内容一覧

世帯数：_____ 世帯/班数：_____ 班

資材名	数量
(1) 払込取扱票 (郵便局専用・青色)	枚
(2) 委嘱状 (各組・班で会費を取扱われる奉仕者用)	枚
(3) パンフレット (赤十字事業ご案内・各班回覧用)	部
(4) チラシ (赤十字事業ご案内・各世帯用)	枚
(5) ポスター (掲示板等でご利用下さい)	枚
(6) 受領書 (10枚綴り) (各組・班で会費を取扱われる時に使用)	冊
(7) 封筒 (各世帯で会費募集時に使用・各世帯用)	枚
(8) 門標 (希望者のみ)	枚
(9) 特別会員名簿 (領収書をもとに2万円以上の会費納付者のみを記入)	1枚

※資料の数量および発送先につきましては、令和6年2月に実施したアンケートに基づき発送させていただきました。貴会の班数・世帯数は、令和6年1月5日付の自治会町内会現況届を参考にさせていただきました。旧会長へ届きました場合、新会長へお引き継ぎいただきますようお願いいたします。

※(9)の特別会員名簿につきましては、今年度中に、貴自治会・町内会において、会費2万円以上をお納めいただいた方がおられましたら、お名前とご住所を記入し(空欄に電話番号)、事務局あてにご提出をお願いいたします。

※資材の発送については特定非営利活動法人 地域精神医療を考える市民の会 葦の会 ウイングスのご協力を得ています。

【事務局】

旭区社会福祉協議会

担当：杉山・門脇

電話：392-1123 / FAX：392-0222

目安額および資材内容一覧

会費を自治会費からお集めいただく自治会・町内会の場合

(No.) ○○町内会 様

◇令和6年度 日赤会費（目安額）：_____円

算出根拠

対象世帯数（_____世帯）×95%×120円

◇資材内容一覧

世帯数：_____世帯／班数：_____班

資材名	数量
(1) 払込取扱票（郵便局専用・青色）	枚
(2) 委嘱状（各組・班で会費を取扱われる奉仕者用）	枚
(3) パンフレット（赤十字事業ご案内・各班回覧用）	部
(4) チラシ（赤十字事業ご案内・各世帯用）	枚
(5) ポスター（掲示板等でご利用下さい）	枚
(6) 受領書（10枚綴り）（各組・班で会費を取扱われる時に使用）	冊
(7) 戸別募金用封筒（各世帯で会費募集時に使用・各世帯用）	枚
(8) 門標（希望者のみ）	枚
(9) 特別会員名簿（領収書をもとに2万円以上の会費納付者のみを記入）	1枚

※資料の数量および発送先につきましては、令和6年2月に実施したアンケートに基づき発送させていただきました。貴会の班数・世帯数は、令和6年1月5日付の自治会町内会現況届を参考にさせていただきました。旧会長へ届きました場合、新会長へお引き継ぎいただきますようお願いいたします。

※(9)の特別会員名簿につきましては、今年度中に、貴自治会・町内会において、会費2万円以上をお納めいただいた方がおられましたら、お名前とご住所を記入し（空欄に電話番号）、事務局あてにご提出をお願いいたします。

※資材の発送については特定非営利活動法人 地域精神医療を考える市民の会 葦の会 ウイングスのご協力を得ています

【事務局】

旭区社会福祉協議会

担当：杉山・門脇

電話：392-1123 / FAX：392-0222

【日赤資材追加送付依頼書】

別紙 2

自治会名 _____

ご記入者名 _____ (電話 _____)

令和6年度 日赤会費募集資材について追加送付のご希望は下記へご記入ください。

	資 材 名	数 量
(1)	払込取扱票 (青色)	
(2)	委嘱状 (カードサイズ)	
(3)	パンフレット (A5 小冊子)	
(4)	チラシ (A4 版両面)	
(5)	ポスター (A4 版片面)	
(6)	受領証 (10 枚綴)	
(7)	戸別募金用封筒	
(8)	門標	
(9)	特別会員名簿	
(10)	その他 (_____)	

◆お届け先の変更

今回お送りした届け先以外をご希望の場合は、下記へご記入願います。

会費資材 お届け先	〔住所〕
	〔氏名〕

◆送付日の希望

速やかに対応いたしますが、特にお急ぎの場合は、ご記入願います。

月 日 までに送付

※今年度中に貴自治会・町内会において、会費2万円以上をお納めいただいた方がおられましたら、事務局宛てご提出をお願いいたします。

令和6年度 特別会員名簿

No.	氏名	〒	住所	受領年月日	社費額	電話番号
1		-			円	
2		-			円	
3		-			円	
4		-			円	
5		-			円	
6		-			円	
7		-			円	
8		-			円	
9		-			円	
10		-			円	
11		-			円	
12		-			円	
13		-			円	
14		-			円	
15		-			円	
16		-			円	
17		-			円	
18		-			円	
19		-			円	
20		-			円	

令和 年 月 日

日本赤十字社神奈川県支部長 あて

日本赤十字社神奈川県支部
地区（地区本部・分区）長 印

※この名簿にご記入いただいた個人情報は、日赤特別会員名簿に関すること以外の目的で使用いたしません。

令和6年度 日赤会費募金目安額（案）

（単位：円）

＜参考＞

番号	地区連合町内会	令和6年度 目安額	令和5年度 目安額	地域振興課 登録世帯数
1	鶴ヶ峰	1,009,060	1,071,750	8,844
2	白根	533,750	562,240	4,201
3	旭北	719,280	775,700	4,774
4	上白根	69,150	96,900	626
5	今宿	619,160	623,140	4,562
6	川井	538,330	539,700	4,185
7	若葉台	776,030	842,480	5,039
8	笹野台	595,810	601,540	3,817
9	希望が丘	394,730	392,040	3,261
10	希望が丘東	858,470	921,040	5,313
11	希望が丘南	401,430	380,260	2,986
12	さちが丘	459,240	442,210	3,764
13	万騎が原	373,380	370,440	2,766
14	二俣川	644,480	657,800	5,367
15	二俣川NT	486,540	451,060	3,915
16	旭中央	205,890	209,420	1,806
17	旭南部	527,790	522,630	3,709
18	左近山	490,880	491,450	4,306
19	市沢	312,620	377,530	1,873
20	その他	463,090	450,860	5,021
	【合計】	10,479,110	10,780,190	80,135

令和6年4月18日

各地区連合自治会町内会長 様
各自治会町内会長 様

旭区更生保護協会
会長（旭区長） 権藤 由紀子

令和6年度旭区更生保護協会会費の納入について【ご依頼】

平素より、本会の活動にご理解とご支援を賜り、お礼申し上げます。
また、日頃より更生保護活動の推進にご協力を賜り、心から感謝申し上げます。
今年度の活動推進及び会費募集につきましても、ご協力をお願い申し上げます
なお、令和5年度からゆうちょ銀行での払込方法を変更しております。詳しくは次のとおりです。ご確認をお願いいたします。

1 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】会費募集及び納入にご協力をお願いいたします。

2 ご留意いただきたい点

- 令和5年度から更生保護協会会費は、日本赤十字社会費とは別の同封した払込票（赤色）を使用して、ゆうちょ銀行での払込をお願いしています。
- この赤色の払込票はゆうちょ銀行での硬貨取扱手数料は免除になりません。大変恐縮ですが硬貨取扱にかかる費用は募集した会費からご負担いただきたく、ご理解くださいますようお願いいたします。
- 硬貨取扱手数料は次のとおりです。払込時には硬貨はなるべく少なくするなどの御配慮をくださいますようお願いいたします。
- 日本赤十字社会費は、今年度も引き続き専用払込票（青色）を使用いたします。別途ご依頼をさせていただきます。お間違えのないようお願いいたします。

【ゆうちょ銀行窓口での硬貨取扱手数料】

（1）硬貨取扱料金：50枚を超える場合、枚数に応じた料金がかかります。

硬貨枚数	料金（税込み）
1～50枚	無料
51～100枚	550円
101～500枚	825円
501～1,000枚	1,100円

次のページにゆうちょ銀行窓口での納入方法と払込票の書き方を例示しています。ご参考にしてください。

【事務局】旭区社会福祉協議会 村瀬・千葉
電話：392-1123 / FAX：392-0222

裏面あり

1 納入方法について

更生保護協会会費を自治会町内会または地区連合自治会町内会ごとにお取りまとめいただき、次のいずれかの方法でのお納入をお願いいたします。

(1) 振込の場合

同封の払込票（赤色）により最寄りの郵便局からお振込みください。

硬貨取扱手数料がかかる場合は、大変恐縮ですが、募集した会費からご負担くださいますようお願いいたします。領収書は後日ご郵送いたします。

なお、郵便局の窓口では、募集した会費と払込票（赤色）を提出して、硬貨取扱手数料のかかる場合のみ金額を必ずご確認ください。また、払込票（赤色）に募集会費、硬貨取扱手数料、納入金額等の必要事項をご記入いただくようお願いいたします。

(2) 事務局（旭区社会福祉協議会）窓口にお持参いただく場合

金額が確定次第、領収書をその場でお渡し、または後日ご郵送いたします。

2 払込票（赤色）の書き方例

例1) 10円×500世帯＝5,000円(10円玉500枚)を窓口にて納入する場合
 募集会費総額【5,000円】－硬貨取扱手数料【825円】＝納入額【4,175円】

払込取扱票										通常払込料金 加入者負担			
02	口座記号		口座番号		金額	千 百 十 万 千 百 十 円							
	0	0	2	3	0	3	4	5	1	6	0	※¥4,175	
加入者名	各種団体募金事務局										料金	備考	
通信欄	【No.1 ●●自治会】 <●●は印字済> お集めいただいた更生保護協会費 [5,000 円] －硬貨取扱手数料[825 円] = ※納入金額【4,175 円】 ※郵便局窓口で硬貨取扱手数料の金額を御確認の上、御記入ください。												
依頼人	241-0000 旭区鶴ヶ峰 1-6-35										日		
	〇〇自治会 会長 〇〇 〇〇 様										附		
ご依頼欄に、おところ・おなまえをご記入ください。												印	
これより下部には何も記入しないでください。													

振替払込請求書兼受領証											
口座記号番号	00230		3		通常払込料金加入者負担						
	0	0	2	3	0	3	4	5	1	6	0
加入者名	各種団体募金事務局										
金額	千 百 十 万 千 百 十 円					※¥4,175					
依頼人	様										
料金	日 附 印										
備考											

この受領証は、大切に保管してください。

例2) 10円×52世帯＝520円(10円玉を52枚)を窓口で納入する場合
 募集会費総額【520円】－硬貨取扱手数料【550円】＝納入額【▲30円】
 ⇒納入額がマイナスになってしまうため、硬貨を少なくする等のご協力を御願いたします。

裏面あり

更生保護協会会費募集の取扱について

更生保護協会会費につきましては、任意の会費であり、決して強制ではありません。ご協力いただける場合は、次によりお取扱いをお願いします。

1 更生保護協会会費について

更生保護協会会費は、区内の更生保護活動及び青少年健全育成活動を行う団体への助成事業や、社会を明るくする運動等の啓発活動の財源として活用させていただいております。

2 目安額について

自治会町内会ごとの目安額の算出方法は次のとおりです。

対象世帯数：地域活動推進費申請世帯数×95%

会費目安額：対象世帯数×10円

【貴自治会目安額】

対象世帯数_____世帯×95%×10円：_____円

3 運動期間(会費納入期日)について

例年、送金目安を7月末でお願いしていましたが、今年度も各自治会町内会の状況に合わせて柔軟に御対応いただき、**令和6年9月末を目安**にご納入くださいますようお願いいたします。

4 戸別会費募集用封筒について

ご利用の場合は、大変お手数ですが、事務局まで御請求ください。

令和6年度 更生保護協会費目安額（案）

【町内会会費】

（単位：円）

No	地区連合町内会	令和6年度 目標(目安)額	昨年度 目標(目安)額	地域振興課 登録世帯数
1	鶴ヶ峰地区	60,580	60,740	8,844
2	白根地区	39,840	40,130	4,201
3	旭北地区	45,270	46,270	4,774
4	上白根地区	5,930	6,160	626
5	今宿地区	43,300	43,300	4,562
6	川井地区	39,720	40,250	4,185
7	若葉台地区	47,830	48,120	5,039
8	笹野台地区	36,240	36,450	3,817
9	希望が丘地区	29,550	29,670	3,261
10	希望が丘東地区	50,380	50,440	5,313
11	希望が丘南地区	28,340	27,470	2,986
12	さちが丘地区	35,750	35,610	3,764
13	万騎が原地区	26,230	25,860	2,766
14	二俣川地区	50,930	50,890	5,367
15	二俣川NT地区	37,150	37,510	3,915
16	旭中央地区	17,140	17,440	1,806
17	旭南部地区	35,210	35,300	3,709
18	左近山地区	40,890	40,940	4,306
19	市沢地区	17,770	17,740	1,873
20	その他（連合未加入）	40,680	40,160	5,021
総計		728,730	730,450	80,135

（補足）目安額の算出について

目安額＝世帯数×95%×10円（※10円未満切り捨て）

※参照登録世帯数…令和6年1月5日現在の旭区地域振興課地域活動係の自治会町内会名簿

区連会 資料 3 - 4

旭地振第1号
令和6年4月18日

地区連合自治会町内会長 各位
自治会町内会長 各位

旭区地域振興課長

令和6年度旭区まちぐるみ地域防犯推進事業活動助成金について

旭区内の地域防犯力を高め、街頭犯罪等の発生を抑止していくため、今年度も防犯自主活動実施主体となる予定の自治会町内会を対象に「まちぐるみ地域防犯推進事業助成金」を交付し、地域防犯活動を支援します。

については、下記要領にて助成金の申請の受付を開始いたしますので、希望される団体は、申請書類を作成の上、下記担当まで御提出くださるようお願い申し上げます。

1 助成対象となる事業

令和6年度に地区連合町内会又は自治会町内会が実施する**地域自主防犯活動事業費**

【主な具体的用途】消耗品費（防犯腕章、ジャンパー等）、印刷製本費（チラシ等印刷）、
通信運搬費（郵送料）、燃料費（パトロール車ガソリン代）等

※酒類の購入費、防犯灯に関する経費、総会等への参加費は補助対象外です。

2 助成額

(1) 地区連合

「活動経費（支出予定総額）」の1/2とし、50,000円を上限とします。

(2) 単位自治会町内会

「活動経費（支出予定総額）」の1/2とし、20,000円を上限とします。

3 交付条件

(1) **地区連合**については「月1回以上」、**単位自治会町内会**については「週1回以上」の防犯活動（パトロール、見守り活動、研修会等）の実施を条件としております。

(2) 当助成金を申請する地区連合傘下の単位自治会町内会が申請する場合には、地区連合主催分の活動実績を単位自治会町内会の活動予定として**重複計上をすることができません**ので御注意ください。

(3) 地区連合の申請については、地区連合が**主催**して防犯活動を月1回以上実施する場合についてのみ助成をします。

裏面へ続く

- (4) 実績報告の際は、1件(同一案件)の支出合計金額が10万円以上のものがある場合は、領収書の写しも併せて御提出ください。
- (5) 地域活動推進費補助金、防犯灯維持管理費補助金、町の防災組織活動費補助金等補助の対象経費が定められている「他の補助金」の交付を受ける場合には、当助成金の対象支出経費を重複して計上することができません(対象外経費)ので御注意ください。
- (6) 助成金は旭区予算の範囲内で交付決定します。そのため、申請団体が多い場合には助成額を一律減額決定する場合がありますので、御承知おきください。
- (7) 助成金は前金払いで交付しますが、翌年4月に活動実績報告書類を御提出いただきます。その際、交付決定金額の2倍以上の支出額がなかった場合には、交付額の2倍の金額との差額を返還していただくこととなりますので御注意ください。
- (8) 前年度の助成金の交付を受け、実績報告書類を提出していない場合は、今年度の申請ができませんので、未提出の団体は至急報告書類を御提出ください。

4 申請方法及び申請関係書類

以下の3点の書類を郵送または直接区役所地域振興課窓口へ御提出ください(ホームページにも申請書様式が掲載されておりますので、御活用ください)。

- (1) 助成金交付申請書(第1号様式)
- (2) 収支予算書(第2号様式)
- (3) 年間活動計画書(各団体独自のもので防犯活動日程・内容が明記されたもの)

※ これらの提出された書類は、横浜市市民協働条例(平成24年6月横浜市条例第34号)第7条第4項の規定に基づき、公開の対象となります。

※ ホームページ掲載箇所

横浜市旭区トップページ → 区の暮らし・総合 → 防災・防犯 → 防犯
→ 旭区まちぐるみ地域防犯推進事業助成金について

5 申請期限

令和6年6月28日(金)まで

〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12
旭区役所地域振興課 地域活動係(窓口21番)
担当:石澤・山田 TEL 954-6091

第1号様式（第6条第1項）

助成金交付申請書

年 月 日

横浜市旭区長

（住 所）

（自治会町内会名）

（代表者名）

（担当者名）

（連絡先電話番号）

地域防犯活動の推進のため、年度旭区まちぐるみ地域防犯推進事業を、添付資料のとおり実施しますので、経費の一部助成を申請します。なお、助成金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び旭区まちぐるみ地域防犯推進事業助成金交付要綱を遵守します。

1 助成を受けようとする額

¥

2 添付資料

- （1） 年間活動計画書（各団体独自のもの）
- （2） 収支予算書（第2号様式）

3 書類の閲覧

この様式は、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

第2号様式（第6条第2項）

収支予算書

地区連合自治会町内会・自治会町内会名（ ）

1 収入額

(単位：円)

項目	予算額	説明
区交付金		旭区まちぐるみ地域防犯推進事業助成金
収入合計		

2 支出額

(単位：円)

	項目	予算額	説明
助成対象経費	会議費		
	活動費		
	事務費		
助成対象外経費			
	支出合計		

この様式は、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

助成金交付申請書

申請書の提出日をご記入ください。

年 月 日

横浜市旭区長

会長の住所をご記入ください。

(住 所) 旭区〇〇〇〇〇

(自治会町内会名) 〇〇〇自治会

(代表者名) 旭 太郎

(担当者名) 同上

(連絡先電話番号) 〇〇〇-〇〇〇〇

書類作成担当者がいる場合にご記入ください。会長が作成する場合は「同上」とご記入ください。

地域防犯活動の推進のため、令和 年度旭区まちぐるみ地域防犯推進事業を、添付資料のとおり実施しますので、経費の一部助成を申請します。なお、助成金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び旭区まちぐるみ地域防犯推進事業助成金交付要綱を遵守します。

1 助成を受けようとする額

¥20,000

助成金の申請額は、補助対象経費全体の1/2又は上限額です。

【上限額】

- ・地区連合の場合 : 50,000円
- ・単位自治会の場合 : 20,000円

2 添付資料

- (1) 年間活動計画書（各団体独自のもの）
- (2) 収支予算書（第2号様式）

防犯活動の日程、内容などが記載されたものを添付してください。

(助成の条件)

- ・地区連合 : 月1回以上の活動
- ・単位自治会 : 週1回以上の活動

3 書類の閲覧

この様式は、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

収支予算書

地区連合自治会町内会・自治会町内会名（ ）

1 収入額

(単位：円)

項目	予算額	説明
区交付金	20,000	旭区まちぐるみ地域防犯推進事業助成金
	30,000	自治会防犯活動費
収入合計	50,000	

2 支出額

(単位：円)

	項目	予算額	説明	
助成対象経費	会議費	5,000	会議室使用料	
	活動費	物品費	30,000	防犯用ベスト購入@3,000円×10着
		印刷費	10,000	啓発チラシ印刷 @20円×500枚)
	事務費	5,000	会議資料等複写代	
助成対象外経費				
	支出合計	50,000		

収入額と支出額は同額となります。
内は同じ金額です。

対象外経費がある場合は記入してください。

この様式は、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

令和6年度「旭区タウンミーティング」の実施について

旭区では、より住みやすい地域づくりに向けて、地域の皆様と区役所がともに考え、協働していくことを目的に、平成17年度よりタウンミーティングを実施しています。

令和6年度は、次のとおり実施しますので、開催を希望される地区は、希望調査票を御提出ください。

1 令和6年度実施内容

(1) 開催方法

地域の皆様の関心が高い項目（1～2項目）をテーマとし、区長・関係職員との意見交換を実施

※連合自治会町内会と区役所の共催で開催

【昨年度のテーマ例】

旭区における子育て支援の取組、魅力あるまちづくり、自治会の魅力発信と諸問題解消に向けて、地区の取組の報告と意見交換

(2) 開催時期

令和6年6月、7月、9月

2 依頼事項

開催を希望する場合は、「令和6年度タウンミーティング開催希望調査票」を御提出ください。

【提出期限】原則開催希望日の2か月前

【提出先】総括支援担当（地区担当の部長または課長）

3 その他

各地区連合からの御要望につきましては、別紙1「連絡先フローチャート」別紙2「御要望について」を御参考いただき、総括支援担当まで御相談ください。

【担当】

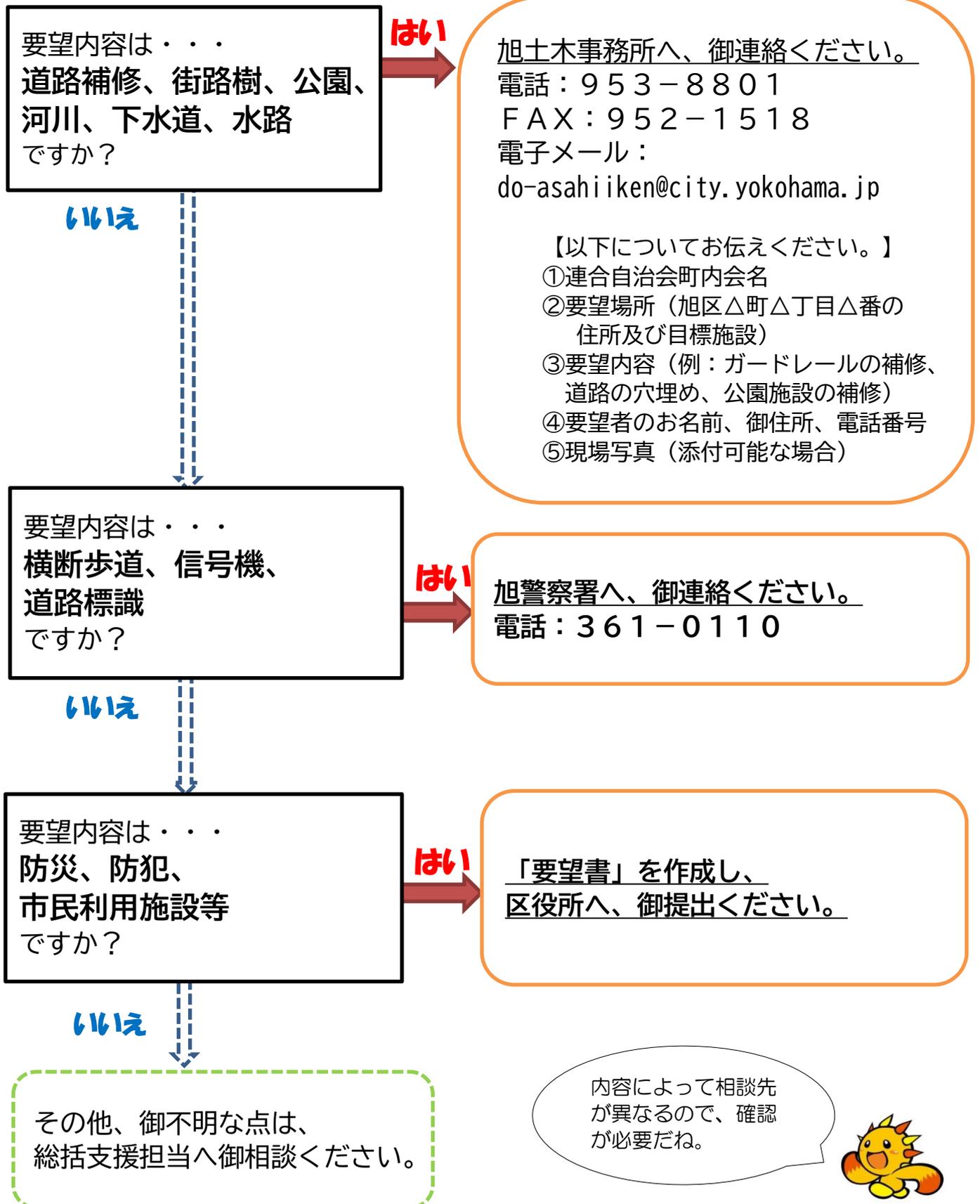
旭区役所地域振興課地域力推進担当（旭区役所本館2階21番窓口）

奥村、福井、板橋

TEL : 954-6028、FAX : 955-3341

Eメール : as-chiikiryouku@city.yokohama.jp

連絡先フローチャート



御要望について

各地区連合から御要望がある場合は、「要望書」を作成し、ご提出ください。

1 対象となる内容

防災、防犯、市民利用施設の補修など

※各種要望の相談先につきましては、別紙1「各種要望の連絡先」を参照ください。

(既に電話や窓口、文書等で、直接所管課に御連絡いただいている場合は、提出不要です。)

2 提出方法

【提出先】総括支援担当 (地区担当の部長または課長)

3 回答時期

案件の内容にもよりますが、要望書をいただいてから、概ね2か月程度で回答いたします。

【土木事務所への直接依頼について】

道路の整備や補修、街路樹の剪定、公園や河川・下水道・水路の維持管理等土木事務所に関連する案件は、より迅速且つ正確に対応するため、下記のいずれかの方法で直接、旭土木事務所に御連絡をお願いします。

■電話：045-953-8801 ■FAX：045-952-1518

■電子メール：do-asahiiken@city.yokohama.jp

※FAXや電子メールによる要望につきましては、旭土木事務所から内容確認の御連絡をする場合がありますので予めご了承下さい。

【お問い合わせ】

旭区役所地域振興課地域力推進担当 (旭区役所本館2階21番窓口) 奥村、福井、板橋

TEL：954-6028、FAX：955-3341、Email：as-chiikiryoku@city.yokohama.jp

旭区長あて

地区連合自治会町内会名： _____

会長・氏名 _____

要 望 書

次のとおり、 _____ 地区の要望書を提出しますので、回答願います。

要望に関する連絡先

自治会・町内会名： _____

氏 名： _____

電 話 番 号： _____

※御要望の種類について該当するところにレ点を入れてください。

市民利用施設の整備 市民利用施設の補修 防災 防犯

その他 (_____)

※注意…道路の整備や補修、街路樹の剪定、公園や河川・下水道・水路の維持管理等の御要望は直接土木事務所へ御連絡ください。

要望の要旨	説 明	備考
		別紙資料 有 ・ 無 ※○をつけてください。

<記入する上での注意事項>

- (1) 要望書作成にあたっては、別紙の記入例を参考に、1件につき1枚の様式を使って御記入ください。
御要望が複数ある場合は、コピーしてお使いください。
- (2) 特定の場所に関する要望の場合は、地図等を添付してください。
- (3) **市役所以外の関係行政機関・団体（警察署・公共交通機関等）及び土木事務所に対する御意見・御要望は、該当機関に直接提出してください。**（要望書作成等の御相談は随時お受けします。）
- (4) 緊急対応が必要な場合や、要望内容の詳細をお聞きする場合がありますので、要望内容について詳しい方の連絡先（氏名及び電話番号）を必ず御記入ください。また、御記入いただいた連絡先は、関係部署、機関（区・市役所の各局、県・国の機関、警察署等）にお知らせし、関係部署、機関から直接詳細をお伺いする場合がありますので御承知おきください。
- (5) **地区連合自治会町内会名、連合自治会長の役職・氏名は、開示請求の際の開示対象**となります。あらかじめ、御了承ください。

記入例

旭区長あて

要望書が複数ある場合は、地区連合でとりまとめをお願いします。また、1枚ずつ地区連合町内会長名を御記入の上、総括支援担当へ御提出ください。

令和 年 月 日

●●地区連合自治会町内会
会長 ▲▲ ▲▲

地区連合自治会町内会名、連合町内会長の役職・氏名は、原則、開示請求の開示対象です。

要 望 書

次のとおり、●●地区の要望書を提出しますので、回答願います。

自治会・町内会名は、原則、開示の対象です。

要望に関する連絡先

自治会・町内会名：あさひさんさん自治会

氏名：旭 太郎

電話番号：045-954-6028

要望に関する連絡先の氏名、電話番号は、非開示です。

※御要望の種類について該当するところにレ点を入れてください。

市民利用施設の整備

市民利用施設の補修

防災

その他

その他（

）

※注意…道路の整備や補修、街路樹の剪定、公園や河川・下水道・水路の維持管理等の御要望は直接土木事務所へ御連絡ください。

要望の要旨	説明	備考
	<p>★要望の背景や経緯、場所（住所）、要望する理由などを含めて、具体的にお書きください。</p> <p>※これまで、既に電話や窓口、文書等で、直接所管の部署に御意見・御要望等を御連絡いただいていた内容については、あらためて御提出いただく必要はありません。</p>	<p>別紙資料</p> <p>有・無</p> <p>※○をつけてください。</p>

< 記入する上での注意事項 >

- （1）要望書作成にあたっては、別紙の記入例を参考に、1件につき1枚の様式を使って御記入ください。御要望が複数ある場合は、コピーしてお使いください。
- （2）特定の場所に関する要望の場合は、地図等を添付してください。
- （3）市役所以外の関係行政機関・団体（警察署・公共交通機関等）及び土木事務所に対する御意見・御要望は、該当機関に直接提出してください。（要望書作成等の御相談は随時お受けします。）
- （4）緊急対応が必要な場合や、要望内容の詳細をお聞きする場合がありますので、要望内容について詳しい方の連絡先（氏名及び電話番号）を必ず御記入ください。また、御記入いただいた連絡先は、関係部署、機関（区・市役所の各局、県・国の機関、警察署等）にお知らせし、関係部署、機関から直接詳細をお伺いする場合がありますので御承知おきください。
- （5）地区連合自治会町内会名、連合自治会長の役職・氏名は、開示請求の際の開示対象となります。あらかじめ、御了承ください。

「地域活動に役立つ！ デジタル活用講座」の結果報告について

1. 開催概要

日 時 令和6年3月8日（金）18時から19時15分

場 所 旭公会堂

参加者数 87名

内 容 第1部 講演



- ・比較的身近なアプリである「LINE」の活用方法
- ・自治会費集金の電子化、電子掲示板、電子回覧板などのツールやアプリの紹介
- ・SNSの活用方法、若い世代に興味をもってもらえる発信方法 等

◆講師◆

- ・杉浦裕樹氏（NPO 法人横浜コミュニティデザイン・ラボ代表理事）
まちづくりとデジタル活用をテーマに20年以上活動。町内会等の地域活動を実践。



第2部 トークセッション

地域でスマホサポートなどのデジタル支援活動に取り組んでいる実践者から、自治会町内会・地域活動団体のデジタル活用におけるポイントなどを伺いました。

◆登壇者◆



- ・山口正斗氏（NPO 法人 MIKs 代表理事）
デジタル支援を行う NPO 法人を立ち上げ。旭区・瀬谷区のケアプラザ等で講座を実施。
- ・岩崎桂子氏（笑顔サポーターわらび（笑日））
音楽とスマホ教室で地域を元気にする活動で自治会等に出張講座を実施。



二次元バーコードから、当日の投影資料
をダウンロードいただけます。
地域でご活用ください。



2. アンケート結果（抜粋） 参加者 87 名中、回答 40 名

- 講座の内容を通して、印象に残ったこと、やってみたいと思ったことを教えてください。
 - ・会費（自治会費）のオンライン徴収が素晴らしいと思った。
 - ・役員間の LINE を立ち上げたいと思う。
 - ・少しレベルが低かった。実際の活用方法、やり方を教えてほしかった。スマホサポーター講座は良いと思った。
- 地域活動をする中で課題だと感じていることを教えてください。
 - ・紙ベースの回覧板（回覧に1ヶ月かかり情報が古くなる）、対面での現金集金
 - ・地域のイベント情報、ボランティア情報がスマホで調べられない。
 - ・スマホを持っていない人がいる中、どのようにデジタル化していくか。
- 地域でデジタルを活用していくにあたり、どのような支援があるといいと思いますか。
 - ・自治会長内会向けに具体的な内容のデジタル活用講座があるといい。
 - ・SNSによる情報発信、情報収集の立ち上げへの技術的支援があるとありがたい。
 - ・費用がかかる講座受講や、アプリを利用する際の手数料の援助。

区連会 資料 4 - 1

令和 6 年 4 月 18 日

各自治会町内会 会長 様

旭保護司会 会長 小松 康夫

「保護司会だより旭」発行と送付について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

旭保護司会につきまして、日頃より並々ならぬご理解とご協力を頂き誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

この度、保護司会の活動状況などの一環をお知らせいたしたく「保護司会だより旭第 42 号」を発行しましたのでご送付申し上げます。

何卒、ご高覧頂きますようお願い申し上げます。

1 送付部数 : 各 1 部

退任保護司

(敬称略)

〔任期満了〕
令和五年九月三十日付

萬政一

(委嘱日 平成二十一年十二月五日)
退任後は「大好きな新聞を毎日ゆっ
くり精読している今日この頃です」
当保護司会に多大なご尽力を頂き
誠にありがとうございました。

新任保護司 挨拶



森田 健二

令和五年十月一日より保護司の委
嘱を受けました。人生経験も浅く、
自身の家族生活こそ疎かでないかと
妻から怒られそうな私ですが、青年
期に保護司活動と接する機会があり、
活動に興味を持ちました。まだ先で
と考えていましたが、今回ご縁を頂
きましたので、自身の成長と、微力
ながら地域貢献へ繋がるよう努めて
参ります。



井上 大士

この度、十月一日付で保護司の委
嘱を承りました。辞令と保護司バッ
ジを頂き身の引き締まる思いでござ
います。

休み時間にも関わらずご対応いた
だいた観察所の方、直接お会いす
るお時間を作っていただいた会長のお
かげで前々より興味のあった保護司
になることができました。諸先輩の
方々と同じ方向を見つめ更生保護の
一役を担えたらと思います。



池原 伸弘

十月より保護司として委嘱されま
した。旭区に住むようになって三十
年、地域の皆さまに微力ではありま
すがお役にたてればとの思いでお受
けいたしました。保護司の皆さま方
のお力添えを賜り、犯罪や非行から
の立ち直りの支援、明るい安心・安
全な地域づくりに取り組んでけれ
ばと思っています。宜しくご指導の
ほどお願いいたします。

功労者表彰

(敬称略)

第七十一回横浜市更生保護大会に
おいて、次の方々が表彰されまし
た。おめでとうございます。
表彰日十一月二日付

横浜市長感謝状

恒成 文幸
原田 憲夫

横浜市会議長感謝状

伊佐地誠嗣

横浜市保護司会協議会会長表彰

佐藤 公紀
澁谷 薫

第七十三回神奈川県更生保護大会
において、次の方々が表彰されま
した。おめでとうございます。
表彰日十一月二十二日付

法務大臣表彰

高橋 美登

全国保護司連盟理事長表彰

原田 憲夫
小松 節香

(家族功労者)

関東地方更生保護委員会委員長
表彰

石村 利幸
出井 善次
澤野 研

関東地方保護司連盟会長表彰

小林 元和
新川 武雄

神奈川県知事感謝状

藤根 強

神奈川県保護司会連合会長表彰

佐藤 公紀
澁谷 薫



神奈川県更生保護大会にて

編集後記

昨秋、地域の福祉講演会で保護
司活動をとりあげた。「保護司信
条」を説明し、地域から次なる後継
者を如何にして発掘するか特に犯
罪予防の視点からいくつかの事例を
挙げた。約五十名の参加者を前に、
子育てにおける「ビタミシ(愛)」の
大切さと、転んだら起きる強靱な精
神力をつけること、仮に起き上がれ
なければ「この手につかまれ」と支援
を差し伸べる大人であることを要望
して講演を終えた。(出井 記)

保護司会だより 旭

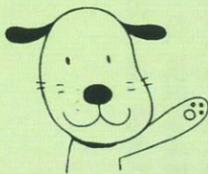
発行所 旭保護司会広報部
発行責任者 会長 小松 康夫
事務局 旭区社会福祉協議会
旭区鶴ヶ峰 1-6-35 ぱれっと旭
印刷所 小松印刷株式会社



旭区社会福祉協議会
キャラクター「あさひ丸」

玄関での記念撮影

横浜保護観察所がある
合同庁舎全景



地域共生社会の実現に向けて

旭区社会福祉協議会会長 渡邊 多喜男

令和五年六月二十三日付で、旭
区社会福祉協議会会長に就任い
たしました。どうぞ宜しくお願
い申し上げます。

平素より旭保護司会の皆様には、
犯罪や非行を犯してしまった人
達の改善や立ち直りを支える
活動の他、全国展開される「社会
を明るくする運動」を始め、旭区
民まつりに於ける「薬物使用撲滅
活動」や青少年を対象とした「薬
物被害防止研修会」など、犯罪や
非行を未然に防止する地道な取
り組みに対し、深甚なる謝意を
表す次第でございます。

犯罪や非行の背景には、孤立や
貧困など複合的な要因がありま
す。ここ数年連続したコロナウイ
ルス感染症の拡大では、多くの
人々の日常生活が制約され、生き
づらさを感じながらの生活を強
いられました。また、近年のSNS
の発達と普及により、匿名での誹
謗中傷や特殊詐欺など犯罪の手
口は巧妙且つ複雑化し、若年層が
被害者にも加害者にもなりうる
事案が数多く報告されています。
誰が何処で何をしているのかが、
大変見えにくい世の中となりま

した。

このような社会情勢下ゆえに、
保護司の皆様が行っている活動を
地域全体で支えて行く、といった
ことが求められているのではない
でしょうか。人々が地域の中で繁
がり、見守り合い支え合えるよう
うな緩やかな仕組みができれば、
犯罪の少ない明るい街づくりに貢
献できるものと思っています。

コロナウイルス感染症の五類移
行後、地域の活動が徐々に再開さ
れ、希薄化した人と人との繋がりが
も復活しつつあります。本会とい
たしましても、現状を踏まえつつ
誰もが地域の中で共に支えられ
共に生きて行く「地域共生社会」
の実現に向け、職員一同団結し取
り組んで参ります。今後も貴会
には、従前にも増すご支援ご協力
を賜りますようお願い申し上げます。
会長就任のご挨拶といたします。



「社会を明るくする運動」
シンボルマーク

横浜保護観察所・横浜税関の施設見学について

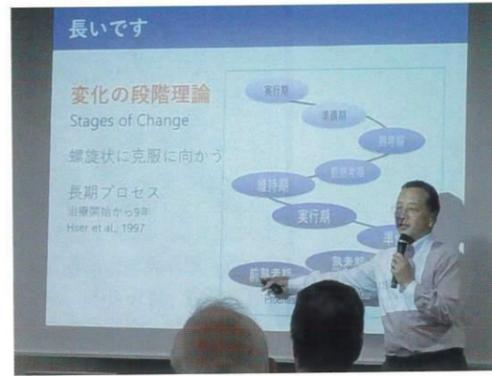


研修部長 黒須 正明

十月十九日(木)午後、秋晴れの爽やかな日に恵まれ、横浜保護観察所と隣接の横浜税関の施設見学研修会を行いました。日本大通り駅に集合した参加者数は保護司OBを含めて二十五名と、当初予定した人数を上回りました。

最初に訪れたのは横浜税関。資料室のガイド役の男性の方は奇遇にも中区の保護司OBの方でした。「税関の二つの役割は何か?」、答えは「税と関」、すなわち「税」関税を徴収すること、関「関所」として違法な物品の流入を防ぐこと」と、たいへんわかりやすい解説と保護司の活動にもエールを送っていただきました。

税関を出て橋を渡り、赤れんが倉庫前に新築された横浜合同庁舎は中層の細長いシックなチャコールカラーの建物。港の景色になじむ四つ星ホテルのような雰囲気は漂う四階の東角に横浜保護観察所があります。



観察所長による特別講義

遇のプログラムについて特別講義を受けました。所内見学では、観察官の事務室から港を一望できる所長室まで全面公開の歓迎を受けました。観察所がぐつと身近に感じられました。

帰路は新築された横浜市庁舎の市民フロアを歩きながら見学し、桜木町駅で研修を終えました。その後、駅ビル内の蒸気機関車のあるビアレストラン「キテキ」での懇親会では、今日の感想やコロナ禍で積もっていた話で大いに盛り上がりました。

私が保護司になったわけ



恒成 文幸

私が保護司となったわけは、同じ自治会の前任者が退職年齢で後任者を探していた時に、連合会の防災訓練で当時の連合会長よりいきなり保護司の推薦をされるからお願いしますと言われ、断りもせず依頼を受けたことでした。当時、私は地域の防犯で下げのバトカーを購入し、青パト(巡回車両)へ変更改造して連合の安全を守ればと活動しておりました。現在も不定期ではありますが



武部由美子

きっかけは笑えるほどハードルが低いことでした。仕事の話をしていた時にふと「保護司をしてみませんか」と明るく温かい雰囲気を持つその人に言われ、私もその人に好感を持つていたので「はい」と深く考えもせずに返事をしてしまったことです。「なったわけ」は「きっかけ」とは微妙に違います。きっと人は皆90%が同じで、たった10%の「環境」で考え方や行動、もつと言えれば人生

トロールを行っております。

当初、私は保護司の内容が良くわからなかったのですが、前任者より説明を受け理解することができました。そこで、地元地域の活動にて少しでもお役に立てればと決意いたしました。

まだまだ未熟者ではございますが、任命を受けた以上は責任を持って対象者に接し、決められた期間内に正しい生活リズムをとれるよう指導をして参ります。



や運命が違ってくるのだと思っております。だから私も目の前に現れる未知な世界は天からの贈り物と考え、いつも自分の力量などと考えもせず、にこの世界に今回も飛び込んでしまっていました。

たとえば10%の環境の違いで犯罪を犯してしまった人がいる。「貴方と私」の差は大きいのですか? 「貴方と私」は90%同じだから、私が貴方の立場だったら同じことをしていたかもしれません。「貴方と私」は対極にはないのです。円の中にある環境を共有するこの世界に私は感謝したい。

地域貢献活動を通して

横浜バンダイ株式会社 専務取締役 安藤 和子

弊社の更生保護への関わりは、今から三十数年前からです。港南区で保護司活動している親族に「協力雇用主になってくれないか」と頼まれたのが発端で、気軽に引き受けたことから始まります。

当時、協力雇用主になるためには「清く正しい会社であること」が必須で、それが証明されなければ協力業者になれないとのことでした。それには大変びつくり致しましたが、お受けさせていただきました。

結果、「健全な法人」であること、「お墨付き」を行政から頂いて、一社員として、勤務先に対して誇りを感じたことを思い出しました。以降、保護観察所担当官からの依頼で、対象者への面接や求人受け入れ等、いろいろな出会いがありました。思い出すと、苦い経験が多く、保護司の先生方のご苦労が如何ばかりかも、知ることとなりました。

更に、旭保護司会の計らいで社明運動に参加させていただき、そこで初めて「社会を明るく運動」を知り、犯罪抑止や周知に対する奥深い活動



地域貢献活動の参加風景

をなさっていることにも、大変感化を受けました。

発足以来二十一年間に渡り認定をいただいている横浜市地域貢献企業活動。この活動のなかで、「社会を明るくする運動」は、大きな役割を果たしていると思います。この様な大切な活動を与えて下さったことに感謝を申し上げることはございません。微力ではありますが、これからも、ともに地域貢献をスローガンに活動を続けてまいりたいと思います。

旭保護司会皆様方のご発展とご健勝を壽ぎ、本年も安全安心な社会でありますようにお祈り申し上げます。

趣味のコーナー

「俳句」

春風や髪なびかせて走る吾子
今時はスマホで確認桜咲く

飯島真知子

梅の花窓を開ければそこにあり

サクラ咲き満開目指し競い合い

杉山 良美

花吹雪走る園児の頬拾ふ

母の忌や馴染みの店の桜餅

廣田 敏郎



令和5年11月18日 二俣川ニュータウン連合町内会館にて保護司活動の講演を行いました。



年度末を迎え、区内中学校専任教諭と保護司の交流会が各ブロックで開催されました。写真は南希望が丘中学校での様子。

区連会 資料 4-2

令和6年4月18日

各地区連合自治会町内会 会長 様

旭区更生保護女性会
会長 峰松 雅子

「更女だより あさひ」第11号の発行について

春爛漫の候、皆様にはご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、皆様には更生保護活動の推進に関し、ご支援とご協力を賜りまして誠に有難く厚くお礼申し上げます。

さて、この度、旭区更生保護女性会の広報紙「更女だより あさひ」第11号を発行するはこびとなりました。

つきましては、一部をお手元にお届けいたしますのでご高覧の上、ご意見やご感想などをお寄せいただけましたら幸甚に存じます。

皆様のご健康を祈願し、今後とも更女活動への変わらぬご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

【事務局】

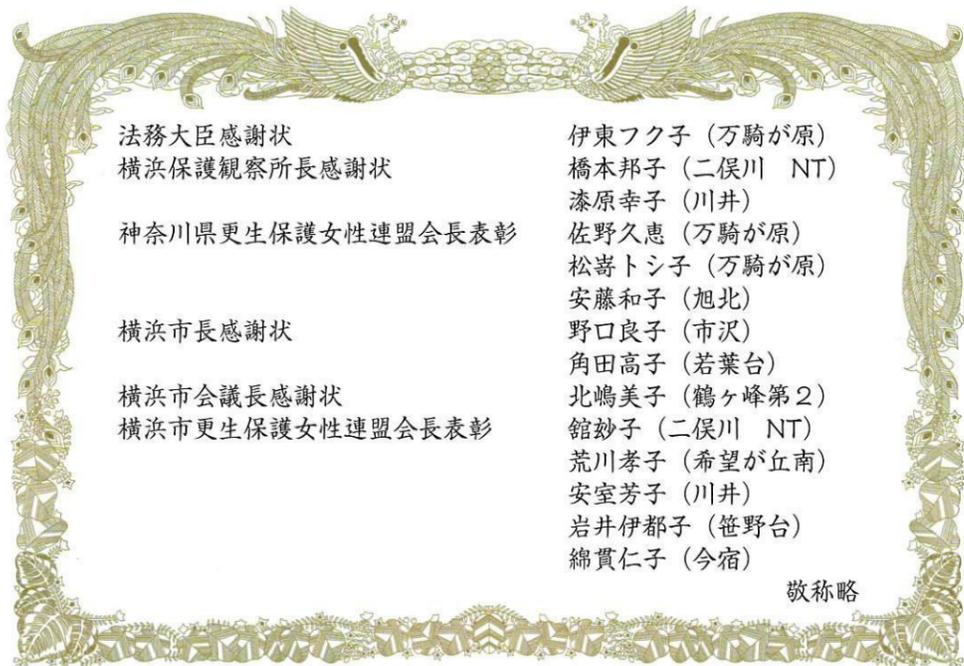
旭区更生保護女性会

電話：045-392-1123

FAX：045-392-0222

担当：杉山

受賞者紹介 ~おめでとうございます~



法務大臣感謝状
横浜保護観察所長感謝状

神奈川県更生保護女性連盟会長表彰

横浜市長感謝状

横浜市会議長感謝状
横浜市更生保護女性連盟会長表彰

伊東フク子 (万騎が原)
橋本邦子 (二俣川 NT)
漆原幸子 (川井)
佐野久恵 (万騎が原)
松崎トシ子 (万騎が原)
安藤和子 (旭北)
野口良子 (市沢)
角田高子 (若葉台)
北嶋美子 (鶴ヶ峰第2)
館妙子 (二俣川 NT)
荒川孝子 (希望が丘南)
安室芳子 (川井)
岩井伊都子 (笹野台)
綿貫仁子 (今宿)

敬称略

2023 年度活動報告

総務部会

引き続きコロナ禍の中、4月に総会を無事に終了する事が出来ました。
区民まつりは、雨の為更女の参加は中止となりました。
賀詞交歓会は、霧が丘木曾路にてバスの送迎があり、多数の参加があり楽しい一時を過ごす事が出来ました。

研修部会

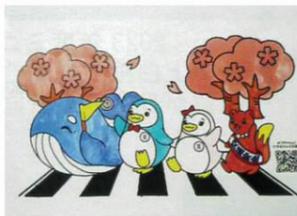
現在までコロナ感染のため思った活動が出来ませんでした。23年にコロナ対策が、5類に入り通常の行事が、24年3月に映画上映ができました。
研修部として会員相互の交流を密にしたいと考えて居ります。

広報部会

コロナ禍も5類に移行の中活動も復活。
令和5年4月更女総会から、令和6年3月映画上映までの活動を広報誌に載せる事が出来ました。
更女だより11号発行にあたり、社協始め関係者各位にご協力頂き厚く御礼申し上げます。



~可愛いホグちゃん塗り絵ととも会作成~



事務局より

令和5年4月に旭区社会福祉協議会に入職いたしました。更生保護女性会の皆様には、いつも優しく笑顔で声をかけていただき、日々の励みになつております。ありがとうございます。
また明るい社会づくりを目指し、日々啓発活動をされている皆様からいつもエネルギーをもらっています。
これからも微力ではありますが、事務局として皆様の活動を支えていけるよう頑張りますのでよろしくお願いいたします。

更生保護女性会担当 杉山 遙

編集後記

編集長1人、部員1人… たった2人でスタートした広報部でしたが、なんとか発行までこぎ着けました。
小人数ならではの広報誌作りは達成感100倍です！
バンザイ!!

広報部一同

更女だより

あさひ

第11号

発行日：令和6年3月31日
発行責任者：峰松 雅子
事務局：〒241-0022
横浜市旭区鶴ヶ峰1-6-35
(旭区社会福祉協議会内)
電話：045-392-1123
FAX：045-392-0222
制作：そら工房



里山ガーデン 令和5年10月撮影



春 秋限定「里山ガーデンフェスタ」として解放される

「更女だよりあさひに寄せて」



旭区連合自治会町内会連絡協議会会長 林 重克
令和5年6月に旭区連合自治会町内会連絡協議会会長に就任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。
私たちの街旭区は、自然を身近に感じる街であるとともに、近年は相鉄と他鉄道の乗入れによる利便性の向上に伴い、更なる活気ある街へと発展を遂げております。

今年度、新型コロナウイルスの感染症レベルは5類に引き下げられ、私たちの生活もコロナ前に戻りつつあります。しかし、コロナ禍の数年間外出控えや地域活動の中止等により、顔を合わせたコミュニケーションの機会が減り、人と人の繋がりが希薄になりました。そのような状況下、皆様は繋がりや見守りを絶やさず、心豊かに生きられる社会を目指し活動されていることに心より敬意を表します。
私たち連合自治会町内会といたしましても旭区の自然や街の魅力を活かした様々な取組を通じて、人と人が繋がり支えあえる地域づくりを引き続き進めてまいります。
結びにあたり、貴会のご発展並びに会員皆様のご健勝とご活躍をご祈念いたします。

「誰もが共に支えあって暮らす地域づくりに向けて」



旭区社会福祉協議会会長 渡邊 多喜男
令和5年6月、新たに旭区社会福祉協議会会長に就任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。
旭区更生保護女性会の皆様には、次世代を担う青少年の健全な育成に努められる他、過ちを犯してしまった方達に対しても、一人ひとりが尊重され社会の一員として生きられるよう、更生

のための支援を行う等、明るい社会づくりに向けた地道な取り組みに、深甚なる敬意と感謝の念をお伝え申し上げる次第です。
昨年5月、国の施策により新型コロナウイルス感染症が第2類から5類に緩和移行されましたが、数年来続いたコロナ感染の影響は大きく、地域内の様々な事業や催し物が中止か延期を余儀なくされ、人と人の繋がりが希薄化したしました。
本会といたしましても、このような背景を充分認識しつつ、共に支えられ共に生きていく「地域共生社会」の実現に向け、引き続き取り組んで参ります故、貴会の変わらぬご支援ご協力が頂けますよう重ねてお願い申し上げます。

2023 年度主な活動

更生保護の実践は現場から

私たちはこれからも社会復帰を支えます
更生保護の優しい心で



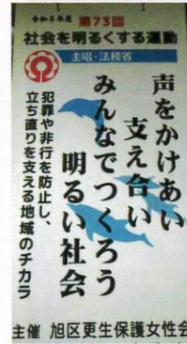
2023年4月27日(木)
令和4年度総会
ぱれっと旭



講話「特殊詐欺について」
旭警察署生活安全課防犯少年係
中澤健児様



2023年11月22日(水)
第74回神奈川県更生保護大会
法務大臣感謝状：伊東フク子
ひらしん平塚文化芸術ホール



2023年7月14日(金)
第73回社明運動駅頭キャンペーン
旭保護司会共催
希望ヶ丘駅 二俣川駅 鶴ヶ峰駅



2023年11月27日(月)
愛のあられ、ビスケット配達
旭区全域



2023年12月8日(金)
県更生保護女性連盟会員研修
横浜保護観察所



2023年10月24日(火)
横浜Bブロック研修会
中山地区センター



2023年10月27日(金)
旭区地域福祉保健計画推進研修
～地域が子供を育てる～
旭公会堂



2024年1月12日(金)
賀詞交歓会
コロナ禍により4年ぶりの開催



2023年度ミニ集会
若葉台/上白根、旭北合同/今宿/川井
希望ヶ丘3地区合同/万騎が原



2023年11月2日(木)
第71回横浜市更生保護大会
横浜福祉センター



2023年12月9日(土)
ひとり親家庭応援Day
ぱれっと旭



2024年3月4日(月)
会員向け映画上映会 開催
二俣川サンハート

働き・子育て世代に対する情報発信の調査を実施しました

～地域や地域活動に関心を持ってもらうためのヒントが得られました～

近年、各地区で地域活動の担い手不足が課題となっており、地域福祉保健計画の掲げる見守り・支え合いの地域づくりを進めていく上で、若い世代の参画を促していくことが求められています。

そこで、今後の地域活動の担い手として期待される世代(働き・子育て世代)を対象に、地域活動に関心を持ってもらうための取組や効果的に情報を届ける手法等について調査を行いました。調査結果をもとに、地域福祉保健計画の推進をはじめとする多様な地域活動支援に生かしてまいります。

調査結果のポイント

時間的ゆとりを持ちづらい働き・子育て世代の中にも、地域とつながりを持ちたい潜在層が一定程度いること、地域や地域活動に対する関心の高さに応じて異なるアプローチが効果的であること、参加しやすい環境づくりが必要であることが分かりました。

- 地域や地域活動に対して関心があまり高くない層(消極的潜在層)へのアプローチ
【働きかけ】 地域と関わることを自分事として捉えてもらうための発信
【情報発信】 「意図せず目に触れる機会を捉える」プッシュ型の発信
- 地域や地域活動に関心はあるが行動に至っていない層(積極的潜在層)へのアプローチ
【働きかけ】 活動への参加方法や活動の内容・雰囲気などを具体的に発信
【情報発信】 「情報収集時に必要な情報にアクセスできる」プル型の発信
- 働き・子育て世代が地域活動に参加しやすい運営体制の構築
イベント単位で担い手を募集するなど時間的負担に配慮した運営の工夫

▼調査結果をまとめた報告書を、旭区のホームページでご覧いただけます。

https://www.city.yokohama.lg.jp/asahi/kenko-iryō-fukushi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/other/jyouchousa.html



HPはこちら

調査概要

ヒアリング調査

【調査対象】

旭区で地域活動を行う働き・子育て世代 26名

【調査期間】

令和5年6月(計4回)

【調査方法】

グループインタビュー形式

【調査項目】

- ・地域活動を始めたきっかけ
- ・地域活動を継続できている要因
- ・地域に関心を持ってもらうために必要な働きかけ
- ・地域活動に関する情報源や発信媒体 等

アンケート調査

【調査対象】

住民基本台帳から無作為抽出した、旭区内に居住する20歳から59歳までの区民 2,500名

【調査期間】

令和5年9月26日から10月16日まで

【調査方法】

回答用二次元コード付きの調査依頼はがきを郵送し、インターネット回答を実施

【調査項目】

25問(回答者基礎情報項目7問を含む)

【回収結果】

1,026票(回収率41.0%)

お問合せ先

旭区福祉保健課長 石津 雄一郎 Tel 045-954-6120

CITY OF YOKOHAMA

地域福祉保健の情報発信強化に向けた 調査報告書（概要版）

旭区福祉保健課

令和6年3月

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

1. 調査の概要

1. 課題

地域人材の不足

近年、各地区で地域活動の担い手不足や高齢化が課題となっている。

地域福祉保健計画の掲げる見守り・支え合いの地域づくりを進めていく上で、若い世代の参画を促していくことが必要。

2. 調査の目的

若い世代の傾向を知る

調査対象

働き・子育て世代（20～50代）

調査目的

地域や地域活動に関心をもってもらうための取組や効果的に情報を届ける手法等について調査を行い、当該世代の意識や傾向を把握する。

3. ヒアリング調査

- a. 調査対象
旭区で地域活動を行う働き・子育て世代26名を対象とした。
（30代3名、40代14名、50代9名）
- b. 調査期間
令和5年6月3日から6月11日まで（計4回）
- c. 調査方法
グループインタビュー形式
- d. 調査項目
 - ・地域活動を始めたきっかけ
 - ・地域活動を継続できている要因
 - ・地域に関心を持ってもらうために必要な働きかけ
 - ・地域活動に関する情報源・発信媒体 等

4. アンケート調査

- a. 調査対象
住民基本台帳から無作為抽出した、旭区内に居住する20歳から59歳までの区民2,500名
- b. 調査期間
令和5年9月26日から10月16日まで
- c. 調査方法
回答用二次元コード付きの調査依頼はがきを郵送し、インターネット回答で実施。
- d. 調査項目
25問（回答者基礎情報項目7問を含む）
- e. 回収結果
1,026票（回収率41.0%）

2. 調査結果のポイント

時間的ゆとりを持ちづらい働き・子育て世代の中にも、地域とつながりを持ちたい潜在層が一定程度いること、地域や地域活動に対する関心の高さに応じて異なるアプローチが効果的であること、参加しやすい環境づくりが必要であることが分かった。

そこで、潜在層を顕在化させるために必要なアプローチについて、次のとおり整理した。

○ 地域や地域活動に対して関心があまり高くない層（消極的潜在層）へのアプローチ

【働きかけ】 地域と関わることを自分事として捉えてもらうための発信

【情報発信】 「意図せず目に触れる機会を捉える」プッシュ型の発信

○ 地域や地域活動に関心はあるが行動に至っていない層（積極的潜在層）へのアプローチ

【働きかけ】 活動への参加方法や活動の内容・雰囲気などを具体的に発信

【情報発信】 「情報収集時に必要な情報にアクセスできる」プル型の発信

○ 働き・子育て世代が地域活動に参加しやすい運営体制の構築

イベント単位で担い手を募集するなど時間的負担に配慮した運営の工夫

地域活動に興味・関心を持ちづらい要因

ヒアリングで把握した代表的な意見

- ・地域に興味があっても、関わるとなると最初の1歩が重い。自治会に入ると役職がまわってくるから大変だという意識が根付いており最初の壁は高いが、実際に入ってみるとそうでもない。
- ・地域活動自体がよく周知されておらずボヤッとしていて、どのように関わって良いかわからないし、ウェルカムな雰囲気なのかもよくわからない。
- ・PTA役員を断る要因として、「子供が小さいから」という人が多いので、役員の集まりでは、子どもの遊び場を作って小さい子も来ても良いとしたら意外と皆来てくれた。参加できる環境を作ることも大切。

地域活動に関する情報源・発信媒体

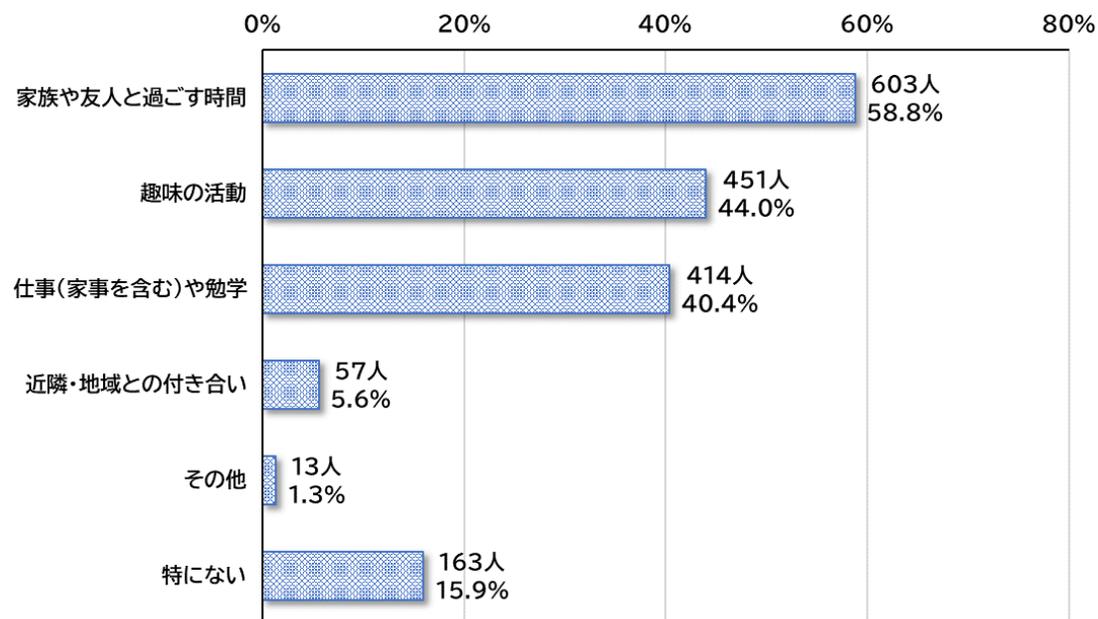
ヒアリングで把握した代表的な意見

- ・何かやりたいと思っている場合、本当にやりたいのなら自ら情報を取りに行く。例えば、子育てをしていて孤独だと思っていたら、隅から隅までチラシも広報も掲示板も見る。関心がない人にただ情報を流しても、響かないだろう。
- ・意図せずに目に触れる機会は意外と有効だと思う。関心があるから情報収集するのであって、関心がない人向けには、何気なく目に入る掲示板やSNS（Instagram等）が有効。
- ・Instagramは楽しそうな情報が伝わってくるし、情報交換もできる。発信している人の雰囲気が感じられたりするのが良い。

3. 調査結果【日常生活】充実していること、増やしたい時間

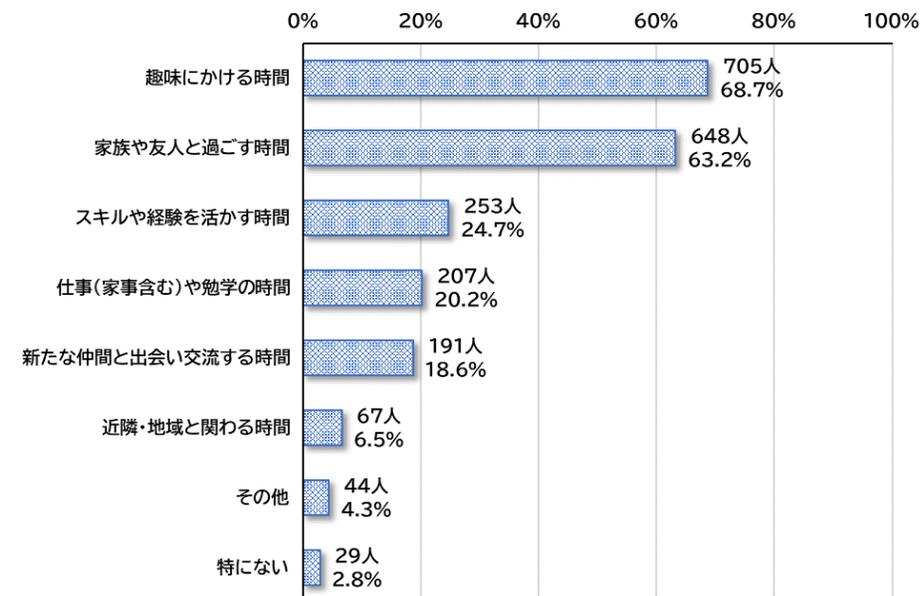
- 普段の生活で充実しているのは、「家族や友人と過ごす時間」（58.8%）が最も多く、次いで「趣味の活動」（44.0%）、「仕事（家事を含む）や勉強」（40.4%）が続く。
- 増やしたい時間は、「趣味にかける時間」（68.7%）が最も多く、次いで「家族や友人と過ごす時間」（63.2%）、「スキルや経験を活かす時間」（24.7%）が続く。

問1 普段の生活で充実していると感じていることはありますか



n=1,026人 ※複数回答

問3 どのような時間を増やしたいと思いますか

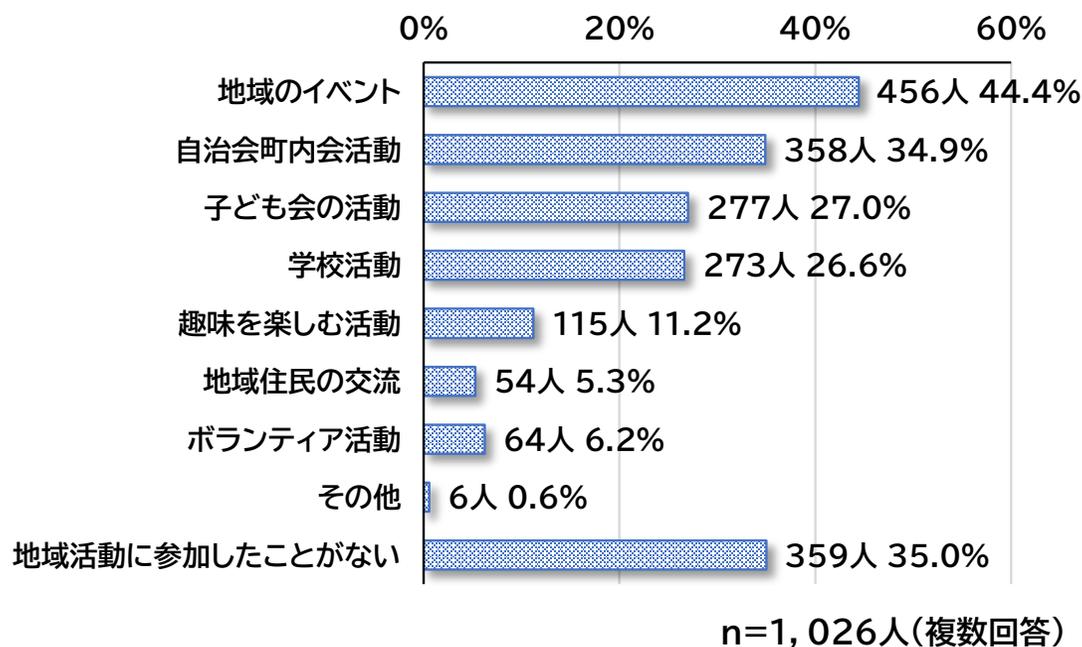


n=1,026人 ※複数回答

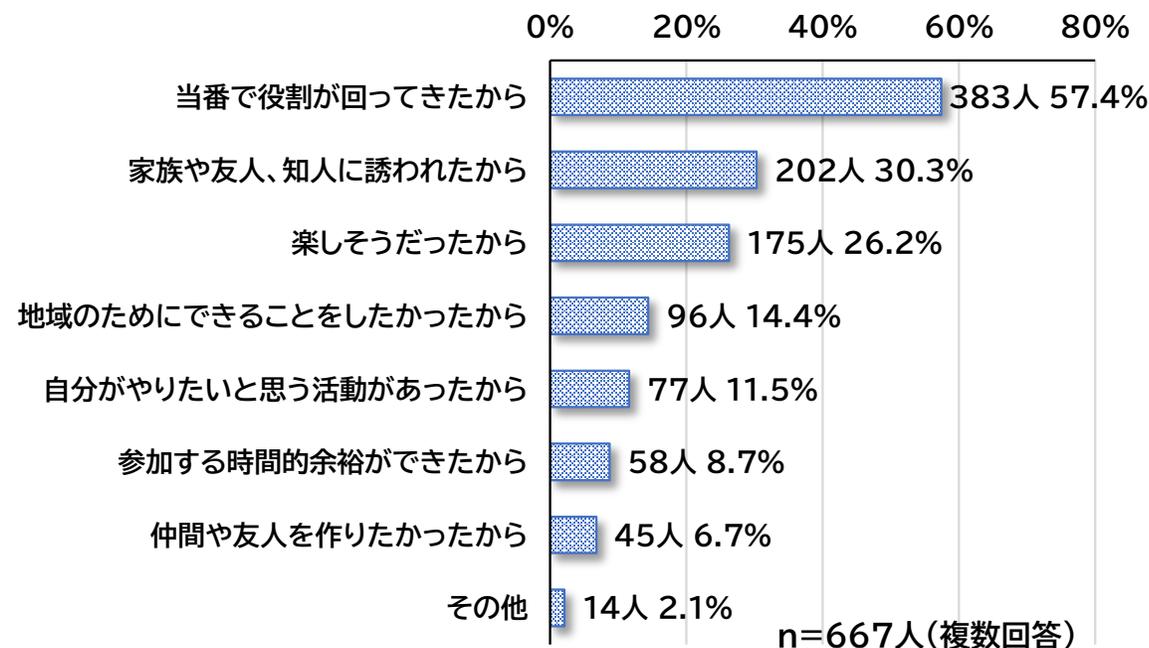
3. 調査結果【地域活動】参加経験がある地域活動、参加のきっかけ

- ・参加経験がある地域活動は、「地域のイベント」（44.4%）が最も多く、「自治会町内会活動」（34.9%）、「子ども会の活動」（27.0%）、「学校活動」（26.6%）が続く。
- ・参加のきっかけは、「当番で役割が回ってきたから」（57.4%）が最も多く、「家族や友人、知人に誘われたから」（30.3%）、「楽しそうだったから」（26.2%）が続く。

問7 現在参加している、これまで参加したことがある地域活動はありますか



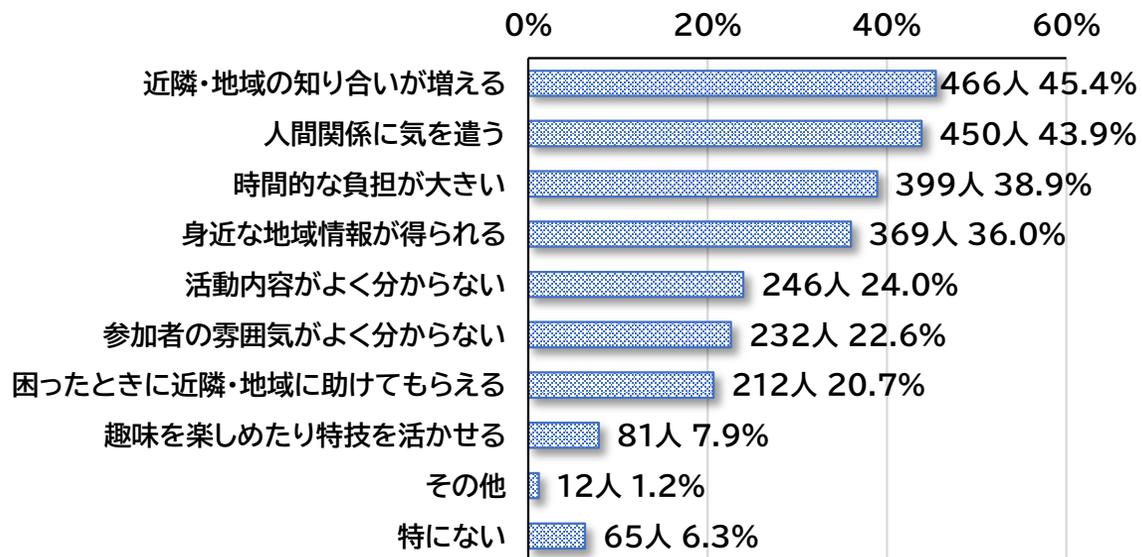
問8 地域活動に参加したきっかけは何ですか



3. 調査結果【地域活動】地域活動の印象、参加するための条件等

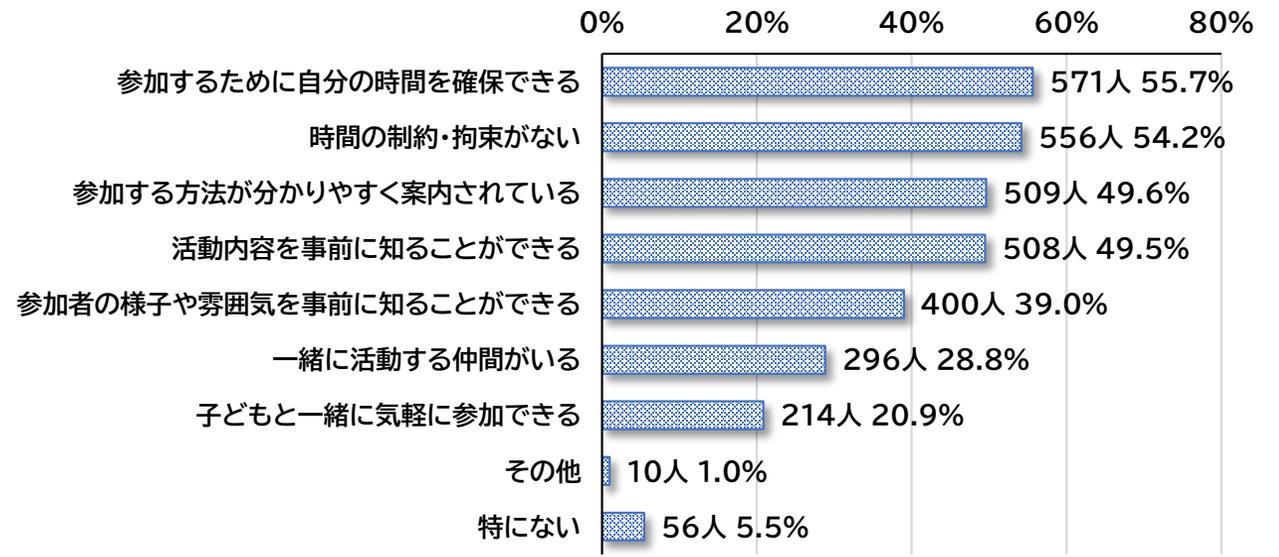
- ・ 地域活動の印象として、「近隣・地域の知り合いが増える」（45.4%）が最も多く、「人間関係に気を遣う」（43.9%）、「時間的な負担が大きい」（38.9%）が続く。
- ・ 参加するために大切な条件や環境では、「参加するために自分の時間を確保できる」（55.7%）が最も多く、次いで「時間の制約・拘束がない」（54.2%）、「参加する方法が分かりやすく案内されている」（49.6%）が続く。

問10 地域活動にどのような印象を持っていますか



n=1,026人(複数回答)

問12 地域活動に参加するためには、どのような条件や環境が大切だと思いますか



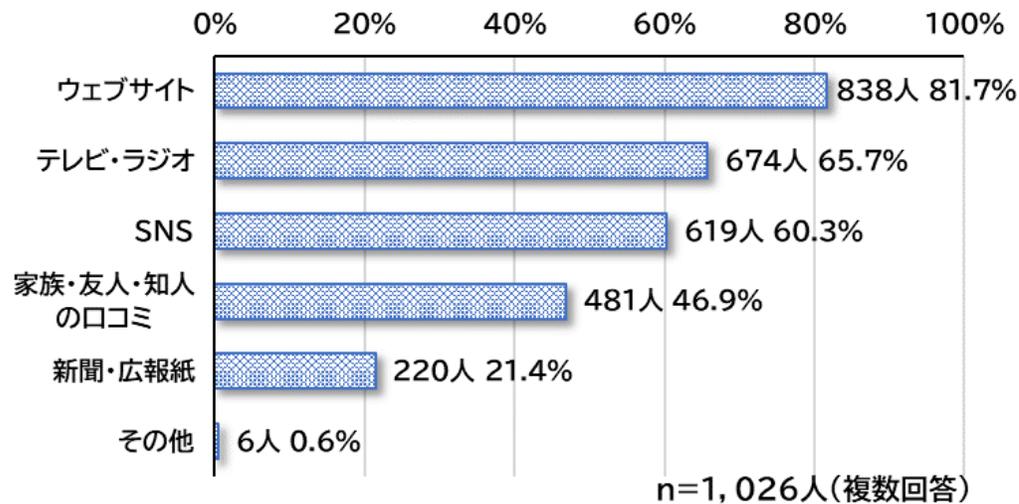
n=1,026人(複数回答)

3. 調査結果【情報発信】日頃利用している情報源、SNSの利用目的

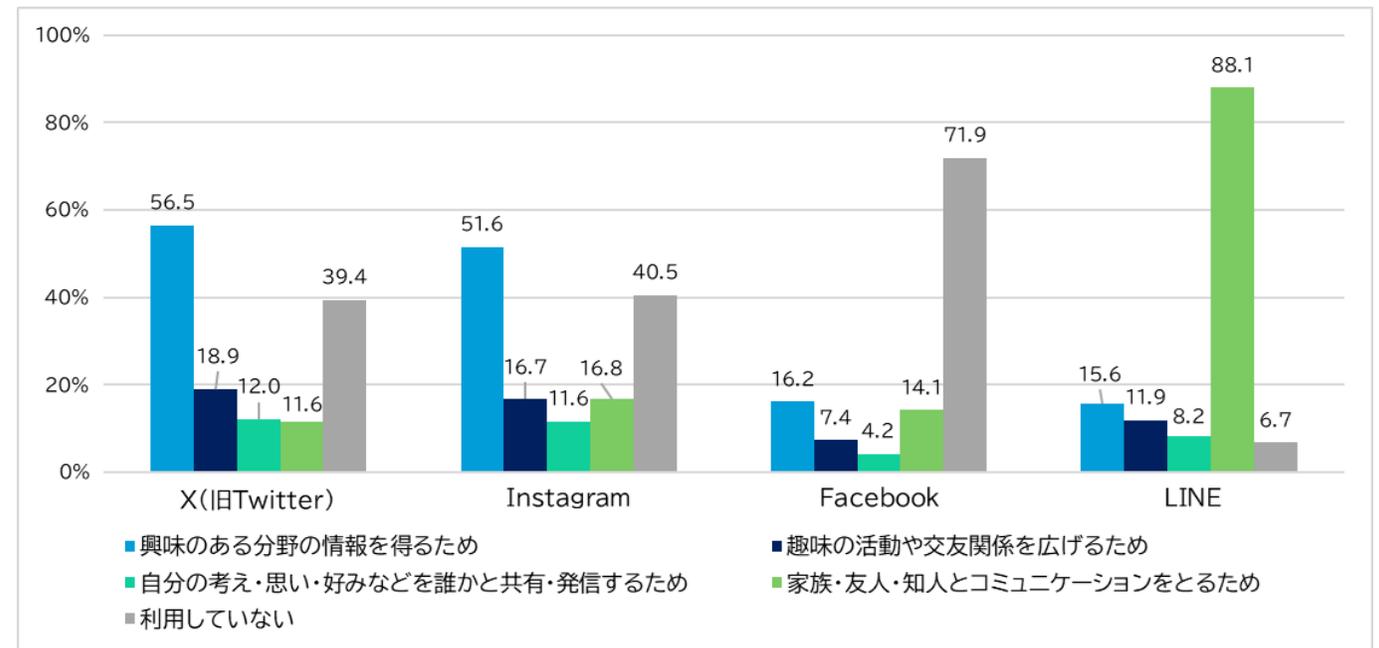
アンケート調査

- ・日頃利用している情報源は、「ウェブサイト」（81.7%）が最も多く、次いで「テレビ・ラジオ」（65.7%）、「SNS」（60.3%）が続く。
- ・「X（旧Twitter）」及び「Instagram」の利用目的は「興味のある分野の情報を得るため」が最も多く（56.5%、51.6%）、「LINE」の利用目的は「家族・友人・知人とコミュニケーションをとるため」（88.1%）が最も多い。

問13 日頃利用している情報源を教えてください



問14 SNSの利用目的について

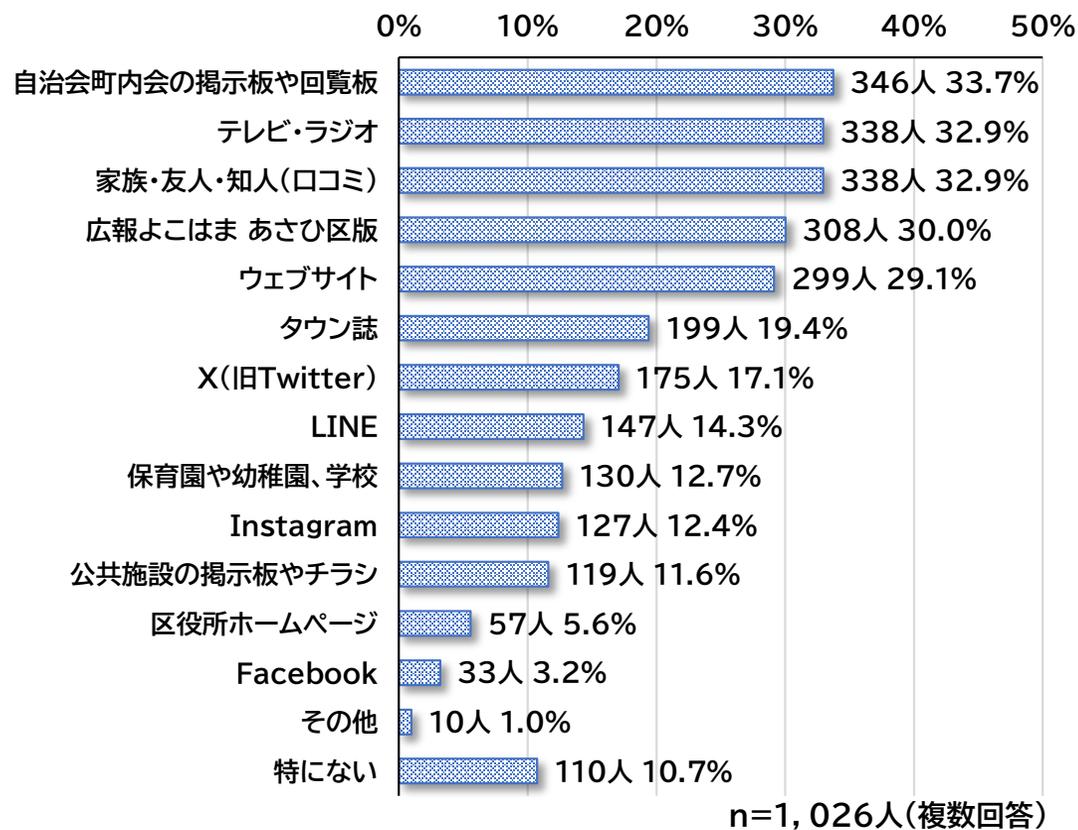


n=1,026 (複数回答)

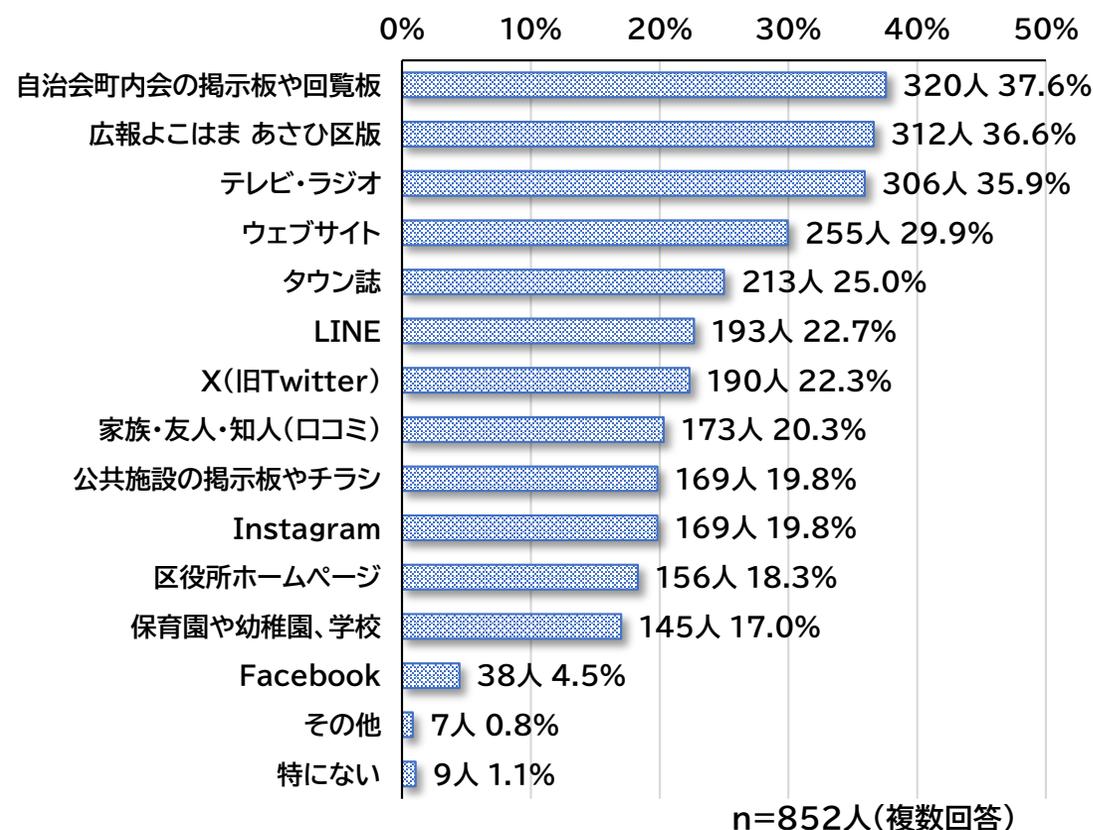
3. 調査結果【情報発信】身近な地域情報の情報源

- ・身近な地域情報が得やすい情報発信源は、「自治会町内会の掲示板や回覧板」(37.6%)が最も多く、「広報よこはま あさひ区版」(36.6%)、「テレビ・ラジオ」(35.9%)が続く。

問15 身近な地域情報について、よく利用している情報源



問18 身近な地域情報について、どの情報源から発信されると情報を得やすいか



区連会 資料 4-4

区連会 4 月定例会資料
令和 6 年 4 月 18 日
旭 区 役 所

地区連合自治会町内会長 各位
自治会町内会長 各位

旭区総務課長

国が実施する全国瞬時警報システム（Jアラート）の 令和 6 年度全国一斉情報伝達試験について（お知らせ）

次のとおり、全国一斉情報伝達試験放送を行います（令和 6 年度全 4 回）。

この試験放送は、総務省消防庁等が地震・津波などの災害時等に備え、全国瞬時警報システム（Jアラート※）を用いて、試験情報の受信及びスピーカー等の起動を確認する目的で、実施するものです。

※Jアラートとは、緊急地震速報、津波情報、武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

1 日時（予定）

- (1) 令和 6 年 5 月 22 日（水） 午前 11 時頃
- (2) 令和 6 年 8 月 28 日（水） 午前 11 時頃
- (3) 令和 6 年 11 月 20 日（水） 午前 11 時頃
- (4) 令和 7 年 2 月 12 日（水） 午前 11 時頃

2 放送場所（区内 11 か所）

旭区役所	白根小学校	左近山特別支援学校	都岡消防出張所
さちが丘小学校	東希望が丘小学校	本宿中学校	若葉台小学校
さちが丘消防出張所	二俣川小学校	上川井小学校	

3 放送内容等

[Jアラートの試験放送]

- ♪ ピンポンパンポン（上り 4 音チャイム）
「これは、Jアラートのテストです。」（3 回繰り返し）
- ♪ ピンポンパンポン（下り 4 音チャイム）

※ 災害等により試験放送を中止する場合等、本市防災スピーカーのホームページでお知らせします。

【本市防災スピーカーのホームページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/bosai/bousaispeaker.html>

【お問合せ先】

担当：旭区役所総務課庶務係

TEL：954-6007 FAX：951-3401

E-mail：as-anzen@city.yokohama.jp

区連会 資料 4-5

区連会 4 月 定例会 資料
令和 6 年 4 月 18 日
旭 区 役 所

各連合自治会町内会長 様
各自治会町内会長 様

旭区総務課長

「緊急時情報伝達システム」の登録について（御依頼）

本システムにつきましては、令和 2 年度から自治会町内会長の皆様に御登録をお願いしております。今年度も同様の運用をさせていただきますので、引き続き御協力をお願いいたします。

（参考）緊急時情報伝達システムとは

避難指示等が発令された際に、対象地域の住民へ速やかに情報をお伝えするため、事前に登録いただいた電話番号へ音声情報を発信するシステムです。

また、双方向機能を活用し、受信者側からの回答を集約することも可能となります。

1 現在までの状況について

（1）登録推移（年度末時点）

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
登録数	86 件	90 件	91 件	127 件	147 件	159 件	162 件

（2）送信状況

毎年 4 回の送受信訓練を行ったほか、台風等で避難場所を開設した際にも使用しました。

	本運用（避難所開設等）※ 1				送受信訓練			
	送信回数	送信件数	応答件数	応答率	送信回数	送信件数	応答件数	応答率
2017 年度	4 回	64 件	39 件	60.93%	4 回	328 件	174 件	53.04%
2018 年度	0 回	—	—	—	4 回	357 件	105 件	29.41%
2019 年度	5 回	95 件	29 件	30.52%	4 回	363 件	103 件	28.37%
2020 年度	0 回	—	—	—	3 回 ※ 2	380 件	138 件	36.31%
2021 年度	0 回	—	—	—	4 回	588 件	205 件	34.86%
2022 年度	0 回	—	—	—	4 回	571 件	233 件	40.80%
2023 年度	0 回	—	—	—	4 回	653 件	162 件	24.80%

※ 1 本運用（避難所開設等）ではいずれも川井地区の登録者に送付しています。

※ 2 2020 年度の 4 回目（3 月 31 日）の試験は、システム障害が発生したため計上なし

2 令和6年度の運用について

緊急時の情報伝達手段を多様化し、必要な情報を速やかに発信していく手段として、令和5年度と同様に本システムを運用していきます。

(1) 発信内容について

避難指示等及び送受信訓練のほか、次の内容を発信いたします。

- ア 防災関連情報（台風の接近情報など）
- イ 地域関連情報（イベントの中止等）
- ウ その他緊急に伝達が必要なもの

(2) 登録対象について

次の方々への登録をお願いしています。

- ア 連合自治会町内会会長
- イ 自治会町内会長
- ウ 川井地区に在住で希望する方

地域関連情報を発信させていただくため、連合自治会町内会長及び自治会町内会長の皆様には、ぜひ登録の御協力をお願いいたします。

(3) 登録方法について

別紙「登録用紙」にて、5月31日（金）までに報告をお願いします。

すでに登録していただいている方の提出は不要です。

【お問合せ先】

担当：旭区役所総務課庶務係

TEL：954-6007 FAX：951-3401

E-mail：as-anzen@city.yokohama.jp

緊急時情報伝達システム登録申請書

令和6年 月 日

旭 区 長

私は、旭区が運用する「緊急時情報伝達システム」の趣旨を理解し、次のとおり電話番号等のデータ登録を申請します。

団 体 名	
登 録 者 役 職	
氏 名	
登録電話番号	— —

【登録時の条件】※ 希望する場合には、口内にレ点をお願いします。

居住地域に該当しない緊急情報も送信してほしい。

■お知らせ

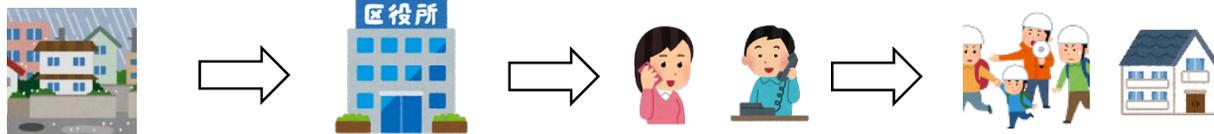
- 登録データの変更又は削除を希望する場合には、区役所総務課まで連絡をお願いします。
- 登録する個人情報は、本システム以外の用途に使用しません。
- 登録者が団体代表者を退任したことを確認した場合、区役所が登録を抹消します。
- 運用期間中の3か月に1回程度の送受信試験を実施します。
試験音声の最後にボタン操作をしていただくことで、応答を確認させていただきます。
- 令和6年5月31日（金）までに提出をお願いいたします。

整理番号：

令和6年度 緊急時情報伝達システムの運用について

1 運用イメージ（風水害時）

- ①台風や大雨により、避難指示が発令！ ②区役所から登録者に情報発信 ③登録した電話で情報を受信・回答 ④自宅2階への在宅避難など、情報に応じた行動を行う



【発信される内容例（試験の場合）】

「訓練、訓練、こちらは、旭区役所です。」

- 川が、避難判断水位を超えました。氾濫する恐れがあります。そのため、避難所を開設しました。
（中略）

現在の状況を、次の内容から選択してください。

避難所に避難される方は「1」を、家の中の高いところに避難される方は「2」を、避難する必要がないと判断された方は「3」を選択してください。

訓練、訓練、以上をもちまして、旭区役所からの緊急情報の伝達と、受信されました皆様の状況確認試験を終わります。御協力ありがとうございます。」

2 システムを使用し発信する内容

- (1) 風水害時の避難指示等
- (2) 防災関連情報（台風の接近情報など）
- (3) 地域関連情報（イベントの中止等）
- (4) 送受信試験
- (5) その他緊急に伝達が必要なもの

3 受信時に皆様が行う操作

発信は、050-3188-8830の番号から行われます。必要に応じ、電話帳等に登録をお願いいたします。

上記「発信される内容例」のように、必要な情報が流れます。現在の状況等を確認させていただくことがありますので、**メッセージは必ず最後までご確認ください。**

なお、電話に出ることができなかつたり、メッセージを再度聞きたい場合は、リダイヤルしていただくと、同じ内容を確認することができます。

4 登録について

- (1) 御登録いただく方
連合自治会町内会長の皆様、自治会町内会長の皆様

- (2) 登録方法

添付している申請書に御記入いただき、御提出をお願いいたします。
総務課窓口までお越しいただくか、郵送、メールでも構いません。
登録いただく番号は、固定電話でも携帯電話でも可能です。



【お問い合わせ先】

- 登録及び防災に関する発信について
担当：総務課庶務係
TEL：954-6007 FAX：951-3401
E-mail：as-anzen@city.vokohama.jp

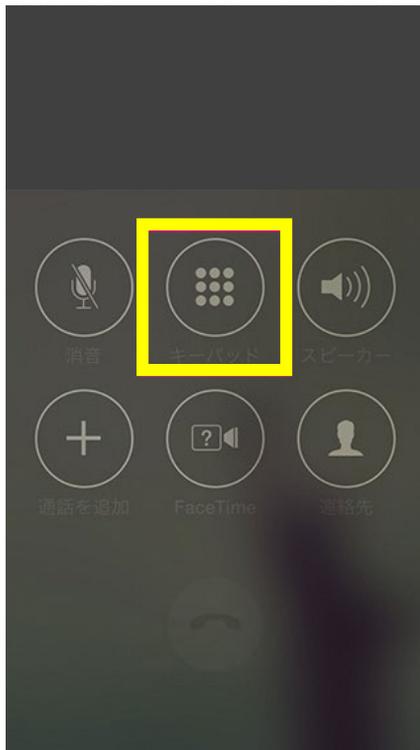
【参考】スマートフォンでキーパッドを表示する方法について

機種によって異なりますが、通話中の画面に「キーパッド」の表示をタッチすると、ボタンが表示されます。

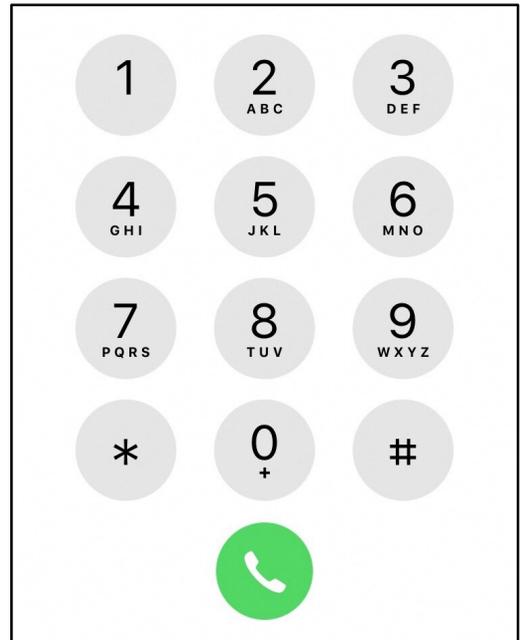
緊急時情報伝達システムで、ボタン操作を求められた場合は、こちらを参照し応答をお願いします。

機種により、画面下部に表示される場合もあります。

通話画面



キーパッド



区連会 資料 4 - 6

区連会 4 月定例会資料
令和 6 年 4 月 18 日
旭 区 役 所

各連合自治会町内会長 様

旭 区 総 務 課 長

令和 6 年度 連合自治会町内会主催の防災訓練計画書の御提出について（依頼）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から旭区の防災行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

各連合自治会町内会におかれましては、災害時の地域での助け合い（共助）の重要性を鑑み、連合自治会町内会主催の防災訓練を実施していただいておりますが、今年度も引き続き、防災訓練の実施を積極的にご検討いただきますよう、よろしく願いいたします。

また、防災訓練実施の際は、下記のとおり訓練計画書を御提出いただきますよう、よろしく願いいたします。

1 訓練計画の策定について

別紙「旭区連合自治会町内会防災訓練実施計画書」により御提出ください。

2 計画書提出期限（目安）

令和 6 年 7 月 26 日（金）を目安に御提出をお願いいたします。

※ご提出期限までに訓練内容が決定しない場合は日時、場所等の判明事項だけで構いませんので、御記載のうえ御提出ください。

訓練内容については、決定しましたら御連絡をお願いします。

3 提出方法

郵送、持参、FAX、E-mail のいずれかの方法で、下記担当まで御提出ください。

※電子データでの様式を御希望される場合は、下記のアドレスまで御請求ください。

4 その他

訓練内容を御検討される際は、令和 2 年 3 月に地域の方々の御協力のもと、作成しました「旭区ご近助マニュアル」を御参考にしていただけますと幸いです。

【参考】訓練への参加要請、訓練指導の御依頼は下記連絡先へ御相談ください。

訓練内容	依頼先	電話番号
訓練指導全般	旭消防署総務・予防課	951-0119
災害時トイレ対策	資源循環局北部事務所	953-0941

担当：旭区役所総務課庶務係（防災担当）

〒241-0022 旭区鶴ヶ峰 1 - 4 - 12

TEL：954-6007 FAX：951-3401

E-mail：as-anzen@city.yokohama.jp

あさひ安全・安心かわら版

～まちの安全・安心情報～

○あさひ安全・安心かわら版とは？

「あさひ安全・安心かわら版」は、携帯電話またはパソコンの「メールアドレス」を登録するだけで、旭区内の安全・安心に関する各種情報を受信できるシステムです。

旭区内で発生した犯罪の発生状況や徘徊情報、防災等の情報を配信しています。

地域の防犯活動や高齢者・お子様への注意喚起等の一助として、お役立ててください。

※登録は無料です。(通信料は別途かかります。)

○配信情報

◇定期配信情報

- ・区役所職員、警察署員、子・孫を名乗る特殊詐欺等の不審電話への注意喚起情報
- ・旭区内の犯罪発生情報※

※週単位で旭警察署が認知した旭区内の街頭犯罪(空き巣、ひったくり、車上ねらい、自動車盗等)の町丁名別発生状況

◇臨時配信情報

- ・徘徊SOS情報 ・防災関連情報
- ・重大犯罪発生情報、不審者情報 ・その他



○登録方法【Eメール(携帯電話・パソコン)】

1. メーリングリスト申請画面を表示し、画面から「**読者登録**」を選択

【申請画面QRコード】



「読者登録」
を選択

【申請画面】

 横浜市 City of Yokohama	メインメニュー 三
asahi-kawaraban - あさひ安全・安心かわら版	
メーリングリスト管理者に連絡	
<input type="button" value="読者登録"/>	
<input type="button" value="登録解除"/>	
asahi-kawaraban@ml.city.yokohama.jp	
件名: あさひ安全・安心かわら版	
説明: 旭区内の安全安心情報を定期的にお届けします。	

2. 登録したいご自身のメールアドレスを入力
3. 入力したご自身のメールアドレスあてに確認メールが届きます。
4. 届いたメール画面上の URL にアクセスし、「申し込む」を選択。
5. 再度ご自身のメールアドレスあてに読者登録のお知らせが届き、完了。

お問合せ/旭区総務部総務課 ☎:045-954-6007 fax:045-951-3401
E-mail:as-anzen@city.yokohama.jp



広げよう、SDGsの輪

エントリー行事募集

募集期間 令和6年 4月18日(木)から6月30日(日)まで

令和6年 8月・9月・10月は
旭区SDGs月間

旭区×SDGs
～未来に挑戦するあさひ～

GREEN×EXPO 2027
地元旭区から盛り上げよう!
開催期間 2027年 3月19日 から 9月26日まで

課題意識をもって取り組んでいるすべての地域活動が、SDGsに繋がっています。この活動に多様なパートナーが参画することで、地域課題の解決と新たな価値の創造を目指しています。

17 パートナーシップで
目標を達成しよう



ごみ拾い



運動会・スポーツ大会



防災訓練



防犯パトロール



講座・勉強会



敬老会



農業体験



お祭り



日頃から行っているイベント・取組が、SDGsの目標達成に繋がっています！

<お問い合わせ先>

旭区役所区政推進課企画調整係
電話 045-954-6026



旭区マスコットキャラクター
あさひくん

SDGs (Sustainable Development Goals) とは…

持続可能な開発目標とは、2015年9月に国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための世界共通の目標です。17の目標で構成されており、「誰一人取り残さない」を理念に掲げています。

詳細は裏面へ

令和6年度 旭区SDGs月間 エントリー行事募集要領

「旭区SDGs月間」にエントリーしていただける、行事・イベント・活動などを募集しています。
様々な行事をエントリーしていただき、SDGsの輪を、一緒に広げましょう！

1 令和6年度「旭区SDGs月間」について

◆期間 令和6年8月・9月・10月の3か月間

9月25日は、SDGsが国連で採択された日です

◆エントリーの対象

期間中に旭区内で実施するSDGsの目標達成につながる行事・イベント・活動

※定例的な活動でも、8・9・10月に実施日があれば対象です。

※参加者を募集する行事だけではなく、団体内部で実施するイベント・活動も対象になります。（例：ごみ拾い、地域のお祭り、SDGs勉強会、環境学習、防犯パトロール、防災訓練 など）

【参考】
昨年のエントリー
行事一覧 ▼



◆エントリーすると…

- ・「旭区SDGs月間特設ウェブサイト」で、それぞれの行事・イベント・活動の内容を紹介します。また、旭区公式X・広報よこほま旭区版など、様々な媒体を活用してPRしていきます。
- ・主催者が作成するチラシ等に「旭区SDGs月間」バナー（下図）をご利用いただけます。
- ・SDGsを広めるアイテムとして、旭区SDGsオリジナルピンバッジを差し上げます。（数に限りがありますので、なくなり次第配布終了となります。あらかじめご了承ください。）



バナー



オリジナル
ピンバッジ

2 エントリー方法など

○エントリー期間

令和6年4月18日（木）から
6月30日（日）まで

○エントリー資格

団体（自治会、学校、会社、サークルなど、
2人以上のグループ）

○エントリー方法 次の①・②のどちらか

① 横浜市電子申請・届出システムから申請

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/b8077c71-cc44-4b81-ade6-9ead15c1deb2/start>

② ①が難しい場合は、Eメール・FAX等で、下記までお問合せください（登録用紙をお送りします）。

エントリーは
こちらから ▶



または

旭区SDGs月間

検索

3 エントリーの注意

- (1) 添付する写真についてはウェブサイトへの掲載について関係者に了承を得たものに限ります。旭区役所は、被写体の肖像権侵害に関するトラブル、登録商標の無断転用並びに著作権の侵害等に係るトラブルに関して、一切責任を負いません。
- (2) エントリー後に行事内容が変更になった場合は、再度申請してください。
- (3) 行事の内容が、明らかに以下の項目に該当すると旭区役所が判断した場合には、予告なく対象外とします。
 - ア 政治団体、宗教団体及び反社会的勢力の関係する行事
 - イ 公序良俗に反する行事や、内容が法令に抵触する行事
 - ウ 犯罪行為を誘引、助長させる行事
 - エ 営利目的、営業目的としての行事
 - オ 他人に迷惑、不利益、損害、不快感を与える行事
 - カ 他人を誹謗中傷する行事
 - キ 旭区役所が募集の趣旨に沿わないと判断する行事
 - ク その他、上記に準ずる行事
- (4) エントリーの際に取得した個人情報、当事業の目的以外には使用しません。

<お問い合わせ先>

旭区役所区政推進課企画調整係

（区役所2階23番窓口）

電話 045-954-6026 FAX 045-951-3401

Eメール：as-kikaku@city.yokohama.jp

令和6年度 旭区SDGs月間 行事登録申請書

申請者情報	団体名(行事主催者)	
	申請者 氏名(フリガナ)	(フリガナ：)
	申請者 メールアドレス	
	申請者 電話番号	
行事の情報 (旭区ホームページに掲載)	行事の名称	
	開催日・時間 ※8・9・10月の行事限定	
	開催場所の名称・住所 ※旭区内限定	
	行事の概要(50文字以内)	
	※参加者を募集する行事の場合のみ 参加方法【任意】	事前申込 → 申込先・期間： ／ 申込不要(当日直接会場へ) ／ その他()
	団体や行事のリンク先URL 【任意】	
	該当するSDGs17の目標 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 目標1 貧困をなくそう
		<input type="checkbox"/> 目標2 飢餓をゼロに
		<input type="checkbox"/> 目標3 すべての人に健康と福祉を
		<input type="checkbox"/> 目標4 質の高い教育をみんなに
		<input type="checkbox"/> 目標5 ジェンダー平等を実現しよう
		<input type="checkbox"/> 目標6 安全な水とトイレを世界中に
		<input type="checkbox"/> 目標7 エネルギーをみんなに。そしてクリーンに
		<input type="checkbox"/> 目標8 働きがいも経済成長も
<input type="checkbox"/> 目標9 産業と技術革新の基盤を作ろう		
<input type="checkbox"/> 目標10 人や国の不平等をなくそう		
<input type="checkbox"/> 目標11 住み続けられるまちづくりを		
<input type="checkbox"/> 目標12 つくる責任、つかう責任		
<input type="checkbox"/> 目標13 気候変動に具体的な対策を		
<input type="checkbox"/> 目標14 海の豊かさを守ろう		
<input type="checkbox"/> 目標15 陸の豊かさを守ろう		
<input type="checkbox"/> 目標16 平和と公正をすべての人に		
<input type="checkbox"/> 目標17 パートナリシップで目標を達成しよう		
行事の写真【任意】	※写真がある場合は、Eメール又はCD-Rなどで提出してください。	
写真の説明(20文字以内) 【任意】		
「旭区SDGs月間」バナーの使用	<input type="checkbox"/> 希望する	
	→【利用方法】チラシ／パンフレット／HP／その他() 【紙媒体の場合】配布予定部数(部)	
	<input type="checkbox"/> 希望しない	
旭区SDGsオリジナルピンバッジの配布	<input type="checkbox"/> 希望する	
	→【配布希望数量】(個) ※最大10個までとなります。 【ピンバッジの送付先住所】 (住所) 〒 (送付先宛名)	
	<input type="checkbox"/> 希望しない	

記入例

令和6年度 旭区SDGs月間 行事登録申請書

申請者情報	団体名(行事主催者)	〇〇自治会
	申請者 氏名(フリガナ)	横浜 太郎 (フリガナ:ヨコハマ タロウ)
	申請者 メールアドレス	aaaa@aaa.aaaa.jp
	申請者 電話番号	090-0000-0000
行事の情報 (旭区ホームページに掲載)	行事の名称	〇〇〇〇〇
	開催日・時間 ※8・9・10月の行事限定	令和6年8月21日 10時～12時
	開催場所の名称・住所 ※旭区内限定	〇〇公園 ・ 旭区〇〇1-1-1
	行事の概要(50文字以内)	毎年1回行っている〇〇のイベントです。地域住民の健康づくりにつながっています。
	※参加者を募集する行事の場合のみ 参加方法【任意】	事前申込 → 申込先・期間：〇月〇日から〇月〇日、〇〇〇へ 申込み。問い合わせ先000-000-0000 / 申込不要(当日直接会場へ) / その他()
	団体や行事のリンク先URL 【任意】	http://
	該当するSDGs17の目標 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 目標1 貧困をなくそう
		<input type="checkbox"/> 目標2 飢餓をゼロに
		<input checked="" type="checkbox"/> 目標3 すべての人に健康と福祉を
		<input type="checkbox"/> 目標4 質の高い教育をみんなに
		<input type="checkbox"/> 目標5 ジェンダー平等を実現しよう
<input type="checkbox"/> 目標6 安全な水とトイレを世界中に		
<input type="checkbox"/> 目標7 エネルギーをみんなに。そしてクリーンに		
<input type="checkbox"/> 目標8 働きがいも経済成長も		
<input type="checkbox"/> 目標9 産業と技術革新の基盤を作ろう		
<input type="checkbox"/> 目標10 人や国の不平等をなくそう		
<input type="checkbox"/> 目標11 住み続けられるまちづくりを		
<input type="checkbox"/> 目標12 つくる責任、つかう責任		
<input type="checkbox"/> 目標13 気候変動に具体的な対策を		
<input type="checkbox"/> 目標14 海の豊かさを守ろう		
<input type="checkbox"/> 目標15 陸の豊かさを守ろう		
<input type="checkbox"/> 目標16 平和と公正をすべての人に		
<input checked="" type="checkbox"/> 目標17 パートナリーシップで目標を達成しよう		
行事の写真【任意】	※写真がある場合は、Eメール又はCD-Rなどで提出してください。	
写真の説明(20文字以内) 【任意】	昨年の行事の様子	
「旭区SDGs月間」バナーの使用	<input checked="" type="checkbox"/> 希望する →【利用方法】チラシ/パンフレット/HP/その他() 【紙媒体の場合】配布予定部数(500 部)	
	<input type="checkbox"/> 希望しない	
旭区SDGsオリジナルピンバッジの配布	<input checked="" type="checkbox"/> 希望する →【配布希望数量】(10 個)※最大10個までとなります。 【ピンバッジの送付先住所】 (住所) 〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目4-12 (送付先宛名) 横浜 太郎	
	<input type="checkbox"/> 希望しない	

区連会 資料 4－10

令和6年4月18日

自治会町内会長 各位

旭区連合自治会町内会連絡協議会
会長 林 重克

「旭区地域活動のしおり」の配布について（情報提供）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また日頃から、自治会町内会活動を通じて、地域の連携や住みよいまちづくりに御尽力いただき、誠にありがとうございます。

この度、自治会町内会加入促進・活性化事業の一環としまして、自治会町内会活動に役立つ情報を掲載した「旭区地域活動のしおり」を作成しましたので、配布いたします。

今後、自治会町内会役員のみなさまで御活用いただきますよう、よろしくお願いたします。

1 配布物

「旭区地域活動のしおり」（A4サイズ）

【概要】

- ・自治会町内会について
- ・各種依頼事項
- ・各種支援制度
- ・地域活動団体
- ・加入の呼びかけ ほか

2 配布部数

7部

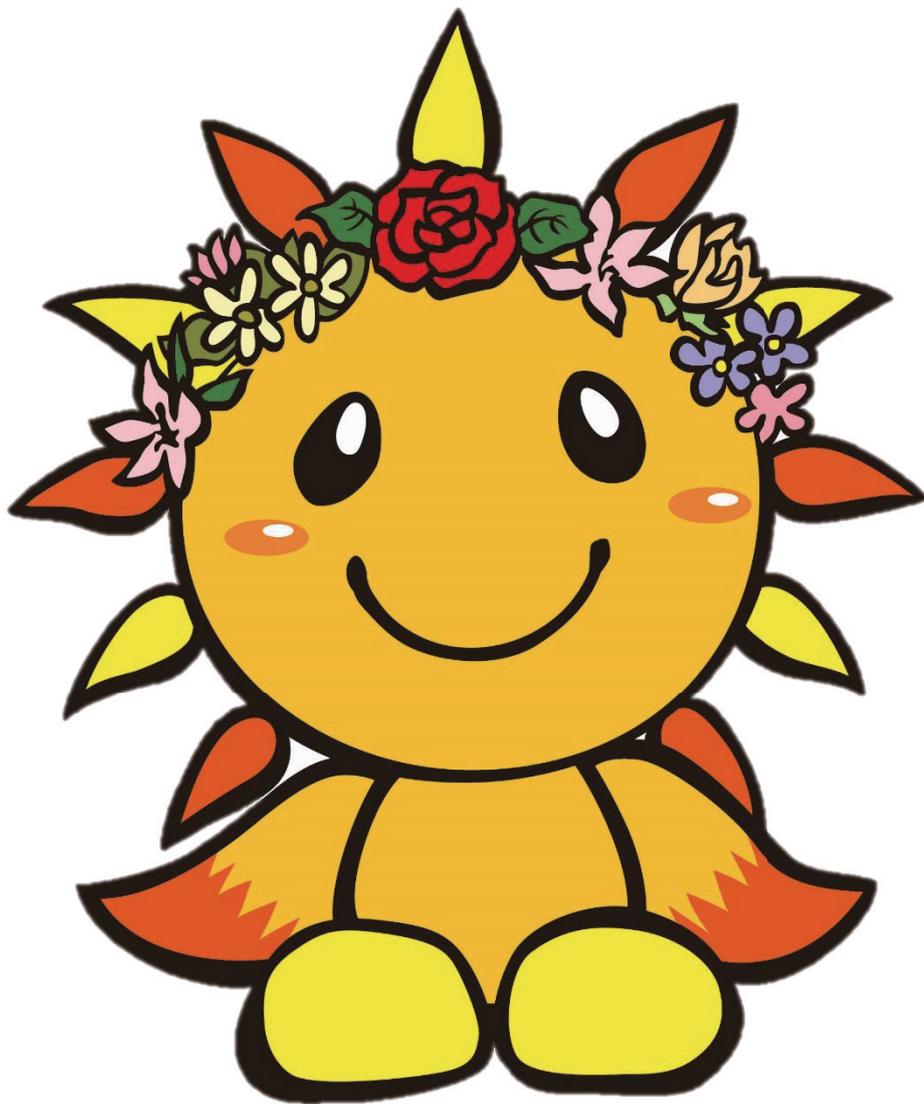
3 その他

追加の配布を御希望の場合は、区連会事務局（旭区地域振興課）までお問合せください。

担当：旭区連合自治会町内会連絡協議会事務局
（旭区地域振興課地域活動係）

電話 954－6091

旭区地域活動のしおり



旭区マスコットキャラクター あさひくん

旭区連合自治会町内会連絡協議会

事務局：旭区役所総務部地域振興課地域活動係

TEL：045-954-6091 FAX：045-955-3341

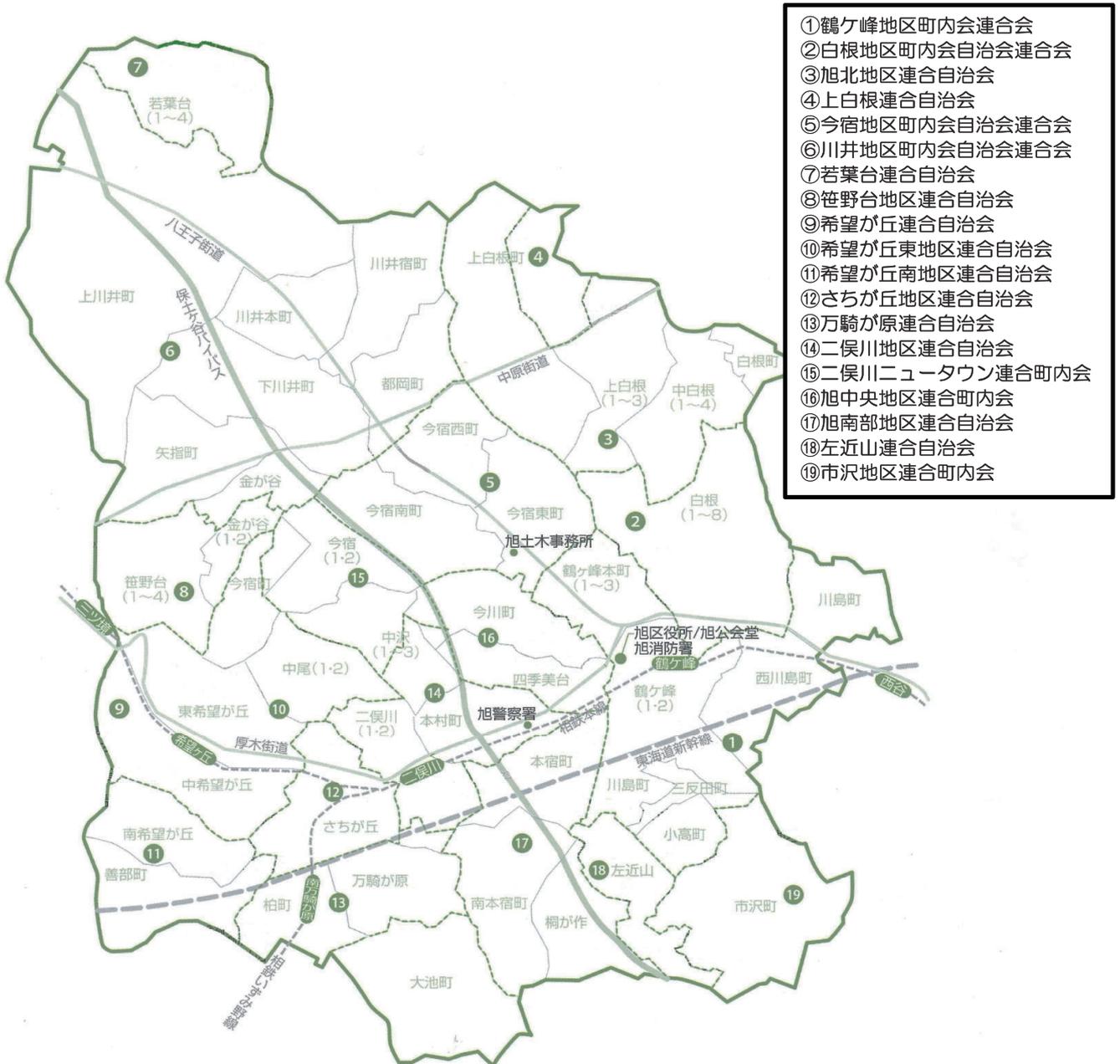
令和6年3月発行

～ 目 次 ～

<u>1 自治会町内会について</u>	2
<u>2 区役所からの依頼事項</u>	6
<u>3 地域活動への各種支援制度について</u>	8
<u>4 地域からの推薦等を受けて活動する委員等</u>	10
<u>5 主な地域活動団体</u>	20
<u>6 元気なまちをみんなで</u>	22
<u>7 活動中のケガや事故について</u>	26
<u>8 地域活動推進費補助金の交付までの流れ</u>	28
<u>9 個人情報の取り扱いについて</u>	29
<u>10 自治会町内会の法人化について</u>	30
<u>11 区役所等の業務案内</u>	34
<u>12 こんなときはどこに…</u>	36

※内容については変更が生じる場合があります。

～旭区の地区連合自治会町内会の区域～



- ①鶴ヶ峰地区町内会連合会
- ②白根地区町内会自治会連合会
- ③旭北地区連合自治会
- ④上白根連合自治会
- ⑤今宿地区町内会自治会連合会
- ⑥川井地区町内会自治会連合会
- ⑦若葉台連合自治会
- ⑧笹野台地区連合自治会
- ⑨希望が丘連合自治会
- ⑩希望が丘東地区連合自治会
- ⑪希望が丘南地区連合自治会
- ⑫さちが丘地区連合自治会
- ⑬万騎が原連合自治会
- ⑭二俣川地区連合自治会
- ⑮二俣川ニュータウン連合町内会
- ⑯旭中央地区連合町内会
- ⑰旭南部地区連合自治会
- ⑱左近山連合自治会
- ⑲市沢地区連合町内会

～旭区の自治会町内会に関する統計的データ～

令和5年4月1日現在

- 自治会町内会団体数 236団体(市全体2,833団体)
- 自治会町内会加入世帯数 80,095世帯(市全体:1,213,068世帯)
- 地区連合自治会町内会数 19団体(市全体:253団体)
- 総世帯数 107,996世帯(市全体:1,790,597世帯)
- 自治会町内会加入率 74.2%(市全体:67.7%)※
(※自治会町内会加入世帯数÷旭区内総世帯数×100=%)

1 自治会町内会について

自治会町内会は、一定の地域に住む住民によって組織され、住民相互の親睦や、地域の諸課題を一緒になって解決し、明るく住みやすい街づくりを目指す、自主的民主的な任意団体です。

住民の大半が会員として加入し、日常生活に密着した活動を行う自治会町内会は、地域を包括した基礎的な住民組織です。

住み良い生活環境を維持するためには、例えばごみ集積所の清掃、資源集団回収、防犯灯の維持管理など、地域としてまとまることで、効率的・効果的に行うことができます。また子ども会や夏まつりなどの地域の事業を通して隣近所と顔見知りになり、絆を強めることが、子供と高齢者の見守りや災害時の助け合いにつながります。

自治会町内会は、こうした重要な役割を担っています。

1 自治会町内会の役割

自治会町内会は、明るく住みやすい街づくりのため、3つの役割を果たしています。

① 公益的事業活動・地域サービス

防災、防犯・青少年育成、交通安全、環境美化、資源集団回収

② 親睦を深め、絆を醸成

運動会、盆踊り、まつり、子ども会活動、各種サークル活動、敬老会 など

③ 情報共有・合意形成・利害調整

ポスター掲示、チラシ等資料の回覧、会議の開催 など

地域の親睦を図ることが結果として青少年育成につながったり、「親睦」や「公益的事業活動・地域サービス」を行うためには「情報共有・合意形成・利害調整」が必要になるなど、3つの役割はお互いに関連しているため、3つの役割をバランスよく果たしていくことが重要です。



2 自治会町内会の主な活動

自治会町内会は、3つの役割を果たすため、具体的には次のような活動を行っています。

① 環境美化・資源集団回収活動

ごみ集積場所の管理や公園清掃、新聞・雑誌・缶・びん・ペットボトルなどの資源物の回収などにより、地域環境の美化やごみの減量・リサイクルを進めます。

② イベント等の開催

夏まつり・運動会・文化祭・餅つき大会などのイベントの開催や、子ども会活動などの各種サークル活動の実施や支援などを通じて、地域の親睦を図ります。

③ 行政との連携

行政や公益団体からの情報の周知や、各種団体の委員等の推薦を行い、行政と連携し、地域社会の形成を行います。

④ 社会福祉活動

高齢者への給食サービスや安心訪問、敬老会の活動、子育て支援、募金への協力などにより、社会福祉を推進します。

⑤ 防災活動

防災訓練の実施、防災資機材の整備や食料の備蓄などにより、災害に備えます。また、地震などの災害発生時には、お互いに助け合って安全を確保します。

⑥ 防犯・交通安全活動

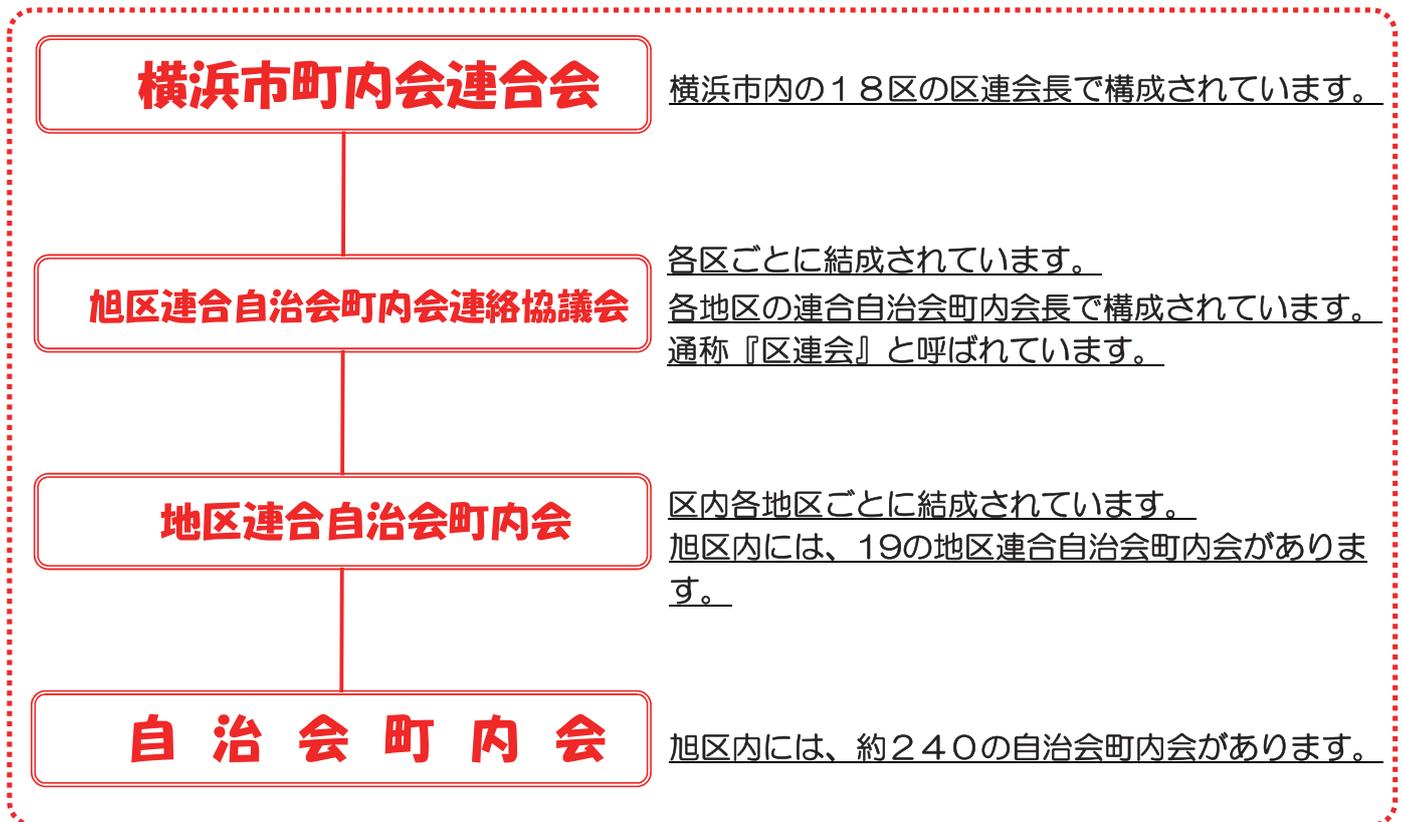
防犯パトロールや見守り活動の実施、防犯灯の維持管理、スクールゾーン対策協議会への参加などを通じ、犯罪や交通事故の防止活動を推進します。

⑦ 施設・設備の維持

活動の拠点となる自治会町内会館の維持管理、広報手段の掲示板や回覧板の維持管理などにより、地域の親睦や情報共有の基盤を支えます。

3 横浜市の自治会町内会組織の構成

横浜市の自治会町内会の組織構成は、次のようになっています。
各団体間で情報共有や意見交換を行い、よりよい地域づくりを目指しています。

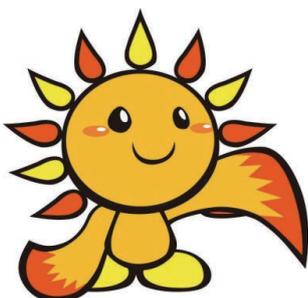


● 地区連合自治会町内会の役割とは…

今日の自治会町内会活動では、あらゆる分野において、**区域を越えた広域的な取組み**が必要となることが少なくありません。地区連合自治会町内会は、このような単独の自治会町内会が実施するには困難な広域的事業や課題解決に向けた取り組みなどを行っています。

● 旭区連合自治会町内会連絡協議会の役割とは…

旭区連合自治会町内会連絡協議会は、主に各地区連合自治会町内会間の連絡調整や、区全体に関する事柄などについて行政と連携、協力した取り組みを行っています。



いろいろな団体が互いに協力して
地域は成り立っています。

4 自治会町内会の運営について

自治会町内会を運営する際には、役員のみなさんは次の点に心がけましょう。

① 情報共有で民主的な運営を

会の運営にあたっては、**情報を広く共有**して民主的運営に努めましょう。

新年度の事業計画や予算、過年度の事業報告や決算、役員選任や規約改正など重要な事項については、「規約（会則）」に従って、「**総会**」で**決定**しましょう。

また、1～2か月に1回程度開催する「定例会」や「役員会」を開催する自治会も多いようです。会議には、役員や各専門部長、委嘱委員などが出席し、総会で審議する原案の作成などを行います。

また、自治会町内会の具体的な事業の執行も行います。

会員向けに広報紙やニュースを発行し、会の活動情報をお知らせし、情報共有することも有効です。

地域の一体感が育まれ、活動への参加者、協力者も得やすくなります。

② 仕事はみんなで役割分担を

自治会町内会には様々な仕事があり、少人数だけでそれをやっていくのはとても大変です。

役員全員で分担をするとともに、会員同士で積極的に声をかけあって、活動に参加してもらいましょう。

自治会町内会の円滑な運営のため、**役員の負担を軽減するための工夫**を考えることも必要です。

③ 会計は会員に分かりやすく

自治会町内会の会計は、会員からの会費や区からの補助金等が主な財源となっています。

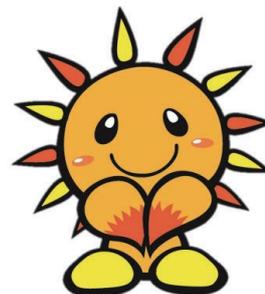
わかりやすい項目で正確な出納簿をつくりましょう。

自治会町内会で専用の口座を開設し、**全ての収入は一度自治会町内会の口座に入金**するようにすると、出入金の管理がしやすくなります。

また、自治会町内会館建設等のために特別会計を設置している場合は、その特別会計専用の口座も別に設けます。

支出については、例えば会計担当者が伝票等によって会長の許可を得るようにするなど、会計担当者だけでなく**複数の人のチェックが働くようにする**と良いでしょう。

みんなで互いに協力して
自治会町内会を円滑に
運営していきましょう。



2 区役所からの依頼事項

依頼事項	依頼内容
現況届	<p>毎年度当初に、自治会町内会及び地区連合自治会町内会の状況を把握させていただくための基礎資料として、主に次の項目について様式に記入のうえ、提出いただいています。前年度と変更がない場合にも、必ず提出していただきます。</p> <p>(1) 連絡先(自治会町内会名、会長名、会長住所、電話番号等) (2) 自治会町内会加入世帯数、班数、掲示板保有数等</p>
口座振替依頼書	<p>市又は区から自治会町内会及び地区連合自治会町内会へ、次の補助金・謝金を振り込む際に、振込先の金融機関口座を指定する書類です。前年度と変更がない場合にも、必ず提出していただきます。</p> <p>① 地域活動推進費補助金 ② 防犯灯維持管理費補助金 ③ 広報紙(広報よこはま、県のたより、ヨコハマ議会だより)配布謝金 ④ 町の防災組織活動費補助金 ⑤ 地区連合自治会町内会防災訓練奨励金</p>
自治だより お届け先指定届	<p>毎月、横浜市町内会連合会や旭区連合自治会町内会連絡協議会で審議された内容等を記載した機関紙「自治だより」を発行しています。この自治だよりは毎月20日以降～月末にかけて回覧・掲示依頼物をお送りするのに併せて「現況届」の内容に基づき自治会町内会長のご自宅へお届けしています。</p> <p>この届は、会長のご自宅以外への配送を希望される場合のみ配送先を指定していただくためのものです。</p>
広報よこはま あさひ区版 配送届	<p>自治会町内会の加入・未加入を問わず、各種広報紙(「広報よこはまあさひ区版」、「県のたより」、「ヨコハマ議会だより」)を、全ての世帯に配布していただくよう、ご協力をお願いしています。</p> <p>配送先住所・担当者・配布部数に変更がある場合にご提出ください(年度途中の変更も可能です)。また、メールや電子申請でも変更できます。</p> <p>毎月10日までにご連絡いただければ、翌月号から反映します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div data-bbox="459 1547 715 1778">  <p>▲メールでの変更</p> </div> <div data-bbox="756 1547 1139 1832"> <p>■入力項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体名 ・申請者氏名 ・変更希望月(○月下旬配送分) ・変更後の配布部数 ・変更後の配送先情報 など <p>■メールアドレス as-kouhou@city.yokohama.jp</p> </div> <div data-bbox="1251 1547 1506 1778">  <p>▲電子申請での変更</p> </div> </div>



「現況届」「口座振替依頼書」については、会長の変更がない場合でも必ず毎年度提出をお願いいたします。

区役所では、毎年度3月に「自治だより」を通じて自治会町内会長様に自治会町内会の組織体制の把握や各種情報提供等について依頼しています。
※会長が交代される場合には、これらの書類提出について必ず新会長に引継をしてください。

依頼時期	提出時期	提出先	摘要
3月	4月	地域振興課 地域活動係 電話:954-6091 FAX:955-3341	現況届の世帯数は4月1日現在の加入世帯数を正確にご記入ください。 現況届に記入された加入世帯数が地域活動推進費補助金の基礎数値となります。 ※ 地区連合自治会町内会に加入している場合は、区役所及び連合に同じ加入世帯数を届け出るようご注意ください。
	地域活動推進費補助金等の交付申請時まで	地域振興課 地域活動係 電話:954-6091 FAX:955-3341	口座振替依頼書に押印いただく印鑑は、関係する補助金の請求書にも 同一の印鑑 を押印いただくこととなりますので、お忘れにならないようご注意ください。(スタンプ印は不可です。) 関係する補助金を申請しない自治会町内会についても、広報紙配布謝金の支払いがありますので、 必ずご提出 ください。
	4月	地域振興課 地域活動係 電話:954-6091 FAX:955-3341	自治だよりを 会長のご自宅 にお届けする場合は 提出不要 です。
	配送先住所・担当者・配布部数に変更があった時	区政推進課 広報相談係 電話:954-6023 FAX:955-2856	配布謝金: ①広報よこはまあさひ区版 9円/1部(毎月) ②県のたより 8円/1部(毎月) ③ヨコハマ議会だより 4円/1部(年4回) 配送日:毎月末(1月分は12/29までに配送) 各世帯への配布日:毎月1日~10日の間

3 地域活動への各種支援制度について

地域活動の種類	活動の内容 (対象経費)	支援対象 (申請)団体	支援区分
公益的地域活動全般	<ul style="list-style-type: none"> ・事務費 会議開催経費、会館維持管理費、役員手当など ・事業費 美化活動、レクリエーション活動、子ども会や老人クラブへの助成 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会 ・地区連合自治会 町内会 	補助金
自治会町内会館の 整備 ※	自治会町内会館の整備に要する費用 【整備の種類】 <ul style="list-style-type: none"> ・新築・購入 既存の建物を撤去し新築する場合含む ・増築 既存の建物の床面積の増加 ・耐震補強工事 耐震診断に基づいて行う工事 ・修繕 既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会 ・地区連合自治会 町内会 	補助金
			融 資
防災活動 ※	町の防災組織(各自治会町内会)が行う防災関連の会議費、訓練費、資機材購入費などの防災活動費	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会 	補助金
防犯活動 ※	地域内で実施する防犯パトロールなどの防犯活動に要する経費(帽子、反射ベスト、ジャケット購入費 など)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会 ・地区連合自治会 町内会 	助成金
防犯灯の設置・更新	LED防犯灯の設置・更新に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会 ・地区連合自治会 町内会 	市事業
防犯灯の維持・管理	地域が所有・管理する「防犯灯」の電気料金や修繕費	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会 ・地区連合自治会 町内会 	補助金
新たに地域課題を 解決しようとする活動	区内で地域福祉の推進など地域課題解決に向けた事業に必要な経費	旭区民を含む2人以上の団体	補助金

※は、P9右上にあります「公益的地域活動全般」の「摘要欄」の※を、ご参照願います。

**地域活動を推進するため、活動内容に応じた各種支援制度がありますので
ご活用ください。**

支援(補助・助成等)制度	支援の申請先	申請時期	摘要
<p>「地域活動推進費補助金」</p> <p>加入世帯数又は対象経費に応じた金額 (前金払・翌年度精算)</p>	<p>地域振興課 地域活動係 954-6091</p>	<p>4～6月</p>	<p>※他の補助金・助成金の交付を受ける場合、他の補助金・助成金の対象となる支出は、地域活動推進費補助金の補助対象経費にはなりません。</p> <p>補助金対象額の1/3が補助金額を下回った場合、返還金が発生します。</p> <p>詳細は27ページをご覧ください。</p>
<p>「自治会町内会館整備事業補助金」</p> <p>補助率1/2(共通) 【上限額の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築・購入:99,000円/㎡ かつ1,200万円 ・増築:500万円 ・耐震補強工事:300万円 ・修繕:200万円 	<p>地域振興課 地域活動係 954-6091</p>	<p>実施前年度 4月～6月</p>	<p>必ず事前にご相談ください。</p>
<p>横浜市との協定を結んだ民間金融機関からの融資</p>	<p>金融機関</p>	<p>市からの補助決定後</p>	<p>法人化している必要があります。</p> <p>詳細は、各金融機関にお問い合わせください。</p>
<p>「町の防災組織活動費補助金」</p> <p>世帯数×160円</p>	<p>総務課 庶務係 954-6007</p>	<p>4～6月</p>	<p>支出額が補助金額を下回った場合、返還金が発生します。</p>
<p>「まちぐるみ地域防犯推進事業助成金」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位自治会町内会: 対象経費の1/2または20,000円 ・地区連合自治会町内会: 対象経費の1/2または50,000円 	<p>地域振興課 地域活動係 954-6091</p>	<p>5～6月</p>	<p>予算の範囲内で交付額を決定しますので、申請が多い場合には助成額が減額される場合があります。</p>
<p>「LED防犯灯設置事業」</p> <p>自治会町内会等に代わり、市が経費負担をし、設置します。</p>	<p>地域振興課 地域活動係 954-6091</p>	<p>5月頃</p>	<p>各自治会、町内会より、設置等の申請を受け付けます。</p> <p>要望内容等によっては、設置できない場合もあります。</p>
<p>「防犯灯維持管理費補助金」</p> <p>年度当初(4/1現在)に所有する防犯灯数×2,200円</p>	<p>地域振興課 地域活動係 954-6091</p>	<p>4～6月</p>	<p>地域活動推進費補助金と同時に申請します。</p>
<p>「あさひのつながり応援補助金」</p> <p>対象経費の9割 【上限】5万円</p>	<p>地域振興課 地域力推進担当 954-6028</p>	<p>4月～12月</p>	<p>必ず事前にご相談ください。</p> <p>予算の上限に達し次第、申請受付を終了します。</p>

4 地域からの推薦等を受けて活動する委員等

委員名	活動内容	任期
民生委員・児童委員 及び主任児童委員	厚生労働大臣から委嘱される 特別職の非常勤公務員 で、地域住民の相談・援助や見守りを行い、行政や専門機関への「つなぎ役」として地域福祉の推進など多方面にわたり活動しています。	3年
スポーツ推進委員	市長から委嘱される非常勤公務員 として、各種スポーツ振興事業の推進をしています。	2年
青少年指導員	市長及び県知事から委嘱 され、地域社会における青少年の自主的な活動と、その健全な育成を推進しています。	2年
保健活動推進員	市長から委嘱 され、行政の健康づくり施策のパートナーとして、地域の健康づくりを推進しています。	2年
環境事業推進委員	市長から委嘱 され、自治会町内会と連携したごみ減量による脱温暖化に向けた 3R行動・地域の清潔保持を推進 します。	2年
消費生活推進員	市長から委嘱され、地域における消費者のリーダーとして、地域と連携して、自主的に悪質商法防止などの 消費者問題の学習や普及・啓発活動 を推進しています。	2年
保護司	法務大臣から委嘱される 非常勤の国家公務員 で、地域において犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のための啓発活動を行います。	2年 (再任妨げない)

※各委員の詳細は、12～17ページの資料を参照してください(保護司を除く)。

**自治会町内会や地区連合から委員等の推薦を受けて、
各種公益的活動を推進しています。**

推薦 依頼時期	推薦先(担当)	提出時期	摘 要(推薦基準等)
毎年 2月(欠員補充) 7月(欠員補充) 2025年 5月(一斉)	福祉保健課 福祉保健係 954-6101	毎年 4月(欠員補充) 9月(欠員補充) 2025年 8月(一斉)	○民生委員・児童委員は、各自治会・町内会から <u>原則200世帯～440世帯に1名</u> :地区推薦準備会の 開催と適任者の推薦 ○主任児童委員は、 <u>地区連合から2名</u> :連合地区 推薦準備会の開催と適任者の推薦
2024年 11月	地域振興課 生涯学習支援係 954-6095	2025年 2月	各自治会町内会から <u>原則1名</u>
2025年 11月	地域振興課 生涯学習支援係 954-6095	2026年 2月	自治会町内会の数、世帯数等を勘案し、各地区 <u>連合ごとに一定数</u>
2024年 11月	福祉保健課 健康づくり係 954-6146	2025年 2月 締切後も 随時受付	各自治会町内会から <u>原則1名</u> <u>250世帯につき1名を目安</u> とします。
2024年 11月	資源循環局 旭事務所 953-4811	2025年 2月	各自治会町内会から <u>原則1名</u>
2024年 11月	地域振興課 地域活動係 954-6095	2025年 2月 締切後も 随時受付	活動している地区連合の各自治会町内会から <u>原則1名</u>
随時	旭区社会福祉 協議会 392-1123	委嘱日 4月1日 10月1日	<p>≪保護司候補者の要件≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱日現在66歳以下であること ・禁錮以上の刑に処せられたことがない者 ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したものでない者

民生委員・児童委員、主任児童委員とは？



高齢者世帯への
声掛けや、訪問



高齢者向けの
ふれあいサロンの開催



子育ての
相談・支援



子育てサロンの
紹介



地域で小学生の
ジュニアボランティア活動を
進める



一人で寂しい
食事しても食欲が
無く、不安だな…



地域で実施し
ている食事会
を紹介



認知症などの
相談先や関係機
関でのサービス
等の案内



Q1

民生委員・児童委員、
主任児童委員(※1)とは？

A1

子どもから、高齢者まで、
地域のみなさんの
身近な相談相手です！

Q2

具体的には、
どのような活動をしているの？

A2

高齢者世帯への声かけや
訪問、ふれあいサロン・
食事会などを紹介しています。
子育てサロンの紹介、
様々な子育ての相談・支援
を行っています。

連携！

Q3

すべて民生委員が
解決するの？

A3

民生委員は、皆さんの悩みごとを解
決するために、行政や関係機関に
つなげていくための「パイプ役」です。
また、様々な福祉サービスを
紹介します。

協力！

Q4

何だか大変そう…
一人で活動するの？

A4

各地区(20地区)ごとに協
議会があり、そこに属して活動し
ています。協議会では、月1回程
度会合を開催したり、研修をし
たり、みんなで相談ごとの対応方
法を話し合うなど、一人で抱え込
む事がないよう、みんなで取り組
んでいます。

【年間の主な活動】 ※この他に、各地区ごとの活動があります。

時期・頻度	主な内容
通年	相談、訪問・見守り活動
毎月1回程度	定例会(各地区ごとに開催)
随時	全員研修、その他の研修もあります。
7/1、12/1	欠員補充、一斉改選(3年に一度実施) (地域の推薦準備会で候補者を選出)
8~12月	ジュニアボランティア体験事業 (各地区の小学生が地域の福祉活動に参加することを支援)
10月	赤い羽根共同募金

○ 民生委員・児童委員、主任児童委員(※1)は、厚生労働大臣の委嘱を受けて、それぞれ担当する区域内で地域福祉増進のため、幅広い活動を行っています。

○ 地域の皆さんの悩み事をお伺いします。※2

○ ひとり暮らしの方の見守り活動や子どもたちへの声かけを行います。

○ 地域でのボランティア活動や福祉サービスを進めます。

※1 児童福祉に関することを専門的に担当する民生委員・児童委員を「主任児童委員」と言います。

※2 民生委員・児童委員には、法的な守秘義務があり、ご相談内容の秘密を守ることになっています。

旭区のスポーツ、横浜のスポーツを支える！ スポーツ推進委員



主な活動内容



市内で行われる国際大会のコース設営や管理に携わることで、**選手を間近でサポートすることが出来ます！**



老若男女を問わず競技に参加する「旭区民スポーツ祭」を開催しています。大会の中でスポーツ推進委員は、**運営や救護で活躍しています！**



審判講習会を受講することで、区内で行われる大会で**審判員として活躍しています！**



講習会を通して、**スポーツの知識を向上させます！**

開催月	年間スケジュール(予定)
5月	ITU世界トライアスロンシリーズ横浜大会
7月	審判講習会と救命講習会を隔年ごとに実施
8月	旭区民スポーツ祭8月大会
9月	旭区民スポーツ祭9月大会
9月	横浜シーサイドトライアスロン
10月	横浜マラソン
10月	旭ふれあい区民まつり
11月	旭区民スポーツ祭11月大会
12月	旭区クロスカントリー大会
1月	旭スーラシア駅伝
3月	旭区スポーツ人のつどい
3月	旭区スポーツ推進委員大会を隔年で実施

※全ての方に、全イベントに従事していただくわけではありません。各地区でどのイベントに従事するか、相談していただくこととなります。
※このほか、各地区における行事があります。

※一括で杜協のボランティア活動保険に入るので、安心して活動できます。また、ユニフォームや帽子なども支給されます。

未来を担う子どもが、ふるさとの旭区で健やかに成長するために！

青少年指導員



よこはま動物園ズーラシアで、動物と自然とのふれあいや、こどもの創造性を養うことを目的に、「旭区子ども写生大会」を企画・運営しています(6月)。



こども自然公園の豊かな自然の中で、様々な体験や人々との交流を通じて、思いやり・協調性・自然を大切にする心を育みます。(旭区親子野外自然体験活動)(11月)



児童・生徒の発表・交流の場、また、学校と地域の交流の場を目的に、「旭区学校音楽祭」を実施しています(12月)。



旭区大なわとび大会では、こどもたちのチームプレーを運営側として支えています！(2月)

【区・市等の主な活動実績】

時期	主な内容
6月	旭区子ども写生大会(ズーラシア)
6月	青少年指導員研修会
7月	全市統一行動パトロール活動(夜間パトロール)
7月頃	社会環境実態調査(カラオケボックス等の調査)
10月	全市統一行動キャンペーン(区民まつりでの啓発)
11月	旭区親子野外自然体験活動(こども自然公園)
12月	旭区学校音楽祭(横浜富士見丘学園中学校・高等学校)
2月	旭区大なわとび大会(旭スポーツセンター)
9月、3月	広報紙「あさひ青指だより」の発行(年2回程度)

※全ての方に、全イベントへ参加していただく訳ではございません。

※この他、各地区における行事があります。

Q1. どんな活動をしているの？
A1.

こどもたちが、ふるさと旭区で健やかに成長するために、地域でのイベントをはじめ、「旭区子ども写生大会」等のイベントや夜間パトロール、カラオケボックス等の立ち入り調査等を実施しています。

Q2. 活動するにあたって、ケガをした時のための保険等がありますか？
A2.

ボランティア活動保険に入るので、安心です。旭区青少年指導員のユニフォームや帽子なども支給されます。

Q3. 自分にできるか不安だな…何か、講習会はありますか？
A3.

新任青少年指導員を対象に、その役割や具体的な活動内容についての研修があるので、初めての方でも安心です。また、外部講師をお招きして、こどもを楽しませるアイスブレイキングや、コミュニケーションゲームの手法を体験して学ぶ等、自分のスキルや知識の向上に繋がります。

青少年指導員(通称「青指(せいし)」)は、未来を担うこどもたちが、ふるさと旭区で健やかに成長するため、地域ぐるみで青少年健全育成を図る活動をしており、横浜市長からと同時に、神奈川県知事からも委嘱されます。

活動内容の一部をご紹介します。11月に、こども自然公園・同青少年野外活動センターで行われる「親子野外自然体験活動」では、ウォークラリーと野外炊事を行います。ウォークラリーは、青少年指導員が考えた様々なクイズが、園内の数か所のポイントにあり、親子で協力しながらクイズを解き、チェックポイントを周ります。また、野外炊事では、薪割りや火おこしを体験し、焼きそば、焼きマッシュマロなどを作ります。このように親子で参加して体験できるイベントなどを企画、運営しています。

また、「旭区大なわとび大会」は区内19地区で予選大会を行い、勝ち抜いたチームが地区の代表として優勝を目指して頑張ります。過去の大会では2,086回跳んだチームがあり、選手、保護者、そして、青少年指導員も大いに盛り上がりました。

こども達と触れ合うのが好きな方、ぜひ一緒に活動しませんか！よろしくお願いたします。

旭区保健活動推進員は こんな活動をしています



◇保健活動推進員とは…？

保健活動推進員は、自治会町内会の推薦により市長が委嘱します。地域の健康づくり活動の推進役、横浜市の健康施策のパートナー役として、地域で生活習慣病予防などの健康づくり活動を行います。

横浜市の健康づくり施策の指針である「健康横浜21」の地域における推進役として地域の人々の健康を支えるための活動を行うことが期待されています。

任期は令和5年4月から2年間です。

◇活動内容は…？

- 地区単位や区単位の保健活動推進員会に属し、活動計画に沿って、他の保健活動推進員と一緒に活動します。
- 区役所が主催する育成研修を始め、様々な研修を通じて健康について学びます。それを、ご自身の健康づくりに活かしていただくとともに、地域の健康づくりのための活動に出来る範囲で取り組みます。
- 健康づくりを行う地域の団体等と共同で実施することや、区役所が主催する健康づくり事業に参加協力することもあります。
- 市民活動保険にボランティア活動保険を付加し、保健活動推進員の活動を補償します。
- 個人に対する報酬はありません。地区研修活動等に対して区から各地区へ交付金があります。
- 永年にわたって活動いただいた方には、勤続表彰の制度があります。

<活動例>

- 健康づくりに関する研修会への参加
- 健康チェック、体力測定の実施
- ウォーキング指導、体操教室の開催
- 受動喫煙防止や健(検)診受診促進の啓発活動等



総会（5月）



受動喫煙防止・禁煙キャンペーン(5月)



健康フェアでの健康チェック(10月)



各地区での活動例(ロコモチェック)

研修等の受講や活動の実践により、健康に関する知識が増え、ご自身やご家族の健康づくりができます。

活動を通じて地域の皆さんが健康になり、いきいきとした活力ある地域になります。

また、地域での仲間づくりができ、支えあって暮らせる地域につながります。



環境事業推進委員は こんな活動をしています

分別排出実践・啓発活動

各自治会・町内会区域内のごみ集積場所において、分別排出及びごみ出しマナーの普及啓発活動

環境行動の実践・啓発活動

家庭内及び地域イベント等での3R行動の啓発行動の実践・啓発協力

地域清掃活動の推進

各自治会・町内会での地域一斉清掃等を継続的に実施するなどの取組を行う

推進委員の 主な活動

地域への情報提供

地域住民へのごみ減量・3R行動を中心とした脱温暖化の取組・地域美化等に関するこの情報提供

清潔できれいな街づくりの推進

区役所、自治会・町内会と連携して、不法投棄やポイ捨て防止等、街の美化にかかわる取組を行う

住民からの相談と 行政機関への連絡

地域での3R行動や美化活動等に関する相談があった場合には、資源循環局事務所や区役所との連携

区単位または地区連合単位での取組

- (1) 環境事業推進委員連絡協議会の活動
- (2) 街頭クリーンキャンペーン(ポイ捨て防止キャンペーン)等への参加・協力
- (3) 研修会への参加
- (4) 他の地域団体との交流による協力体制づくり



環境事業推進委員の身分及び補償について

1. 身分について

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例及び同規則に基づき市長が委嘱する、「一般廃棄物の減量化及び再生利用を促進するボランティアとして地域で活動していただくリーダー」です。

2. 活動補償について

環境事業推進委員の身分はボランティアであることから、活動中の補償につきましては、市民活動保険等により補償を行うこととします。

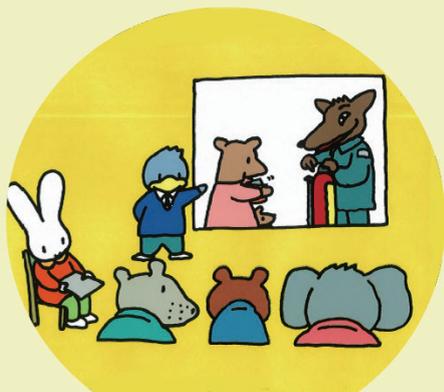


集積場所パトロールの様子

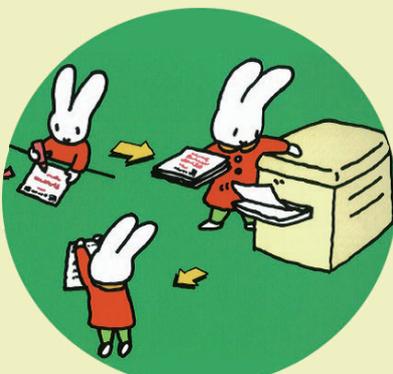


安全で快適な消費生活を推進する地域のリーダー

消費生活推進員



地域の人を集めて悪徳商法防止のための講演や紙芝居をして、知識を広めよう！



消費や環境に関する広報誌を作って、みんなにお知らせして、「賢い消費者」に！



施設見学会を実施して、自分の知識を高めよう！

Q1.

消費生活推進員はどんな活動をしているの？

A1.

地域の方々向けに、悪徳商法防止のための講習会を開いたり、広報誌を作成したり「賢い消費者」を育てる活動をしています！

Q2.

一人で活動するの？
誰かと一緒に活動するの？

A2.

地区ごとにみなさんと活動していただいています。
活動内容は地区のみなさんと相談して決めています。

Q3.

自分にできるか不安だな・・・
何か、講習会はあるのかな？

A3.

4月に新任者研修を実施するほか、「横浜市消費生活総合センター」に講師の派遣を依頼することもできます。

【令和5年度主なイベント】※予定です

開催月	イベント名(活動を除く)	活動
4月	委嘱式・新任者研修 地区担当者会議	↑ 年2回以上の活動 (啓発講座など) ↓
5月		
6月		
7月	旭区消費者大学 地区担当者会議	
8月		
9月		
10月	区民まつり(啓発物品配布)	
11月	旭区消費者大学 地区担当者会議	
12月		
1月		
2月	地区担当者会議	
3月		

消費生活推進員は、横浜市長の委嘱を受け消費者の主体的活動を促進し安全で快適な消費生活の推進を図るための活動をしています。

消費活動は、人が生きていく上で欠かせないものですが、高齢者を狙った悪徳商法や、高額契約など被害も多く発生しております。国としても平成21年に消費者庁を創設し、消費者問題に取り組んでいますが、横浜市消費生活推進員は、自ら消費の知識をつけて自分が「賢い消費者」となり、その知識を地域で広めて頂くことで「賢い消費者」の輪を広げていく市民活動の担い手です。

具体的には、地区ごとに「悪徳商法」の知識をつける啓発活動などを行っていただいております。

お買いものが好きな方、悪徳業者にだまされたくない方、環境問題に関心のある方に特に向いた活動です。よろしくお願いたします。

× ㊦ ♪



～「あさひくん」で 地域のイベントを盛り上げませんか？～



旭区役所ではマスコットキャラクター「あさひくん」の着ぐるみの貸出しを行っています。
ご利用いただいた方からは、「あさひくん」が参加することでイベントが盛り上がったと大好評！

地域のイベントに「あさひくん」を登場させて行事を盛り上げませんか？

1 旭区マスコットキャラクター「あさひくん」について

旭区制40周年を記念して、マスコットキャラクターのデザインと愛称を募集し、誕生しました。

2 サイズについて

着ぐるみは大と小の2種類あります。

(1) 大（高さ約2メートル（着用時）、幅約1.5メートル）

・注意点：室内で利用するときは出入りする扉の大きさに御注意ください。

(2) 小（高さ約1.8メートル（着用時）、幅約1.1メートル）

・注意点：着用は身長170cmくらいまでの人が望ましいです。 ※写真は着ぐるみ「小」です。

身長が高い場合、着ぐるみのブーツから着用者の素足が出てしまう恐れがあります。

※なお、大と小の両方を同時に登場させることはできません。



3 費用について

・貸出しに費用はかかりません。ただし、運搬については、使用者にてお願いします。

・ワゴン車等の大きい車でないと運搬できない可能性があります。

※QRコードからも
アクセスできます。

4 貸出方法について

(1) 旭区のHPから「着ぐるみ貸出申請書」をダウンロード

<https://www.city.yokohama.lg.jp/asahi/shokai/mascot/asahikun2.html>

(2) ご提出は地域振興課へ。eメール、FAX、持参、郵送いずれの方法でも構いません。

(3) 旭区から貸出承認書が届きます。

(4) 貸出日に地域振興課へ受け取りに来てください。

※注意事項

・申請書は使用される3か月前から1週間前までにご提出ください。

・貸出しは申請書の先着順で行うほか、行政利用のためご希望の日程で貸出しできない場合もありますので、事前に電話にて空き状況を御確認ください。

・閉庁日は貸出しや返却の対応をしていません。

・貸出期間は最長7日間です。



旭区地域振興課生涯学習支援係

〒241-0022 旭区鶴ヶ峰 1-4-12

TEL: 045-954-6095 FAX: 045-955-3341

Eメール: as-asahikun@city.yokohama.jp

5 主な地域活動団体

団体名	活動概要
かがやきクラブ旭(旭区老人クラブ連合会)	区内高齢者が仲間とともに明るく健康で生きがいを持って生活できるよう 、文化・スポーツ・レクリエーションなど、様々な活動を行っている市内最大の老人クラブです。おおむね60歳から90歳代の会員たちが、日々楽しく活動しています。
旭区交通安全シルバーリーダー連絡協議会	旭区老人クラブ連合会からの推薦を受け、支部ごとに選ばれた代表者で組織されています。交通安全思想の研修を受け、クラブ内における 交通安全教育の啓発・普及活動の他、各季交通安全運動にも参加 し、区内全域で高齢者を中心とした交通安全活動を行っています。
旭区スポーツ協会	区民のスポーツの普及・振興を推進するとともに、会員相互の親睦を図る ため、会の趣旨に賛同する区内の13の各種スポーツ団体で組織し、競技大会や教室を開催しています。
旭交通安全協会	区内の交通事故の防止や交通安全教育の推進 を目的に組織されています。小学校、校外委員、旭交通安全母の会の協力を受け、「はまっこ交通安全教室」の実施や、交通安全キャンペーン、新入学児童への交通安全教本の配布など、幅広い機会をとらえて交通安全活動を行っています。
旭防犯協会	自治会町内会が参加して組織しており、区民が安全で安心して生活ができるように、 防犯思想の高揚・防犯活動の推進 のため、防犯キャンペーンや防犯パトロールを行うほか、防犯に関する諸事業を行っています。
旭消防団	消防団とは、普段は本業の仕事等を持つ消防団員が、火災発生時の消火活動、地震や風水害といった 大規模災害発生時における救助・救出活動、警戒巡視、避難誘導、災害防ぎょ活動などを行う消防機関の一つ です。 平常時には、訓練、応急手当の普及指導、住宅への防火指導、特別警戒、広報活動など、地域防災力の向上に重要な役割を担っています。
食生活等改善推進員会(旭区ヘルスメイト)	旭区福祉保健課健康づくり係で実施する食生活等改善推進員養成講座の修了者(全9回中8回以上の出席者)のうち入会を希望する方々で構成されています。「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に、地域で乳幼児から高齢者まで幅広い世代の人を対象に 健康づくりを推進 する活動をしています。(おやこの食育講座、低栄養の予防に関する食生活講座など)
旭区社会福祉協議会	社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられた社会福祉法人です。補助金や区民の皆様からいただいた賛助会費等を財源として、 区内における様々な地域福祉事業 を展開しています。賛助会費は、地区社会福祉協議会を通じて、納入をお願いしています。
神奈川県共同募金会旭区支会	共同募金運動は、 民間の社会福祉活動を支援 する総合的な募金活動で、神奈川県共同募金会旭区支会が取りまとめを行っています。 皆様から寄せられました「赤い羽根共同募金」は、民間社会福祉施設・団体等に配分されたり、区社会福祉協議会を通じて広く社会福祉活動のために活用されています。また、「年末たすけあい募金」は、区社会福祉協議会を通じて区内の福祉団体・グループの活動費等に活用されています。
日本赤十字社旭区地区委員会	赤十字活動は、「会費」と呼ばれる皆様からの募金・寄付によって成り立っており、毎年5月に赤十字社員増強運動を展開し、「会費」を募っています。 旭区地区委員会では、「会費」の募集を行うとともに、 献血運動 への協力や救急法の普及活動、火災・風水害による 被災者への見舞金の交付 などを行っています。
旭区更生保護協会	犯罪の予防や更生保護事業 の充実発展を図ることを目的に、皆様に会員になっていただき、側面から支援していただいています。犯罪をした人の更生には保護司が直接あたっていますが、この旭保護司会をはじめ、更生保護女性会などへの助成や犯罪や非行のない「社会を明るくする運動」を実施しています。

区内には様々な公益的活動を行っている団体があり、自治会町内会からの協力を得て各種活動を推進しています。

事務局	連絡先	摘要
旭区老人クラブ連合会事務局	電話: 360-5056 FAX: 459-5313	
地域振興課地域活動係内	電話: 954-6091 FAX: 955-3341	研修会: 4月及び11月頃 代表者会議: 6月、9月、11月、3月頃
旭スポーツセンター内	電話: 370-6415 FAX: 370-6416	
旭交通安全協会	電話: 363-0031 FAX: 362-1965	交通安全キャンペーン: 4月、7月、9月、12月
旭警察署生活安全課内	電話: 361-0110	会費: 1世帯あたり 30円 ※毎年6~7月頃に納入をお願いします。
旭消防署総務・予防課 消防団係	電話: 951-0119 FAX: 951-0119	『旭消防団では、今、あなたの力が必要です。』 随時消防団員を募集 しています。 ※詳しくはお問い合わせください。
福祉保健課健康づくり係	電話: 954-6148 FAX: 953-7713	毎年食生活等改善推進員養成講座を実施しています。4月以降の広報で募集する予定です。
旭区社会福祉協議会	電話: 392-1123 FAX: 392-0222	賛助会費: 地区 世帯数×定額 ※旭区社会福祉協議会及び各地区社会福祉協議会の活動費として活用されます。
旭区社会福祉協議会内	電話: 392-1123 FAX: 392-0222	共同募金(戸別募金)のご依頼 依頼時期: 毎年 9月 実施時期10月~12月
旭区社会福祉協議会内	電話: 392-1123 FAX: 392-0222	日本赤十字社会費のご依頼 依頼時期: 毎年 4月 実施時期: 5月~7月
旭区社会福祉協議会内	電話: 392-1123 FAX: 392-0222	更生保護協会会費のご依頼 会費: 1世帯あたり 10円 実施時期: 5月~7月(日本赤十字社会費と同時期)

6 元気なまちをみんなで

～ 自治会への加入を呼びかけて元気なまちをみんなでつくろう～

少子高齢化や東日本大震災などで、住民同士が日頃から顔の見える関係をつくり、いざというときに助け合えるまちづくりが、改めて重要視されています。

しかし、価値観の多様化・ライフスタイルの変化により、自治会・町内会活動に関心がなく、加入しない人も増えています。

加入の必要性を伝えること、加入のメリットを理解してもらうことについて、何らかのヒントになるような事例を紹介します。参考にさせていただき、みんなで支え合う、元気なまちづくりへの取組に役立てていただければと願っています。



① マンションに加入促進に行ったところ、住民の方から、「学生(単身)のため、長くは住まない。加入すると、どんなメリットがあるの?」と聞かれました。どう答えたらいいでしょうか?

回答例

自治会町内会活動は、気づかないところで皆さんの生活に役立つ活動をしています。災害時など、いざという時にご近所が助け合えるよう協力体制を作ります。自治会町内会で防犯灯を設置し、夜道の安全を確保します。また、ごみ集積場所の管理や清掃活動、市役所との連携、市の広報紙や公的団体からの情報を掲示板や回覧板でお知らせしています。短期間ですが、ご縁でせつかくこの地域にお住まいになるのですから、ぜひ顔見知りをつくるためにも、自治会・町内会への加入をお勧めします。

事例紹介 (旭区内)

最初は、楽しい話題から話し始めて、親しみや興味を持ってもらうことを大切にしています。例えば、家族構成に合わせて、参加できる地域のイベントのチラシを持参して、楽しさをPRしています。また、イベント終了後も当日の楽しさが伝わるような写真を使ったり、地域の取組を紹介するような広報紙を作成し、未加入世帯にも配布しています。地道な取組ですが、まずは活動を知ってもらうことも大切です。



② 加入のお願いに行ったら、「単身で帰りも遅く、留守にしがちなので、役員にはなれません…」と言われました。こんな時、どんなふうに答えたらいいですか?

回答例1

役員にならなくても、まずは、休日の空いている時間だけ、行事のお手伝いをさせていただきだけでも構いません。皆さんで少しずつ協力しあえると嬉しいです。

回答例2

役員として参加できなくても、会費を納入していただき、自治会・町内会の運営に関心を持っていただくことは大変助かります。



③ 役員の担い手が不足していて、夏祭りなどの行事をするのも難しくなっています。子ども達も毎年楽しみにしているので、何とか続けたいのですが、どうしたらいいでしょうか?

事例紹介 (旭区内)

役員ではなく、夏祭りを企画・運営したい人たちが集まって活動する実行委員会形式にして、取り組みました。最初は、二世帯で暮らしている役員の子も世代に、「夏祭りだけでいいからやってもらえないか?」と声をかけ、徐々に、若い世代の親たちが子どものためにと集まってくれるようになりました。会合は、平日の夜間や休日などのみんなが集まりやすい時に開催し、中には子ども連れの夫婦で参加する人もいて賑やかです。この取組がきっかけで夏祭りは継続でき、地域内での交流の輪が広がりました。テーマによって関心がある人、一部ならやってもいいという人もいると思うので、仕事を分けて、負担



④ 役員をやってもらえないかと頼むと、「近所の人顔もあまり分からない自分にできるかどうか不安だ」、「負担が大きいのでは?」と言われてしまいます。こんな時、どうしたらいいでしょうか?

事例紹介 (旭区内)

私たちの自治会では、5月末に、新しい役員同士の親睦を深めるために、イベント(BBQ大会)をしています。役員になりたての人も、イベントを通じて顔見知りになり、1年間の活動中にもお互い相談にのることができます。役職にかかわらず相談しあえる仲間の存在は大きく、励みになっています。

事例紹介 (他都市)

私たちの自治会では、役員の任期は、14か月としています。これにより、2か月間の引継ぎ期間ができ、無理なく負担を減らすことができます。経験者が新しい人をフォローするのも大切です。

加入促進のあいさつ状(例)

※旭区役所のHPで書式のダウンロードができます。

旭区 加入促進のあいさつ状 で **検索**

- ・ これは(例)です。
- ・ 必要に応じて修正してください。

年 月 日



新規転入された皆さんへ



〇〇自治会・町内会
会長 〇〇 〇〇

ごあいさつ

突然のご連絡となり申し訳ありません。
私たちは、〇〇自治会町内会と申します。

〇〇自治会町内会は、〇〇町を中心に、約〇割(〇〇世帯)に加入いただいています。
私たちは、ごみ集積場所の管理や資源回収を通じて、きれいなまちづくりを進めたり、
防犯灯の設置や、まちの防犯パトロール、子どもたちの見守りを通じて、安心して暮ら
せるまちの取組みを進めています。

近年、数多く発生した大災害では、隣近所での助け合いの大切さが再認識され、
“いざというときは、遠くの親戚よりも、ご近所の顔見知り”という事が言われるようになり
ました。

〇〇自治会町内会でも、お互い助け合える関係を作るために、地域での防災訓練や
回覧板や掲示板などを活用した情報共有、各種イベントの開催などの活動に取り組んで
います。

この他、当自治会では、区役所や警察、消防、学校、土木事務所や商店街などいろ
いろなところと連携して、地域活動に取り組んでいます。

ぜひ、この機会に、私ども〇〇自治会町内会にご加入いただきたく本日はお知らせ
するものです。

なお、自治会・町内会費(年〇〇〇円)は、加入いただいた翌年(・翌月)から、班長さ
んを通じていただくことになっていますので、よろしくお願いいたします。

【お知らせの内容】

★あなたの所属する班は、〇〇自治会町内会の ____ 班です。

★班長さんは、現在、_____さん(電話: _____)です。

自治会・町内会への加入をお考えの方や関心のある方は、ぜひご連絡ください。
また、ご不明な点やお困りごとがありましたら、ご遠慮なくご相談ください。

会長 〇〇 〇〇 (住所: 〇〇町〇-〇) (電話: 〇〇〇-〇〇〇〇)
事務局 〇〇 〇〇 (住所: 〇〇町〇-〇) (電話: 〇〇〇-〇〇〇〇)



○加入案内リーフレットについて

旭区では、旭区に転入した方に対し、転入届の窓口で自治会への加入案内リーフレットを配付しています。このリーフレットでは、大災害時などのいざという時に頼りになるのは自治会町内会であるということなどをアピールする内容となっており、裏面には自治会町内会の区域図を記載し、入会取次依頼書を挟み込んでいます。各自治会で加入勧奨のために戸別訪問する際などにもご活用いただけますので、ご希望の場合は区役所地域振興課まで御連絡下さい。

また、このリーフレットや加入啓発グッズには2次元コードを印刷しており、スマートフォン等で読み込むことで、すぐにメールで区役所に加入意思を伝えられるようにしてあります。その場合、区役所から該当の自治会町内会長に加入希望者の連絡先をお伝えし、御対応いただくことになります。

加入案内リーフレット



加入啓発グッズ

(あさひくんキーホルダー)



○ホームページの案内について

横浜市ホームページでは、「自治会町内会への加入促進」のページを用意しております。

自治会町内会の「役員のみ手が少ない」、「会員の高齢化」などの課題に対して、工夫して取り組んでいる自治会町内会の事例を紹介している「ハマの元気印」や集合住宅加入者向けの「加入促進チラシ」などを掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

ハマの元気印 VOL.1



ハマの元気印 ダイジェスト版



加入促進チラシ集合住宅加入者向け



ホームページの場所

横浜市トップページ >暮らし・総合>市民協働・学び > 市民と行政の協働 > 自治会町内会 > 自治会町内会への加入促進

× モ ♪

おっ
かれ
さま
です



7 活動中のケガや事故について

1 横浜市市民活動保険のご案内

1 横浜市市民活動保険とは

横浜市市民活動保険は、市民が安心してボランティア活動に参加できるよう、**ボランティア活動中のケガや事故を対象**とした保険制度です。
原則、自治会・町内会が行っている活動も保険の対象となります。



2 特徴

① 保険料は不要

横浜市が保険料を負担しているため、ボランティア活動者の負担はありません。

② 事前の加入手続きは不要

事故発生後に手続きをしていただきます。
横浜市と保険会社が審査を行い、**保険の対象と認められた場合**に保険金が支払われます。

3 注意事項

① 全ての活動が保険の対象となるわけではありません。

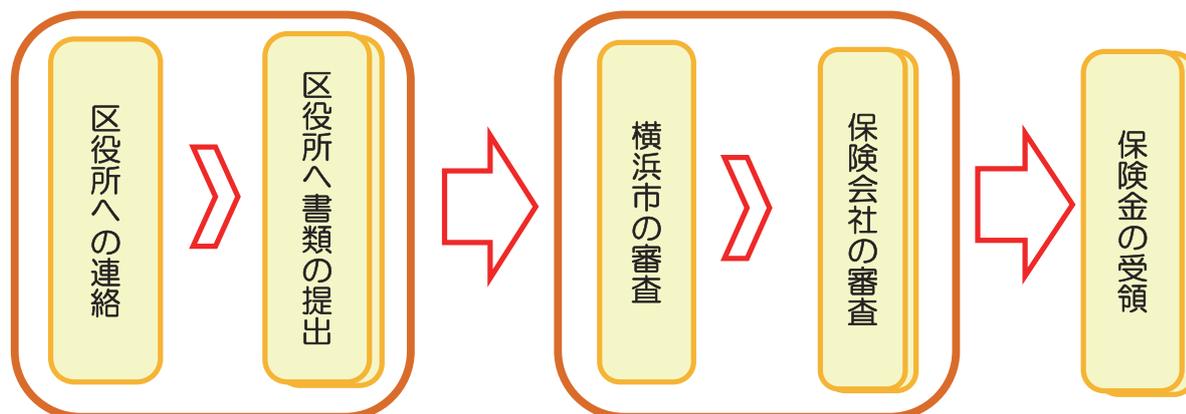
【対象とならない活動(者)の例】

- ・ 親睦目的のレクリエーション等の活動
- ・ 互助的な活動(PTA活動、団地の敷地内の清掃、共有財産の管理等)
- ・ 政治、宗教、営利に関わる活動
- ・ 行事や催し物への参加者(競技への出場者、防災訓練への参加者等)

② 全ての申請が認められるわけではありません。

※「その他の保険制度について」(27ページ)も参考にしましょう。

【事故が発生した際の手続きの流れ】



詳しくは、毎年4月に各自治会・町内会へ配布している
「**横浜市市民活動保険のご案内**」をご覧ください。

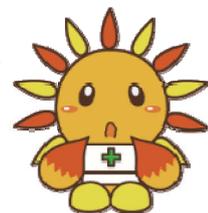
【お問い合わせ・連絡先】 旭区役所総務課庶務係 TEL:954-6006

ボランティア活動中に事故が発生したときに、各種保険を利用することができる場合があります。

2 その他の保険制度について（令和5年4月現在）

保険名称	問合せ先	対象活動・対象者	保険料
ボランティア活動保険	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 (旭区社会福祉協議会)	日本国内における、有志による自発的な意思に基づいて他人や社会に貢献する 無償のボランティア活動 ※自治会町内会で当番制・輪番制とされている活動は対象外	基本プラン 350円/年 天災・地震補償プラン 500円/年 特定感染症重点プラン 550円/年
ボランティア行事用保険	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 (旭区社会福祉協議会)	地域福祉活動やボランティア活動の一環 として日本国内で行われる各種行事	28円、126円、248円/日/人 ※宿泊を伴う行事の場合、2日間241円～7日間364円 ※複数のプランあり ※加入要件あり
福祉サービス総合補償	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 (旭区社会福祉協議会)	在宅福祉サービス・地域福祉サービス、介護保険サービス、障害福祉サービス、障害者地域生活支援事業、児童福祉サービス等	前年度の活動実績に基づき計算 延活動従事者数×17～42円 ※複数のプランあり ※加入要件あり
送迎サービス補償	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 (旭区社会福祉協議会)	送迎サービス利用者、特定した自動車に搭乗中の 送迎サービス利用者、同乗者 (運転手を含む)	利用者数、年間利用日数、自動車の乗車定員数から保険料を計算 ※複数のプランあり ※加入要件あり
スポーツ安全保険	公益財団法人 スポーツ安全協会	スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動等を行う4名以上の社会教育関係団体	800円/年～ ※複数のプランあり ※加入要件あり
全国子ども会安全共済会	公益社団法人 全国子ども会連合会	子ども会の活動	共済掛金は被共済者1名につき年額50円 (10月1日以降の加入は40円)
学校教育ボランティア保険	横浜市教育委員会事務局 学校支援・地域連携課	市立学校からの依頼により、教育活動を支援する「学校教育ボランティア」	なし(市が負担)

みんなで楽しく安全に活動するために、まずは、相談してみよう！



8 地域活動推進費補助金の交付までの流れ

時期 目安	自治会町内会	流れ	区役所	摘 要
4月～	「現況届」の作成 (変更がなくても 毎年必要です)	→	受理・確認	4月1日現在加入世帯数 ※会長名・役員名等その他自治 会情報もご記入ください。
	「口座振替依頼書」 (変更がなくても 毎年必要です) ※ <u>口座名義人と代表 者が異なる場合は押 印必要</u>	→	受理・確認	① <u>団体の「所在地」は、 「代表者住所」のこと</u> です ※郵便が確実に届くことが必要 ② <u>補助申請がない場合も提出</u> ※防災補助金、広報配布謝金の 振込先としても必要となります。
4～6月	前年度報告書類	→	審査・決裁	前年度補助金確定通知※ ※余剰金ありの場合返還請求 →返還確認後、当年度審査開始
	当年度申請書類	→	審査・決裁	当年度補助金の交付決定
5～8月	受取・確認	←	<ul style="list-style-type: none"> 当年度補助 決定通知 前年度確定通知 請求書(用紙) 	郵送で申請者(会長)住所へ
交付決定 通知後	請求書 ※ <u>口座名義人と代表 者が異なる場合は押 印必要</u>	→	受理	補助金支払手続きの開始 ※請求書に押印する印鑑は口座 振替依頼書に押印した <u>同一印</u> で
請求後 約半月	補助金の 振込を確認	←	補助金の 口座振込	請求書審査・決裁 ※ <u>適正な請求書を受理した日か ら30日以内</u> を目安に振り込み ます。

① 補助金は申請主義ですので、申請をする義務はありませんが、申請された場合には、補助金交付要綱に定める上限(加入世帯数×700円又は公益的事務・事業に関わる支出予定総額の1/3のどちらか安価な額)まで補助金を交付します。

② 補助金を受けた団体は、翌年度すみやかに前年度報告書類を作成し、補助を受けた額の3倍以上「公益的」な事務・事業に支出していたかどうかの確認を受ける必要があります。

9 個人情報の取り扱いについて

1 個人情報保護法

個人情報とは...個人に関する情報で「ある特定の人物」のものだとわかるものをさします。

いままで、5,000件を超える個人情報を扱っていなければ法の対象となりませんでしたが、平成29年5月30日の法改正により、営利、非営利を問わず名簿等の個人情報を取り扱っている**小規模団体も適用対象**となりました。このことにより、私たち自治会、町内会も今まで以上に個人情報の慎重な取り扱いが求められることになりました。

しかしながら、**本人の知らない間に個人情報が保有・利用・提供されないよう配慮していれば**、基本的な取り扱いに**問題はありません**。

2 名簿を作成利用する上で必要なこと

- ◎ 個人情報を提供してもらう際は、あらかじめ利用目的を決めて、本人に伝えること。
- ◎ 配布の範囲や内容について同意を得ること。

3 取り扱いの7つのチェックポイント

- ① 個人情報を取得するときは、何に使うか目的を決めて、本人に伝えること。
- ② 個人情報は、決めた目的以外のことには使わないこと。
- ③ 個人情報を第三者に渡す際は、本人の同意を得ること。
- ④ 個人情報のうち要配慮個人情報については、特別なルールを守らなければならない。
- ⑤ 本人からの「個人情報の開示や訂正等の請求」には応じること。
- ⑥ 取得した個人情報は安全に管理すること。
- ⑦ 苦情の申し出に対応すること。



4 そのほか気を付けること

- ◎ 個人情報を第三者に渡すときは、記録を残し原則3年保存する。
- ◎ 第三者から個人情報をもらうときは、「氏名」「第三者が取得した経緯」等を確認・記録し原則3年記録を保存する。
- ◎ 不正な利益を図る目的で個人情報を提供、盗用しない。(罰則が科されます。)

※ 自治会町内会の運営をする上で、会員の皆様の個人情報は必要不可欠なものです。ルールを守って有効に活用しましょう。

※ わからないことがあれば、専門の相談窓口があります。区役所にお問い合わせください。



10 自治会町内会の法人化について



1 法人化の意義

自治会町内会が会館などの資産を保有する場合、通常は団体名義による登記ができません。しかし、代表者個人または共同名義で登記した場合、名義人の死亡による相続問題や個人負債による差押えなど財産上の問題が生じる場合があります。

そのような問題を解決するために、平成3年4月に地方自治法が改正され、自治会町内会が認可地縁団体として法人化すれば、財産を団体名義で登記できるようになりました。

この度、地方自治法の改正(令和3年11月26日施行)により、不動産の保有又は保有の予定に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うために法人格を取得することが可能になりました。

2 自治会町内会の意思決定

法人化したい場合には、事前に現行の規約(会則)に基づく総会を開催し、法人認可申請の可否について意思決定をします。意思決定後、認可申請に必要な次の点について審議し、承認を受けます。

- ① 法人としての規約(会則)の制定
- ② 区域の確定
- ③ 構成員の確定

3 区役所への法人認可申請

意思決定後、法人認可申請書類を区役所に提出します。

- ① 規約(会則)
- ② 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
(議長と議事録署名人の署名・押印がされた総会議事録等の写し)
- ③ 構成員名簿
- ④ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類(事業報告書、決算書、事業計画書、予算書、財産目録等)



4 法人としての印鑑登録・印鑑登録証明

法人認可後、代表者の印鑑を登録することができます。登記や融資を受ける場合などで代表者印を押印する場合に必要となります。

印鑑登録には、代表者個人の印鑑登録証明書とその印鑑、そして団体代表者の印鑑が必要となります。

ただし、印鑑登録は届出代表者が変更となると、自動的に抹消されます。

※ 詳細は、区役所地域振興課地域活動係(954-6091)までお問い合わせください。

きらっとあさひプラン

第4期 旭区地域福祉保健計画 令和3年度～7年度

○ 身近な地域での見守り・支え合い

現在の地域社会は、少子高齢化などによる家族形態の変化や、就労・子育てなどのライフスタイルの変化とともに、隣近所との関係性の希薄化が進んでいます。加えて、中高年の子どもの生活を高齢の親が支える「8050 問題」や介護と子育てを同時に担う「ダブルケア」など、様々な社会問題も顕在化しています。

このような中でも、日頃から声をかけ合い、さりげなく気づかうことで、誰もが孤立せず、困ったときに相談したり、支援につなげたりできる関係＝「見守り・支え合い」が大切です。それは『きらっとあさひプラン』で目指す姿でもあります。

○ きらっとあさひプラン（旭区地域福祉保健計画）とは

旭区に住むすべての方が地域で支え合い、安心して自分らしく暮らせるようにするための計画です。住民や地区連合自治会町内会などの住民自治組織・事業者・公的機関（区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザ等）が協働し、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進め、地域の福祉保健課題を解決するために策定・推進しています。

第4期計画では、新たな『基本理念』を掲げ、目指すまちの姿を設定し、「区全域計画」と19地区の「地区別計画」で基本的な考え方を共有しています。

きらっとあさひプラン（第4期旭区地域福祉保健計画） 令和3～7年度

基本理念

地域で支え合い 安心して自分らしく暮らせるまち 旭区をつくろう

目指す姿

- 1 誰もが、ともに生きるまち
- 2 みんなが、声をかけあえるまち
- 3 ひとりひとりが、自分らしくいられるまち

各地区で自治会町内会や地区社会福祉協議会など様々な団体が、交流や見守り・支えあい活動などに取り組んでいます！

区全域計画

- 区全体の共通課題、基本理念や基本目標を実現するための取組
- 地区だけでは解決することが難しいことを支援するための取組

地区別計画

- おおむね19地区の連合自治会町内会で策定・推進する計画
- 目指すべきまちの姿や地区の様々な課題に対し、地区の皆さんが主体的に進める取組



知い合い — をつ — 支え

いざ！ とい — とき たすけあう

避難場所や備蓄の確認、訓練などを行います。災害時に助け合います。



やっぱり、頼りになるのはご近所ですよ



防災

安心 して暮らせる

いつもありがとう！

防犯灯の設置やまちのパトロール、子どもたちの見守りをします。

防犯・交通安全

自治会町内会

地域の人が集まり、交流し親睦をはかります。いざという時に助け合える住民同士のつながり（絆）を育みます。

困っていることを相談したり、地域に知っている人がいると安心につながります。

きれい なまち

資源集団回収やまちの清掃を行います。

ごみ（資源）を集め市役所に持って行ってもらいます。

豊かな自然

環境・美化

区役所のほか、警察や消防、土木事務所、学校、商店街などいろいろなところと連携するよ

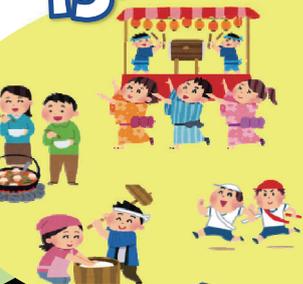
合って暮らそう

一人ではできないけれど、
みんなで協力するとできることって、
いっぱいあるね。



ふるさと

を感じる



運動会や
文化活動、
お祭りや
餅つき大会などを
行います。

お祭り

文化・スポーツ

旭区には
約240の
自治会町内会
があるよ。



旭区には
19の地区連合が
あるんだよ。



知り合う・支えあう

お年寄りや子どもに
声をかけたり、かけられたり。

ご近所に知り合いが
増えます



福祉

ご近所の福祉

区連会

※

地区連合会長が月に一度集まります。
地区連合同士や区役所などと
意見交換を行います。

独自の取組や行政と協働により
課題解決に取り組みます。

※「区連会」は、
「旭区連合自治会
町内会連絡協議会」
の略称です

地区連合自治会町内会

自治会町内会長たちが集まり
地区ごとに連合をつくります。

1つの自治会町内会では
解決が難しい地域の課題に
皆で協力して取り組みます。



自治会
町内会



情報共有

11 区役所等の業務案内

954-6161

ご用件の担当係がお分かりにならない場合は、右の番号へおかけください。

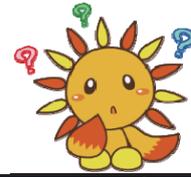
(横浜市コールセンターから、旭区役所につながります。)

区役所所在地：〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12

部	課	係	主な業務内容
総務部	総務課 FAX:951-3401	庶務係 954-6005~7	横浜市市民活動保険、行政証明、土地の名称等変更証明、仮ナンバー、防災対策
		予算調整係 954-6011	区づくり推進費の予算決算、庁舎管理
		統計選挙係 954-6012~3	各種統計調査(国勢調査、経済センサス等)、各種選挙、不在者投票、区選挙管理委員会
	区政推進課 ※1 FAX:955-2856 ※2 FAX:951-3401	広報相談係 ※1 954-6021~3	窓口案内、広報、広聴(市民からの提案、区長陳情など)、情報公開、特別相談
		企画調整係 ※2 954-6026	区の主要事業の企画調整
		まちづくり調整担当 ※2 954-6026	区のまちづくり、まちのルールづくり相談コーナー
	地域振興課 FAX:955-3341	地域活動係 954-6091~2	自治会町内会、交通安全、スクールゾーン、消費者対策、防犯対策
		生涯学習支援係 954-6094、5、7、9	スポーツ振興、文化振興、青少年健全育成、生涯学習、市民活動、農の魅力PR、マスコットキャラクター「あさひくん」に関すること
		区民施設担当 954-6097	区民利用施設の管理運営、子どもの遊び場の管理運営
		資源化推進担当 954-6096	ヨコハマ プラ5.3計画の推進、ごみの発生抑制・再使用・再利用の促進、街の美化推進、不法投棄防止
		地域力推進担当 954-6028	地域活動の支援(あさひみらい塾、地区担当制、タウンミーティング)
	戸籍課 FAX:955-4411	証明発行窓口	住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部(個人)事項証明(謄本・抄本)等の交付
		戸籍担当 954-6031~2	戸籍届(出生、死亡、婚姻等)
		登録担当 954-6034	転入・転出等の住民異動届、印鑑登録、小・中学校への転入学、個人番号(マイナンバー)カードの諸手続等
	税務課 ※1 FAX:954-0948 ※2 FAX:953-7399	税証明等発行窓口	課税(非課税)証明書、納税証明書、評価証明書、住宅用家屋証明書(中古)、125cc以下のバイク等の登録・廃車等
市民税担当 ※1 954-6041~5		市民税・県民税申告・相談	
土地担当 ※1 954-6047~9		固定資産税・都市計画税(土地)の課税、土地の評価等	
家屋担当 ※1 954-6053~6		固定資産税・都市計画税(家屋)の課税、家屋の評価等	
収納担当 ※2 954-6071~8 954-6194		市税の納付相談	
区会計室 FAX:953-7399	会計係 954-6086	公金(横浜市)の収入・支出	
福祉保健センター	福祉保健課 FAX:953-7713	福祉保健係 954-6101	民生委員・児童委員、主任児童委員
		事業企画担当 954-6143~4	地域福祉保健計画の推進、地域ケアプラザの管理運営、福祉保健活動拠点の管理運営等
		健康づくり係 954-6146~8	予防接種、がん検診、保健活動推進員、食生活等改善推進員、生活習慣病予防、健康相談、感染症予防等

部	課	係	主な業務内容	
福祉保健センター	生活衛生課 FAX:952-1504	食品衛生係 954-6166~7	食品関係営業許可、食品に関する相談、医療系免許	
		環境衛生係 954-6168	理美容などの営業、ビルの衛生管理、犬の登録、犬・猫の飼育相談、ネズミ・害虫駆除相談	
	高齢・障害支援課 FAX:955-2675	高齢・障害サービス係 954-6115	高齢者・障害者に関する福祉保健相談、障害者の有料道路(ETC)割引、濱ともカード(65歳以上)、敬老特別乗車証、福祉特別乗車券(18歳以上)、敬老月間、老人クラブ(かがやきクラブ旭)	
		高齢者支援担当 954-6125	高齢者に関する福祉、認知症、訪問支援、介護予防、高齢者虐待相談	
		介護保険担当 954-6061	要介護認定、指定居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者に関する相談	
		障害者支援担当 954-6145	身体・知的障害者(18歳以上)に関する福祉、精神保健福祉、難病患者相談	
	子ども家庭支援課 FAX:951-4683	こども家庭係 954-6151	母子健康手帳、乳幼児健診、小児慢性特定疾病等医療給付、児童手当、特別乗車証(児童扶養手当受給者、18歳未満障害児)	
		子育て支援担当 954-6117	身体・知的障害者(18歳未満)に関する福祉保健相談、女性福祉相談、児童扶養手当	
		保育担当 954-6173	保育所等利用申込、保育サービス等の相談	
		こども家庭相談 954-6160	子どもに関する相談(育児、ひきこもり、児童虐待等)	
		学校連携・こども担当 954-6019	学童・放課後キッズクラブ、学校連携等	
	生活支援課 FAX:951-5831	生活支援係 954-6104	生活保護、生活困窮者自立支援	
		事務係 954-6105	戦没者遺族の援護	
	保険年金課 FAX:954-5784	国民年金係 954-6131~2	国民年金の資格関係、保険料の免除・猶予関係、障害基礎年金、老齢基礎年金	
		保険係	954-6134	国民健康保険・介護保険の資格や保険料
			954-6137	保険料納付相談(国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療)
			954-6135 6138	国民健康保険・介護保険の給付、後期高齢者医療、小児医療、重度障害者やひとり親家庭等の医療費助成
	旭土木事務所 FAX:952-1518	管理係 953-8801	公園使用許可、道水路占用許可・境界調査、道水路の草刈、カーブミラー、放置自転車(公道上)	
道路係 953-8801		道路の維持管理、街路樹維持管理、開発行為の相談、狭あい道路等		
下水道・公園係 953-8801		下水道・河川・公園の維持管理、開発行為の相談		
資源循環局旭事務所 FAX:953-6669	953-4811	ごみ集積場所の新設・移動等の相談、ごみと資源物の分別、集積場所への不法投棄、環境事業推進委員、資源集団回収		
旭消防署	総務・予防課 FAX:951-0119	庶務係 消防団係 予防係 951-0119	消防署の庶務・経理 消防団 火災予防・立入検査・危険物・消防設備規制	
	警防課 FAX:951-0119	警防第一係 警防第二係 951-0119	罹災証明書(火災)・救急証明書・火煙発生等届出	
旭公会堂 FAX:954-6170	954-6170	公会堂の利用受付、備品などの貸出		
旭区社会福祉協議会 FAX:392-0222	392-1123	地域の福祉保健活動の支援、ボランティア活動の相談・調整、共同募金・日本赤十字社・更生保護協会等事務局、寄付受付等		
二俣川駅 行政サービスコーナー FAX:366-0381	366-6615	住民票の写し、印鑑登録証明書などの交付、市県民税(非)課税証明書などの交付、(時間帯によりその場でお渡しできない場合があります)平日7:30~19:00、土日9:00~17:00、国民の祝日及びその振替休日、12/29~1/3は休み		

12 こななときはどこに・・・



	業務内容	階-窓口	電話	係・担当
あ	愛の手帳(療育手帳)の申請(障害18歳以上)	別-3	954-6128	障害者支援担当
	愛の手帳(療育手帳)の申請(障害18歳未満)	3-33	954-6117	子育て支援担当
い	赤ちゃん教室	3-33	954-6150	子育て支援担当
	空家の一般的な相談	2-23	954-6026	まちづくり調整担当
	あさひの逸品	2-23	954-6026	企画調整係
	あさひみらい塾	2-21	954-6028	地域力推進担当
	アンナガバチの駆除に関する相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	あんしん電話(高齢者)の申請	別-3	954-6125	高齢者支援担当
	あんしん電話(障害者18歳以上)の申請	別-3	954-6128	障害者支援担当
	医師免許の申請、届出	3-34	954-6166	食品衛生係
	石綿(アスベスト)健康被害等相談	3-30	954-6146	健康づくり係
	犬に噛まれた・飼犬が人を噛んだ場合の相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	犬の飼育相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	犬の登録・狂犬病予防注射の届出	3-35	954-6168	環境衛生係
	犬の引取り・苦情・保護	3-35	954-6168	環境衛生係
医療関係施設の開設等申請	3-34	954-6166	食品衛生係	
印鑑登録(住民個人)	1-9	954-6034	登録担当	
印鑑登録(認可地縁団体の自治会町内会)	2-21	954-6091	地域活動係	
印鑑登録証明書(住民個人)	1-7	954-6034	登録担当	
印鑑登録証明書(認可地縁団体の自治会町内会)	2-21	954-6091	地域活動係	
飲食店等の営業許可申請・報告・届出	3-34	954-6166	食品衛生係	
インフルエンザ(高齢者)	3-30	954-6146	健康づくり係	
う	運営方針	2-23	954-6026	企画調整係
え	エイズ(HIV)検査・相談	3-30	954-6146	健康づくり係
	栄養士免許の申請	3-34	954-6166	食品衛生係
	閲覧(固定資産税課税台帳・閲覧図)	2-29	954-6047	土地担当
お	閲覧(地価公示価格の書面)	1-1	954-6022	広報相談係
	落し物	2-24	954-6006	庶務係
か	温泉の掘削、利用等の許可・相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	カーブミラー	旭土木	953-8801	管理係
	介護サービス自己負担助成(介護保険)	1-4	954-6134	保険係
	(介護保険)指定居宅介護支援事業者についての問い合わせ	別-3	954-6061	介護保険担当
	(介護保険)指定居宅サービス事業者についての問い合わせ	別-3	954-6061	介護保険担当
	介護保険(給付申請、高額介護サービス費)	1-5	954-6138	保険係(給付)
	介護保険外サービスに関する問い合わせ	別-3	954-6125	高齢者支援担当
	介護保険サービスに関する問い合わせ	別-3	954-6125	高齢者支援担当
	介護保険の加入、資格喪失、保険料	1-4	954-6134	保険係
	介護保険の要介護認定申請	別-3	954-6061	介護保険担当
	介護予防事業	別-3	954-6191	高齢者支援担当
	開示請求(行政文書、個人情報)	1-1	954-6022	広報相談係
	外出支援事業案内・相談(障害者18歳以上)	別-3	954-6145	障害者支援担当
	外出支援事業案内・相談(障害児18歳未満)	3-33	954-6117	子育て支援担当
	開発行為相談受付	旭土木	953-8801	下水道・公園係
	街路樹の維持管理	旭土木	953-8801	道路係
	火煙発生届	2-消-3	951-0119	消防署警防第一係・第二係
家屋の評価	2-29	954-6054	家屋担当	
課税証明書(市・県民税、住民税)	2-27	954-6043	市民税担当	
河川の維持管理	旭土木	953-8801	道路係、下水道・公園係	
火埋葬許可	1-12	954-6031	戸籍担当	
家庭用品に関する相談	3-35	954-6168	環境衛生係	
紙おむつ給付(高齢者)の申請	別-3	954-6125	高齢者支援担当	
紙おむつ給付(障害者18歳以上)の申請	別-3	954-6128	障害者支援担当	
紙おむつ給付(障害児18歳未満)の申請	3-33	954-6117	子育て支援担当	
仮ナンバー(自動車臨時運行許可)	2-24	954-6006	庶務係	
簡易給水水道、小規模受水槽水道に関する届出・相談	3-35	954-6168	環境衛生係	
簡易専用水道の衛生	3-35	954-6168	環境衛生係	
肝炎ウイルス検査	3-30	954-6146	健康づくり係	
肝炎治療医療費助成制度	3-30	954-6146	健康づくり係	
看護師免許の申請、届出	3-34	954-6166	食品衛生係	
感染症予防・対策	3-30	954-6147	健康づくり係	

	業務内容	階一窓口	電話	係・担当	
き	期日前投票	2-24	954-6012	統計選挙係	
	義務教育諸学校の就学	1-9	954-6034	登録担当	
	救急講習等	2消-2	951-0119	消防署予防係	
	救急証明書	2消-3	951-0119	消防署警防第一係・第二係	
	給食施設指導	3-30	954-6148	健康づくり係	
	狭あい道路に関すること	旭土木	953-8801	道路係	
	境界届該当証明	新	954-6104	生活支援係	
	行政サービスコーナー		366-6615	二俣川駅行政サービスコーナー	
	禁煙相談・啓発	3-30	954-6147	健康づくり係	
	く	区の主要事業の企画調整	2-23	954-6026	企画調整係
区民生活・防災マップの発行・配布		1-1	954-6022	広報相談係	
〃		2-24	954-6007	庶務係	
区民文化センターの管理運営		2-22	954-6097	区民施設担当	
区民利用施設の管理運営		2-22	954-6097	区民施設担当	
クリーニング所の開設等の届出・相談、クリーニング師免許の申請		3-35	954-6168	環境衛生係	
グリーンロード		2-21	954-6092	地域活動係	
け		軽自動車税の課税	2-28	954-6042	市民税担当
		敬老バス(敬老特別乗車証)	別-3	954-6115	高齢・障害サービス係
		下水道の維持管理	旭土木	953-8801	下水道・公園係
	結核の予防・対策	3-30	954-6147	健康づくり係	
	健康手帳(40歳以上)	3-30	954-6146	健康づくり係	
	研修室を借りたい	みなくる	382-1000	地域力推進担当	
	建築物清掃業等の登録・申請・届出	3-35	954-6168	環境衛生係	
	原動機付自転車(125CC以下)登録、廃車、変更	2-27	954-6042	市民税担当	
	県民税課税(所得)証明、非課税証明	2-27	954-6043	市民税担当	
	県民税の申告・課税	2-28	954-6043	市民税担当	
こ	公園愛護会	旭土木	953-8801	管理係、下水道・公園係	
	公園使用許可	旭土木	953-8801	管理係	
	公園の維持管理	旭土木	953-8801	下水道・公園係	
	公害健康被害者の家庭療養指導	別-3	954-6127	障害者支援担当	
	高額介護(居宅支援)サービス費	1-5	954-6138	保険係(給付)	
	高額障害福祉サービス費支給(18歳以上)	別-3	954-6145	障害者支援担当	
	高額障害福祉サービス費・通所入所給付費支給(障害児18歳未満)	3-33	954-6117	子育て支援担当	
	高額療養費・限度額証	1-5	954-6138	保険係(給付)	
	後期高齢者医療制度	1-5	954-6138	保険係(給付)	
	興行場の営業許可・相談	3-35	954-6168	環境衛生係	
	公金(横浜市)の収入・支出	2-20	954-6086	区会計室	
	公衆浴場の営業許可・相談	3-35	954-6168	環境衛生係	
	広聴(「市民からの提案」、区長陳情など)	1-1	954-6022	広報相談係	
	交通安全	2-21	954-6091	地域活動係	
	交通事故(国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険関係)	1-5	954-6138	保険係(給付)	
	公的年金からの住民税の特別徴収	2-28	954-6043	市民税担当	
	広報・広報物配布(広報ここはま、区民生活・防災マップ、旭区便利帖)	1-1	954-6022	広報相談係	
	行旅死亡人取扱い	新	954-6069	生活支援係	
	行旅人旅費貸付	新	954-6069	生活支援係	
	高齢者の虐待相談	別-3	954-6125	高齢者支援担当	
	高齢者の訪問指導	別-3	954-6191	高齢者支援担当	
	高齢者福祉(要援護高齢者)の相談	別-3	954-6125	高齢者支援担当	
	高齢者福祉保健サービスの申請	別-3	954-6125	高齢者支援担当	
	国勢調査	2-24	954-6012	統計選挙係	
	国民健康保険の加入・資格喪失・保険料	1-4	954-6134	保険係	
	国民健康保険の給付	1-5	954-6138	保険係(給付)	
	国民年金の加入等(第1号被保険者)	1-6	954-6131	国民年金係	
	個人番号(マイナンバー)カードの申請	1-10			
	受取(予約者のみ)	1-2	954-6034	登録担当	
	戸籍証明	1-12	954-6031	戸籍担当	
	戸籍全部(個人)事項証明(謄本・抄本)	1-7	954-6031	戸籍担当	
	戸籍の附票の写し	1-7	954-6031	戸籍担当	
	子育て支援者事業	3-33	954-6150	子育て支援担当	
	こども家庭相談	3-33	954-6160	子育て支援担当	
	固定資産課税台帳(家屋)	2-29	954-6053	家屋担当	
	固定資産課税台帳(土地)	2-29	954-6047	土地担当	
	固定資産税の証明(納税証明を除く)	2-27	954-6047	土地担当	
	固定資産税(家屋)の評価・課税	2-29	954-6054	家屋担当	
	固定資産税(土地)の評価・課税	2-29	954-6047	土地担当	
	こどもログハウスの管理運営	2-22	954-6097	区民施設担当	
	コミュニティハウスの管理運営	2-22	954-6097	区民施設担当	
	コミュニティハウス整備促進	2-23	954-6026	まちづくり調整担当	
	婚姻届	1-12	954-6031	戸籍担当	
	困窮の生活相談	新	954-6104	生活支援係	
	こんにちは赤ちゃん訪問	3-32	954-6151	こども家庭係	

	業務内容	階窓口	電話	係・担当	
さ	サークルの紹介・サークルガイド	みなくる	382-1000	地域力推進担当	
	災害応急用井戸の届出・相談	3-35	954-6168	環境衛生係	
	災害時医療	3-31	954-6101	福祉保健係	
	災害時の防疫作業(消毒など)に関する相談	3-35	954-6168	環境衛生係	
	災害時要援護者名簿に関する相談	別-3	954-6115	高齢・障害サービス係	
	催事(食品等取扱い)の届出・相談	3-34	954-6166	食品衛生係	
	在宅重度障害者手当の申請(障害者18歳以上)	別-3	954-6128	障害者支援担当	
	在宅重度障害者手当の申請(障害児18歳未満)	3-33	954-6117	子育て支援担当	
	「さんさんガイド」(旭区便利帖)の発行・配布	1-1	954-6022	広報相談係	
	産後母子ケア事業	3-32	954-6150	子育て支援担当	
	し	JR定期割引(児童扶養手当受給世帯)	3-32	954-6151	こども家庭係
		歯科医師免許の申請・届出	3-34	954-6166	食品衛生係
		歯科保健	3-30	954-6146	健康づくり係
		死産届	1-12	954-6031	戸籍担当
歯周病予防教室		3-30	954-6146	健康づくり係	
市税の納付相談		2-25	954-6071~78	収納担当	
自治会町内会		2-21	954-6091	地域活動係	
指定居宅介護支援事業者についての問い合わせ		別-3	954-6061	介護保険担当	
指定居宅サービス事業者についての問い合わせ		別-3	954-6061	介護保険担当	
指定難病		別-3	954-6115	高齢・障害サービス係	
児童虐待相談(こども家庭相談)		3-33	954-6160	子育て支援担当	
自動車燃料券(18歳以上の身体・知的障害者)		別-3	954-6115	高齢・障害サービス係	
自動車燃料券(障害児18歳未満)		3-32	954-6151	こども家庭係	
自動車燃料券(精神障害児者)		別-3	954-6145	障害者支援担当	
児童手当		3-32	954-6151	こども家庭係	
児童扶養手当の申請		3-33	954-6117	子育て支援担当	
死亡届		1-12	954-6031	戸籍担当	
市民活動支援センター		みなくる	382-1000	地域力推進担当	
市民活動支援センターの管理運営		2-22	954-6028	地域力推進担当	
市民活動団体の登録		みなくる	382-1000	地域力推進担当	
市民活動保険		2-24	954-6006	庶務係	
市民からの提案		1-1	954-6022	広報相談係	
市民税課税(所得)証明、非課税証明		2-27	954-6043	市民税担当	
市民税の申告・課税		2-28	954-6043	市民税担当	
社会福祉統計(国民生活基礎調査)		3-31	954-6101	福祉保健係	
住環境整備事業(障害者18歳以上)		別-3	954-6128	障害者支援担当	
住環境整備事業(障害児18歳未満)相談		3-33	954-6117	子育て支援担当	
住宅改修(介護保険)相談		別-3	954-6125	高齢者支援担当	
住居表示		1-9	954-6034	登録担当	
住居表示変更証明書		1-7	954-6034	登録担当	
住宅改修費還付申請(介護保険)		1-5	954-6138	保険係(給付)	
住宅用家屋証明書(中古)		2-27	954-6047	土地担当	
重度障害者医療の資格・医療証の発行		1-5	954-6138	保険係(給付)	
住民異動届(転入、転出、転居、世帯変更)		1-9	954-6034	登録担当	
住民基本台帳カードの諸手続き(平成27年12月で発行手続終了)		1-9	954-6034	登録担当	
住民票記載事項証明書		1-7	954-6034	登録担当	
住民票の写し		1-7	954-6034	登録担当	
縦覧(固定資産税・土地)		2-29	954-6047	土地担当	
縦覧(固定資産税・家屋)		2-29	954-6054	家屋担当	
受水槽に関する届出・相談		3-35	954-6168	環境衛生係	
出産育児一時金		1-5	954-6138	保険係(給付)	
出生届		1-12	954-6031	戸籍担当	
生涯学習の相談・機材の貸出		みなくる	382-1000	地域力推進担当	
障害基礎年金の相談・申請		1-6	954-6131	国民年金係	
障害者(18歳以上)在宅サービスの申請		別-3	954-6128	障害者支援担当	
障害児(18歳未満)在宅サービスの申請		3-33	954-6117	子育て支援担当	
障害者(18歳以上)日常生活用具の相談・申請	別-3	954-6128	障害者支援担当		
障害児(18歳未満)日常生活用具の相談・申請	3-33	954-6117	子育て支援担当		
障害児福祉手当相談	3-33	954-6117	子育て支援担当		
障害福祉サービス申請・相談(障害児18歳未満)	3-33	954-6117	子育て支援担当		
障害福祉サービス申請相談(障害者18歳以上)	別-3	954-6128	障害者支援担当		
証紙(横浜市収入証紙)販売・払い戻し	2-20	954-6086	区会計室		
小中学校の入学・転校	1-9	954-6034	登録担当		
商店街振興	2-21	954-6095	地域活動係		
小児の医療費助成事業	1-5	954-6138	保険係(給付)		
小児慢性特定疾病医療の申請	3-32	954-6151	こども家庭係		
消費者対策・消費生活推進員	2-21	954-6091	地域活動係		
消防訓練	2消-2	951-0119	消防署予防係		
消防団への入団相談・申請	2消-1	951-0119	消防署消防団係		

	業務内容	階一窓口	電話	係・担当
し	情報公開に係る請求書の受付	1-1	954-6022	広報相談係
	食事サービスの申請(高齢者)	別-3	954-6125	高齢者支援担当
	食事サービスの申請(身体障害者18歳以上)	別-3	954-6193	障害者支援担当
	食生活等改善推進員会	3-30	954-6148	健康づくり係
	食生活等改善推進員養成講座	3-30	954-6148	健康づくり係
	食中毒予防・食品に関する苦情、相談	3-34	954-6166	食品衛生係
	助産制度の申請	3-33	954-6117	子育て支援担当
	女性福祉相談	3-33	954-6117	子育て支援担当
	除籍謄本・抄本	1-12	954-6031	戸籍担当
	所得証明書	2-27	954-6043	市民税担当
	自立支援医療(育成医療)	3-32	954-6151	こども家庭係
	自立支援医療(更生医療)相談・申請	別-3	954-6128	障害者支援担当
	自立支援医療(精神通院)	別-3	954-6145	障害者支援担当
	人口・世帯数	2-24	954-6012	統計選挙係
	身体障害者(高齢者)の福祉保健相談	別-3	954-6125	高齢者支援担当
	身体障害者(18歳以上)の福祉保健相談	別-3	954-6128	障害者支援担当
身体障害者手帳の申請(高齢者)	別-3	954-6125	高齢者支援担当	
身体障害者手帳の申請(18歳以上)	別-3	954-6128	障害者支援担当	
身体障害者手帳の申請(18歳未満)	3-33	954-6117	子育て支援担当	
す	水浴場(プール)の営業許可・相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	スクールゾーンに関する事	2-21	954-6091	地域活動係
	スズメバチの駆除に関する相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	スポーツ振興	2-21	954-6095	生涯学習支援係
	スポーツセンター・スポーツ会館の管理運営	2-22	954-6097	区民施設担当
	住まいの衛生相談	3-35	954-6168	環境衛生係
せ	製菓衛生師免許の申請、届出	3-34	954-6166	食品衛生係
	生活困窮者自立支援	新	954-6104	生活支援係
	生活支援ショートステイの相談	別-3	954-6125	高齢者支援担当
	生活習慣病予防相談(禁煙・メタボリックシンドローム・食生活)	3-30	954-6146	健康づくり係
	生活保護	新	954-6104	生活支援係
	青少年の健全育成	2-22	954-6095	生涯学習支援係
	精神障害者の福祉保健(精神保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院))	別-3	954-6145	障害者支援担当
	成年後見制度の相談(高齢者)	別-3	954-6125	高齢者支援担当
	成年後見制度の相談(障害者18歳以上)	別-3	954-6193	障害者支援担当
	世帯(世帯主)変更届	1-9	954-6034	登録担当
	選挙	2-24	954-6012	統計選挙係
	戦没者遺族の援護	新	954-6105	事務係
専用水道に関する申請・相談	3-35	954-6168	環境衛生係	
たち	タウンミーティング	2-21	954-6028	地域力推進担当
	地域活動推進費補助金	2-21	954-6091	地域活動係
	地域ケアプラザの管理運営	3-31	954-6143	事業企画担当
	地域交通・移動支援	2-23	954-6026	まちづくり調整担当
	地域福祉保健計画に関する事	3-31	954-6143	事業企画担当
	地球温暖化対策の推進	2-23	954-6026	企画調整係
	畜舎の許可・相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	地区センターの管理運営	2-22	954-6097	区民施設担当
	地区担当制	2-21	954-6028	地域力推進担当
	知的障害者(18歳以上)の福祉保健相談	別-3	954-6128	障害者支援担当
	知的障害児(18歳未満)の福祉保健相談	3-33	954-6117	子育て支援担当
	調理師免許の申請、届出	3-34	954-6166	食品衛生係
	陳情(市長陳情・区長陳情)	1-1	954-6022	広報相談係
	電子証明書(公的個人認証)の更新	1-10	954-6034	登録担当
	転籍届	1-12	954-6031	戸籍担当
	と	統計調査・統計刊行物	2-24	954-6012
道水路の境界調査申請		旭土木	953-8801	管理係
道水路の草刈		旭土木	953-8801	管理係
道水路の占用許可		旭土木	953-8801	管理係
道路の維持管理・修繕等		旭土木	953-8801	道路係
特定医療費(指定難病)		別-3	954-6115	高齢・障害サービス係
特定建築物の届出、衛生(給水、空調など)に関する相談		3-35	954-6168	環境衛生係
特別児童扶養手当の申請		3-33	954-6117	子育て支援担当
特別障害者手当申請		別-3	954-6128	障害者支援担当
特別相談(法律、公証、司法書士、交通事故、民事調停手続等)		1-1	954-6022	広報相談係
都市計画マスタープラン		2-23	954-6026	まちづくり調整担当
土地の評価		2-29	954-6047	土地担当
土地の名称等変更証明		2-24	954-6006	庶務係

	業務内容	階-窓口	電話	係・担当
な	名寄帳(土地・家屋)	2-29	954-6047	土地担当
	難病患者の保健と福祉	別-3	954-6191	高齢者支援担当
に	入院医療支援金(精神)	別-3	954-6145	障害者支援担当
	乳幼児健診	3-32	954-6151	子ども家庭係
ね	乳幼児食生活健康相談	3-30	954-6146	健康づくり係
	乳幼児・妊産婦歯科相談(経過歯科・むし歯予防・歯みがき教室含む)	3-32	954-6151	子ども家庭係
	妊産婦の健康	3-33	954-6150	子育て支援担当
	認知症の相談	別-3	954-6191	高齢者支援担当
	猫の飼育相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	猫の引取り・苦情・保護	3-35	954-6168	環境衛生係
	ねずみ・衛生害虫の駆除相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	納税証明書	2-27	954-6071~78	収納担当
	農の魅力PR	2-22	954-6095	生涯学習支援係
	納付書再発行(市税)	2-25	954-6071~78	収納担当
は	肺がん検診	3-30	954-6146	健康づくり係
	バイク(125cc以下)の登録、廃車、変更	2-27	954-6042	市民税担当
	母親(両親)教室	3-33	954-6150	子育て支援担当
	パブリックコメント(計画等の案及び関連資料の閲覧)	1-1	954-6022	広報相談係
ひ	濱ともカード	別-3	954-6115	高齢・障害サービス係
	非課税証明(市・県民税、住民税)	2-27	954-6043	市民税担当
	ひきこもり相談(18歳以上)	別-3	954-6145	障害者支援担当
	ひきこもり相談(18歳未満)	3-33	954-6160	子育て支援担当
	ひとり親家庭等医療費助成	1-5	954-6138	保険係(給付)
	ひとり親家庭等の相談	3-33	954-6117	子育て支援担当
	被爆者医療給付・健康手帳	3-30	954-6146	健康づくり係
	美容所の開設等の届出・相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	評価証明書(固定資産課税台帳登録事項証明)	2-27	954-6047	土地担当
	標準負担額減額認定証の交付	1-5	954-6138	保険係(給付)
ふ	福祉タクシー券(18歳以上の身体、知的障害者)	別-3	954-6115	高齢・障害サービス係
	福祉タクシー券(精神障害児者)	別-3	954-6145	障害者支援担当
	福祉タクシー券(障害児18歳未満)	3-32	954-6151	子ども家庭係
	福祉特別乗車券の交付(18歳以上の身体、知的障害者)	別-3	954-6115	高齢・障害サービス係
	福祉特別乗車券の交付(精神障害児者)	別-3	954-6145	障害者支援担当
	福祉特別乗車券の交付(児童扶養手当受給世帯・障害児18歳未満)	3-32	954-6151	子ども家庭係
	福祉保健活動拠点の管理運営	3-31	954-6143	事業企画担当
	福祉用具購入(介護保険)	1-5	954-6138	保険係(給付)
	ふぐ包丁師免許申請・届出	3-34	954-6166	食品衛生係
	不在者投票	2-24	954-6012	統計選挙係
へ	不在住証明書	1-7	954-6034	登録担当
	不在籍証明書	1-12	954-6031	戸籍担当
	負担限度額認定証(介護)	1-5	954-6138	保険係(給付)
	不法投棄	2-21	954-6096	資源化推進担当
	文化振興	2-22	954-6097	生涯学習支援係
	ペットに関する相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	保育所スタッフ登録(市立園)	3-32	954-6151	子ども家庭係
	保育所運営に関する相談	3-33	954-6173	保育担当
	保育所入所・保育料	3-33	954-6173	保育担当
	防火管理者の届出	2消-2	951-0119	消防署予防係
ほ	放課後児童育成(学童・放課後キッズクラブ)	3-33	954-6019	学校連携・子ども担当
	防災対策	2-24	954-6007	庶務係
	放置自転車(放置禁止区域以外の公道上)	旭土木	953-8801	管理係
	放置自転車(放置禁止区域内)	2-21	954-6091	地域活動係
	防犯対策	2-21	954-6091	地域活動係
	防犯灯	2-21	954-6091	地域活動係
	防犯灯維持管理費補助金	2-21	954-6091	地域活動係
	訪問理美容サービス申請・相談	別-3	954-6125	高齢者支援担当
	ホームレス支援	新	954-6104	生活支援係
	保健活動推進委員会	3-30	954-6146	健康づくり係
保健師免許の申請・届出	3-34	954-6166	食品衛生係	
保険料納付相談(介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険)	1-14	954-6137	保険係	
保護受給者証明	新	954-6104	生活支援係	
母子・父子・寡婦福祉資金(貸付)の申請・相談	3-33	954-6117	子育て支援担当	
母子健康手帳交付申請	3-32	954-6151	子ども家庭係	
母子訪問指導	3-33	954-6150	子育て支援担当	
補装具の申請(高齢者)	別-3	954-6125	高齢者支援担当	
補装具の申請(障害者18歳以上)	別-3	954-6128	障害者支援担当	
補装具の申請(障害児18歳未満)	3-33	954-6117	子育て支援担当	
ホタルの舞う里づくり	2-23	954-6026	企画調整係	
墓地・納骨堂・火葬場の許可相談	3-35	954-6168	環境衛生係	

	業務内容	階-窓口	電話	係・担当
ま	マイナンバー(個人番号)カードの申請 受取(予約者のみ)	1-10 1-2	954-6034	登録担当
	まちぐるみ地域防犯推進事業助成金	2-21	954-6091	地域活動係
	街の美化	2-21	954-6096	資源化推進担当
	町の防災組織活動費補助金	2-24	954-6007	庶務係
	まちのルールづくり相談コーナー	2-23	954-6026	まちづくり調整担当
	窓口案内	1-1	954-6022	広報相談係
み	緑のカーテンづくり	2-23	954-6026	企画調整係
	身分証明書	1-7	954-6031	戸籍担当
	未利用市有地の利用等についての相談	2-23	954-6026	企画調整係
	民生委員・児童委員、主任児童委員	3-31	954-6101	福祉保健係
め	免許の申請、届出(医師、薬剤師、保健師、看護師、栄養士、調理師、製菓衛生師など)	3-34	954-6166	食品衛生係
も	催物開催届出	2消-2	951-0119	消防署予防係
や	薬剤師免許の申請、届出	3-34	954-6166	食品衛生係
ゆ	郵便等投票	2-24	954-6012	統計選挙係
	有料道路割引(障害者18歳以上)	別-3	954-6115	高齢・障害サービス係
	有料道路割引(障害児18歳未満)	3-32	954-6151	こども家庭係
	養育医療の申請	3-32	954-6151	こども家庭係
よ	要介護認定申請に関する問い合わせ	別-3	954-6061	介護保険担当
	横浜市がん検診・健康診査等	3-30	954-6146	健康づくり係
	横浜みどり税の課税	2-28	954-6043	市民税担当
	予防接種(新型コロナウイルスワクチンを除く)	3-30	954-6146	健康づくり係
	寄り添い型生活支援事業	3-33	954-6019	学校連携・こども担当
り	リサイクル	2-21	954-6096	資源化推進担当
	罹災証明書(火災)	2消-3	951-0119	消防署警防第一係・第二係
	罹災証明書(自然災害)	2-24	954-6007	庶務係
	離乳食教室	3-30	954-6146	健康づくり係
	リハビリ教室(機能訓練教室)問い合わせ	別-3	954-6191	高齢者支援担当
	理容所の開設等の届出・相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	旅館業の営業許可・相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	老人クラブ(かはやきクラブ旭)	別-3	954-6115	高齢・障害サービス係
ろ	老人福祉センターの管理運営	2-22	954-6097	区民施設担当
	老人ホーム入所相談	別-3	954-6115	高齢・障害サービス係
	路線価(固定資産税)の公開	2-29	954-6047	土地担当
	露店等開設届出	2消-2	951-0119	消防署予防係
	ろびーぎやらりー	2-22	954-6097	生涯学習支援係
	忘れ物	2-24	954-6006	庶務係

わからないときは
旭区代表電話
954-6161
までお電話ください。



電話で
お金

キャッシュ
カード

ATM

の話は

詐欺です!

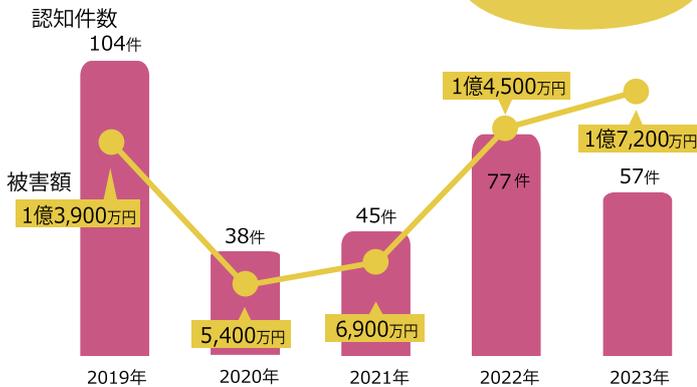
旭区の 高齢者が狙われています

区内では振り込め詐欺の被害が多く発生しています。2020年には認知件数と被害額が減少したものの、2022年以降は増加傾向にあります。

また、被害者の約9割が70歳以上で、複数回被害に遭う場合もあり注意が必要です。

旭区振り込め詐欺認知件数と被害額

被害者の約9割
70歳以上



振り込め詐欺

こんな手口に注意!

ATM 年金機構

年金が一部未払いとなっているので受け取り手続きができるのでATMに向かってください。



お金 業者

有料サイトの利用料金が未納です。○日までに○○万円支払わないと裁判になります。



キャッシュカード 金融庁

キャッシュカードが不正に利用されています。職員がキャッシュカードを預かりに行きますので渡してください。



振り込め詐欺の手口は年々、巧妙化しています。行政機関、警察等がATMの操作やカードを受け取りに来たりすることはありません!

～振り込め詐欺の被害にあわないために～

振り込め詐欺の入口は電話です。詐欺から身を守るには、「犯人と話をしないこと」が一番大切です。

在宅中も常に留守番電話設定を行いましょう。犯人は声を録音されることを嫌います。

「自動通話録音機能」を備えた機器を設置することも有効です。



※自動通話録音機能とは…着信時に詐欺を抑止する音声の流れ、相手を^{いかく}威嚇し、会話内容を自動で録音できる機能。
※留守宅と思われて空き巣の被害に遭わないよう、ドア・窓の戸締りも忘れずにしましょう。

不審な電話がかかってきたら旭警察署(☎361-0110)にご相談ください。

自治会町内会 各位

旭区地域振興課長

旭区市民活動支援センター「みなくる」の情報誌「みなくるだより」 の自治会町内会掲示板への掲出について（依頼）

日頃より、旭区の市民活動・生涯学習事業に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。
旭区市民活動支援センターでは、講座やイベント情報、登録団体の活動紹介等を掲載した
情報誌「みなくるだより」を年に4回発行しています。

このたび、「みなくるだより No. 63 令和6年春号」を発行いたしました。

つきましては、広く区民の皆様に周知するため、各自治会町内会の掲示板への掲出につ
いて御協力をお願いいたします。

1 掲出期間等

令和6年5月末まで A4チラシ1部（表面のみ掲示をお願いいたします。）

2 掲出場所

各自治会町内会の掲示板

3 添付資料

「みなくるだより」No. 63 令和6年春号

【担当】

旭区地域振興課地域力推進担当（奥村、福井、板橋）

電話：045-954-6028 Fax：045-955-3341

旭区市民活動支援センター「みなくる」（椎名）

〒241-0022 旭区鶴ヶ峰 2-82-1 ココロット鶴ヶ峰 4階

電話：045-382-1000 Fax：045-382-1005

メール：as-manabi@city.yokohama.jp



みなくるだより

No.63

令和6年春号

旭区マスコットキャラクター「あさひくん」

みなくるギャラリーに あなたの作品を展示できます

対 象：旭区在住・在勤・在学の方

展示期間：2週間（搬入：日曜日 搬出：土曜日）

※政治・宗教・営利目的の利用や集客・会員募集の展示はできません。

お気軽にお越しください

展示例



あさひの地域人(ちいきびと)に聞く Vol.4

あさひの地域人(ちいきびと)第4回は「心結」のお二人です。

地域で生き生きと活躍する
「地域人(ちいきびと)」を紹介します。



こやなぎじゅんこ やなぎばし
小柳純子さん 柳橋ますみさん(代表)
ここゆい
「心結」

「心結」は、「人の心と心を繋ぐ場所」柳橋さんが中学生の頃、もし将来お店をやるとしたら名付けようと決めていた名前です。

お二人は、旭区内のいくつかの場所で子どもも親も集える学校以外の居場所づくりをしています。

子どもたちが同じ幼稚園でママ友だったお二人は、数年後「子どもが学校に行きしぶっている」という共通の出来事で意気投合しました。

「学校からはなかなか情報が入ってこない」「もっとたくさんの情報やつながりを持ちたい」と思い、スクールソーシャルワーカーや地域ケアプラザへ相談。市外で同じような活動をしている団体へも見学に行きました。

一方で活動資金を得るため、区役所から補助金を受けて「心結」の活動を2021年に開始しました。

親同士のおしゃべり場を経て、今では子どもたちが特技を生かして先生をしたり、「心結」のロゴをデザイン

したり、心の成長と共に生活にも変化がみられるようになってきました。

現在、彼女たちは子どもの居場所ネットワーク「soil」の一員となり、活動の輪は希望が丘地区から旭区全体へと広がっています。

「地域に子どもたちを受け入れてくれる方がこんなにたくさんいたんだと知って、嬉しかった」この活動を通じて出会えた方々を大切に、これからも気軽に話せる居場所づくりの活動を続けていきたいとお二人は笑顔で話していました。

心結
BLOG



Soil
パートナーズ



みなくるだよりは地区センター、地域ケアプラザ、コミュニティハウス、図書館や旭区内の駅のPRボックスで配布中

お問合せ：旭区市民活動支援センター「みなくる」
TEL045-382-1000 FAX045-382-1005
E-mail:as-manabi@city.yokohama.jp



ホームページ

みなくる

検索

U-Café

【いう-カフェ】



どなたでも
お気軽にご参加ください。



◆今後の日程（毎月第3土曜日）
5/18、6/15、7/20
13:30～15:00

@みなくる



「旭区のだ真ん中に駅を作ったら」
という内容でアイデアを出し合う参
加者のみなさん

講座の報告



おとなが楽しむ絵本の魅力
～絵本の読み語り講座～3回連続講座

講師：永井麻子氏

『こどもの本のみせ ともだち』スタッフ

絵本の楽しみ方、読み語りの魅力や大人も楽しめる
絵本の紹介、講師の実演も交えながら、絵本の読み
方や持ち方のコツを学びました。最終回は受講者が
選んだ絵本で「おはなし会」を
開催。絵本の世界をじっくり
味わえる非日常の時間を過
ごしました。



新しい相談員の紹介



上原 ひろ美

4月からお世話になり
ます。
皆さまのお役に立
てるよう努めてまいり
ます。
「みなくる」で皆さまと
お会いできるのを楽し
みにしております。
どうぞよろしく願
いいたします。



旭区の公共施設の紹介

地域には住民のみなさんが利用しやすい施設がたくさんあります。ぜひ、お近くの区民利用施設をご利用ください。

白根地区センター



白根地区センターは、昭和59年5月17日に開館し、今年40周年を迎えます。
白根不動・白糸の滝など名所にも近い緑あふれる環境の中、どなたでも気軽に利用
できる施設です。様々な活動を通して、地域で暮らす方々の生活がより豊かになる
ことを目的としています。

職員・スタッフによる、月ごとに変わる折り紙等の作品も、
皆さまを温かくお迎えます。

今年度も、発表や展示の場所として、センターまつりやロビー
コンサート等が開催されます。是非一度ご来館ください。

最新情報は、地区センターのホームページをご覧ください。



白根地区センター
キャラクター
しらねっち

住所：横浜市旭区白根4-6-1
TEL：045-953-4428 FAX：045-953-4461
開館時間：月～土9時～21時、日曜・祝日9時～17時
休館日：第2月曜日、年末年始



発行：旭区市民活動支援センター「みなくる」

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰2-82-1
ココロット鶴ヶ峰4階

TEL 045-382-1000

FAX 045-382-1005

E-mail as-manabi@city.yokohama.jp

休館日 毎月第3水曜日・年末年始ほか

ホームページ

みなくる

検索



自治会町内会長 各位

旭区青少年指導員連絡協議会事務局長
(旭区地域振興課長)

自治会町内会での「あさひ青指だより」チラシの掲示について（依頼）

日頃より旭区の青少年健全育成活動にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さてこの度、当協議会では広報誌「あさひ青指だより第93号」を発行いたしました。ご高覧いただければ幸いです。

あわせて、第93号の内容を紹介するチラシを作成しましたので、青少年指導員の活動について広く区民の皆様にご案内するため、各自治会町内会でのチラシの掲示についてご協力を賜りたく存じます。

自治会町内会長の皆様におかれましては、お忙しい中大変恐縮ですが、どうぞよろしくお願いたします。

【資料】

- 1 あさひ青指だより第93号本 体 (A3) : ご高覧用
- 2 あさひ青指だより第93号チラシ (A4) : 掲示用

担当：旭区地域振興課生涯学習支援係
真栄田、中村
TEL 045-954-6099



青指だより

第93号

令和5年度活動記録



発行 旭区青少年指導員連絡協議会
編集 広報部会
事務局 旭区役所地域振興課
TEL:045-954-6099

旭区マスコットキャラクター あさひくん

第13回 旭区 学校音楽祭



12月16日(土)、旭公会堂ホールで学校音楽祭が開催されました。
今回は5団体が参加し、美しい歌声と力強い演奏が公会堂に響きわたりました。公会堂では、保護者の皆さんが写真を撮ったり、録音をしたりしていました。
また、YCVがビデオ収録を行い、後日テレビやネットで放映されるということで、子どもたちは緊張した面持ちでしたが、日頃の練習の成果を発揮していました。
我々、青少年指導員は、音楽祭がスムーズに進行するように、受付、誘導、舞台転換、司会などの業務をおこなっていました。

第18回 旭区大なわとび大会

コロナ禍の影響で延期されておりました「旭区大なわとび大会」が2月3日(土)に旭スポーツセンターにて4年ぶりに開催されました。
参加者からは「この日を待っていた!」、「ようやく子どもたちの練習成果を披露できる!」といった、この大会への参加を心待ちにしていた方の声を聞くことができました。
この大会は3つの部門にわかれ、5人から9人でチームを組んで、3分間の制限時間内に跳ぶ回数を競うものになります。
参加者は13地区30チーム、269名。なわを回す人、跳ぶ人、応援する人が一体となり、跳んだ回数を声に



出し、なわに引っかかった友達に「ドンマイ」と励ましあう声が体育館に響きわたる、活気のある楽しい大会となりました。

低学年の部			高学年の部			混合の部		
1位	旭南部	51回	1位	万騎が原	223回	1位	万騎が原	142回
2位	若葉台	49回	2位	川井	105回	2位	旭南部	137回
3位	万騎が原	33回	3位	旭南部	62回	3位	市沢	103回

編集後記
コロナ禍が明け、今年度はたくさんの活動ができました。長く休止状態だったことで変更や新たな取り組みもあり、試行錯誤の中たくさんの方にご協力いただきましたことをここに御礼申し上げます。久しぶりの活動では子供たちの顔つき顔ぶれが大きく変わり、成長の早さを痛感しました。定期的な活動で見守ることの大切さを感じた一年でした。

旭ふれあい区民まつり

竹って硬くて穴をあけるだけでも大変だ～

秋も深まってきた10月15日(日)、旭ふれあい区民まつりが旭区役所を中心に複数の会場で開催されました。当日は朝から横殴りの雨。準備は大変でしたが次第に小雨になり、午後には時折陽射しも降り注ぐほどに回復。子どもたちを含む多くのお客さんに来場いただきました。
物販や地域活動団体のPRなど多くのブースが並び中、「竹細工教室」を展覧。竹とんぼや竹笛、一輪挿しなど竹を加工して作っていく教室を開催しました。子どもたちはのこぎりやナイフなど日頃使い慣れない道具にひと苦勞。そこは青少年指導員の腕の見せ所。見本を見せたり、手を添えてあげたりとやさしく指導していきます。上手に出来た時の子どもたちの嬉しそうな笑顔は我々への最高のプレゼント。「竹とんぼは出来たけど、どうやって飛ばすのかな?」

飛ばしたがる子どもたちに人に当たらない広い場所で飛ばすよう教えながら、秋空に高く舞い上がる竹とんぼを見てみたいとふと思った秋の一日でした。



旭区親子野外自然体験活動

親子野外自然体験活動の季節がやってきました。11月4日(土)・25日(土) 両日も晴天に恵まれましたが、片や半袖、片や長袖に上着と体感は大いぶ違いました。
初めはウォークラリー、地図を手にチェックポイントの課題をこなします。クイズあり歌唱あり…次はモルックとタイムアタック。どちらも単純な遊びなのに、なぜかムキになってしまう楽しさがあります。

その後、活動センターのスタッフに薪割についてわかりやすく教えてもらいました。薪割→火起こし→焼き芋・フランク・焼きそばの調理。青少年指導員作成の豚汁をもらってお食事タイム。デザートは焼き芋と焼きマシュマロ。オッと忘れてはいけません。白玉団子もおいしくいただきました。最後に片づけ。天板や調理器具はきれいに返します。かまどの掃除、炭の始末。お楽しみ後もやることはたくさんありますね。



「スタッフが笑顔で動いていると子どもの笑顔もふえる」という思いを持って、私達も楽しくすごしました。

地

区

だ

よ

り

笹野台地区

モルック大会

12月2日(土) 笹野台小学校の校庭でモルック大会(低学年)を実施しました。北欧のフィンランドが発祥のスポーツで、20センチほどの木の棒を12本のピンに向けて投げ、倒したピンに書かれた点数などの合計が50点になるように競うスポーツです。

参加者は親子2人で1チームとして全部で10チーム。モルックをやるのは初めてと言う親子は4チームいました。

ルールを説明して競技を開始。最初はピンに当たらずに不満そうな顔も、繰り返し投げているとだんだん当たる様になり、得点が入ると笑顔になってきました。

最後50点にする為に狙ったピンに投げて見事に倒すと、大きな声を上げて喜び合っていました。



希望が丘東地区

地元地区の人達と共に

希望が丘東地区では、独自行事(毎月の防犯パトロール他)以外に、連合自治会・スポーツ推進委員・社会福祉協議会等の行事へ積極的に参加しています。

7月30日(日) 地区連合主催の夏祭りに、校内警備と出店(くじ引き)で参加しました。猛暑の中、5000人もの来場があり、大変盛り上がりました。



10月8日(日) スポーツ推進委員&連合共催による運動会では、審判と競技進行を担当しました。天候にも恵まれ、半日のプログラムで、各選手は頑張っていました。(写真はボール運び)



11月19日(日) 社会福祉協議会&家庭防災委員・連合共催による“ふれあい広場&防災フェスタ”の青指コーナーとして出店(くじ引き)と紙芝居実演を行い、子どもたちに喜んでもらえました。(写真の青のテントがくじ引き、手前側が紙芝居)さらに、設営・撤収のお手伝いもしました。

今後も、“地元地区の人達と共に”活動して行きたいと思っています。

希望が丘南地区

クリーン活動開催

12月3日(日) クリーン活動を開催しました。小学生・中学生・高校生、各自治会・子ども会から約350名が参加されました。当日天気にも恵まれ、8自治会のコースに分かれゴミ拾いをしてもらいました。参加者からの感想としてゴミを拾うことだけでなく、普段接点のない年代の子どもたちと話ができて楽しかった。また子どもたちがゴミを拾うことに夢中になり車道に出てしまったので、注意が必要だとの意見が聞かれました。この子どもたちが大人になったら、ポイ捨てなどしない人になってくれると思います。



さちが丘地区

やっと行事が復活してきました!

さちが丘地区の連合自治会は4つの単位自治会から構成され、現在5名の青少年指導員で活動しています。連合自治会にはレクリエーション部があり、スポーツ推進委員と青少年指導員は全員がその部に所属します。今年の10月に4年ぶりで大運動会が開催されました。その際は赤いシャツを着たレクリエーション部員が中心となって運営し、心地良い汗を流しました。



また11月には地区社会福祉協議会主催のふれあい福祉祭りが、これも4年ぶりに行われました。ここでは「竹ぼっくり」を青少年指導員が担当し70セットを販売しました。一時は10人ほどの列になり、旭区社会福祉協議会の担当者や土木事務所の所長さんにも手伝っていただいて、何とか乗り切りました。ご協力誠にありがとうございました。



二俣川地区

ふれあい餅つき大会

冬晴れの12月10日(日)、二俣川地区社会福祉協議会の主催でふれあい餅つき大会が開催され、約1000名の参加者で賑わいました。参加者へは、あんこ餅、きな粉餅、白餅に加えて、豚汁が振舞われたほか、子どもたちが餅つきを体験しました。小さな杵を使って餅つきをしている子どもたちの姿は、写真を撮影した家族にとって、今年のベストショットの一つになったことでしょう。

二俣川地区の連合自治会と社会福祉協議会参加団体とともに、運営スタッフとして参加した青少年指導員は、餅つき担当として全部でもち米120kgをつき上げました。チョット疲れましたが、これからも地域の皆さまと共に、青少年の応援団として、活動してまいります。



青少年指導員が取材や記事の作成を行い、広報部会で編集した広報紙です。令和5年度下半期のイベントの様子や地区活動について青少年指導員の目線で紹介しています。



旭区マスコットキャラクター あさひくん

トピック

旭ふれあい区民まつり

10月15日(日)
竹細工教室を実施しました。



旭区親子野外自然体験活動

11月4日(土)、11月25日(土)
こども自然公園・青少年野外活動センターにて、親子計80名が参加しました。



旭区学校音楽祭

12月16日(土)、
旭公会堂にて開催しました。
5団体が出演しました。



旭区大なわとび大会

2月3日(土)、旭スポーツセンターにて開催しました。
小学生から大人まで約300人が大会に参加しました。



地区だより

各地区の活動を
紹介しています。

笹野台地区



モルック大会

希望が丘東地区

地元地区の
人達と共に

希望が丘南地区



クリーン活動開催

さが丘地区

やっと行事が
復活してきました！

二俣川地区

ふれあい
餅つき大会

全文は二次元バーコードから
ご覧いただけます。
また、区役所で配布しています。



発行 旭区青少年指導員連絡協議会

編集 広報部会

事務局 旭区役所地域振興課
TEL:045-954-6099